

雫石都市計画マスタープラン



平成 31 年 3 月

雫 石 町

雫石都市計画マスタープラン (第三次) の改定にあたって



地方を取り巻く状況は、世界的に不透明な社会経済情勢の中で、急速に進む少子高齢化と人口減少社会の進行、高度情報化やグローバル化の進展、環境意識の高まりと循環型社会への移行、地方分権社会の進展など、社会情勢の大きな変化の中にあります。また、地震、集中豪雨など、住民生活に大きなダメージを与える災害が頻繁に発生しており、災害に対する安全・安心の意識も高まっております。

今回の都市計画マスタープランの改定は、こうした本町を取り巻く諸情勢を踏まえながら、20年後の将来を見据えて見直しを行ったものであります。見直しにあたっては、町民意識調査や町民説明会、パブリックコメントを実施し、町民のみなさまの意識の動向やまちづくりに対する考え方を把握させていただいたほか、上位計画である雫石町総合計画基本構想及び国土利用計画第三次雫石町計画等と整合を図り策定しております。

「一人ひとりが輝く 未来につなぐ しずくいし」を将来像として掲げ、この将来像を実現するため「自然と共生した快適で美しいまち」「生活環境が充実した安全・安心のまち」「個性と能力を活かしすべての人が輝くまち」「地域資源を活かした産業連携による元気なまち」「みんなで創る協働のまち」を目標とし持続可能なまちづくりを目指すこととしております。

本計画は、行政各分野における横断的な取り組みのほか、町民のみなさまの行政への積極的な参加により実現が可能となるものと考えており、町民のみなさま、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、都市計画マスタープランの改定にあたり、数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました町民のみなさまをはじめ、計画案のご審議をいただきました雫石町都市計画審議会委員並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

雫石町長 猿 子 恵 久

目 次

【全体構想】

序章 都市計画マスタープランについて	1
1. 改定の主旨	1
2. 都市計画法上の位置づけ	1
3. 都市計画マスタープランの役割	2
4. 目標年次	2
第1章 雫石町の現況把握	3
1. 雫石町の現況	3
2. 住民意向	24
3. まちづくりの課題の整理	26
4. 計画改定の視点	35
第2章 まちづくりの目標	36
1. まちづくりの理念	36
2. まちづくりの目標	37
3. 将来都市構造	38
第3章 まちづくりの方針	41
1. 土地利用の方針	41
2. 交通体系形成の方針	44
3. 都市機能に関する方針	47
4. 環境保全・景観形成に関する方針	49
5. 産業連携によるまちづくり	50
6. 誰もが住みやすいまちづくり	50

【地域別構想】

序章 地域区分の考え方について	51
1. 地域区分	51
第1章 雫石地区	52
1. 雫石地区の特色	52
2. 雫石地区の課題	52
3. 雫石地区のまちづくりの目標	53
4. 雫石地区のまちづくりの方針	53
第2章 御所地区	59
1. 御所地区の特色	59
2. 御所地区の課題	59
3. 御所地区のまちづくりの目標	60
4. 御所地区のまちづくりの方針	60
第3章 御明神地区	64

1. 御明神地区の特色	64
2. 御明神地区の課題	64
3. 御明神地区のまちづくりの目標	65
4. 御明神地区のまちづくりの方針	65
第4章 西山地区	69
1. 西山地区の特色	69
2. 西山地区の課題	69
3. 西山地区のまちづくりの目標	70
4. 西山地区のまちづくりの方針	70

【都市計画マスタープランの実現に向けて】

1. 住民参加によるまちづくり	74
2. まちづくりの推進体制	74
3. 都市計画の決定・変更	74
4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し	75

全体構想

序章 都市計画マスタープランについて

1. 改定の主旨

「雫石都市計画マスタープラン」は、平成 10 年 4 月に当初策定した後、人口の減少や急速に進む少子高齢化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化、住民の価値観の多様化、国から地方への権限委譲など、町を取り巻く社会・環境の変化や課題を踏まえ、雫石町総合計画基本構想・後期基本計画との整合を図るため、平成 21 年 7 月に改定を行いました。

現行計画は、雫石町総合計画に即したまちづくり計画としてその役割・機能を担ってきましたが、改定から 9 年が経過し、目標年次である平成 30 年を迎えました。

そこで、県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即しながら、現在の町の特性や課題を捉えるとともに、これから概ね 20 年間（2038 年を目標）にわたる町の目指すべき姿や住民にわかりやすいまちづくりの方針を示すために、現行都市計画マスタープランの改定を行うことを目的とします。

2. 都市計画法上の位置づけ

都市計画マスタープランに定められる内容は、概ね 20 年後の長期的な展望に立った「目指すべき町の姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。

都市計画マスタープランの構成は、町全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の 2 つの計画で構成されます。

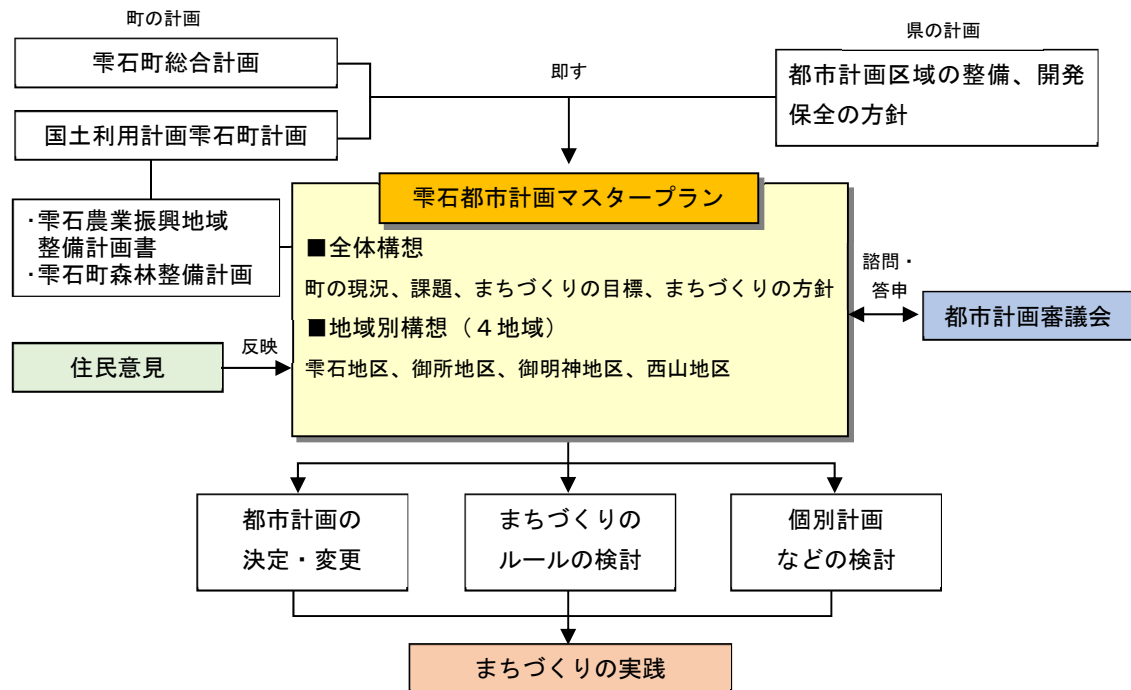
また、策定にあたっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされています。

【参考】都市計画マスタープランの位置づけ[都市計画法第 18 条の 2]

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

図 都市計画マスタープランの位置づけ



3. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、雫石町総合計画の理念を受け、長期的視点からまちづくりの方針や、将来の土地利用・都市施設整備の方針などを明らかにするもので、具体的には次の役割を持っています。

（１）個別の都市計画の決定・変更の指針としての役割

用途地域の変更や拡大、市街地開発事業等（土地区画整理事業等）の位置づけ、道路、公園、下水道等の都市施設の決定等の指針となります。

（２）民間における各種開発等に対する指導指針としての役割

都市計画区域内で行われる開発行為等を適正に誘導するための指導指針となります。

（３）農林行政や自然保護行政等との調整の指針となる計画

「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」との土地利用調整の指針となります。

4. 目標年次

本都市計画マスタープランの目標年次は、策定年次より概ね20年後の平成50年（2038年）とします。

また、社会情勢の変化など、必要に応じて計画を見直すこととします。

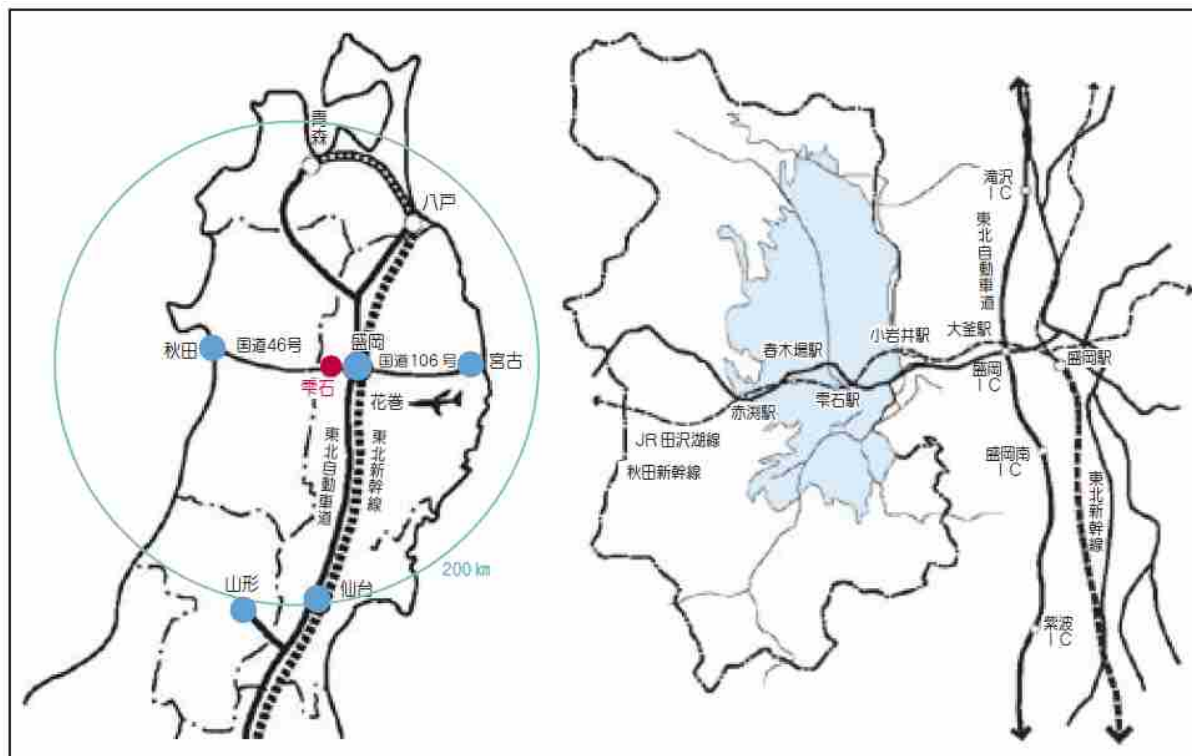
第1章 雫石町の現況把握

1. 雫石町の現況

(1) 雫石町の位置・地勢

雫石町は、盛岡広域市町村圏の西部地域にあり、北東北地方の拠点都市である盛岡市の西方約16kmに位置しています。東は、滝沢市、盛岡市に接続し、西は奥羽山系の山々を境に仙北市（秋田県）に接し、南は矢巾町、紫波町、西和賀町及び花巻市とそれぞれ連山を境界に、北は岩手山鬼ヶ城稜線を境として八幡平市に接しています。その広がりはおおよそ東西24km、南北40kmで総面積608.82km²と広大であり、奥羽山系の山脈に囲まれた扇状の盆地をかたどっています。

地勢は、秀峰岩手山をはじめ標高1,000m以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めており、標高300m以上が総面積の約80%に達しています。また、山麓部には広大な傾斜地が開かれ、天然林、牧野、田畑がのどかな田園風景をつくりだし、田、畑の耕地は、葛根田川、雫石川、南川の三河川流域に展開しています。



(2) 人口等

①人口

■本町の人口は平成12年をピークに減少に転じています。

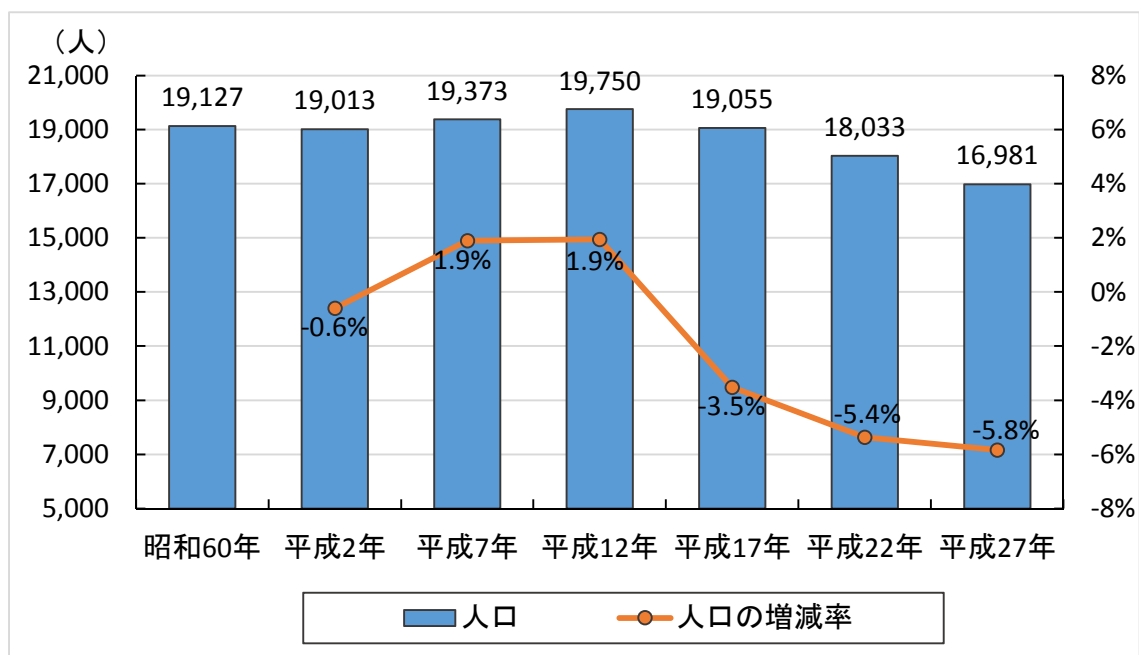
○平成27年の国勢調査における人口は16,981人で、平成12年以降減少が続いています。

○人口の増減率は、平成17年には前回調査人口から-3.5%、平成27年には前回調査人口から-5.8%と、急速に人口減少が進んでいることがうかがえます。

図表 人口の推移

	人口（人）						
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
雫石町	19,127	19,013	19,373	19,750	19,055	18,033	16,981
増減率	—	-0.6%	1.9%	1.9%	-3.5%	-5.4%	-5.8%

資料：国勢調査



②年齢別人口

- 年少人口・生産人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。
- 高齢化率は岩手県平均を上回っています。

○平成 27 年の年少人口（15 歳未満）は 1,815 人、構成比は 10.7%となっており、年を追うごとに減少傾向にあります。

○平成 27 年の生産人口（15 歳から 64 歳）は 9,467 人、構成比は 55.8%となっており、年を追うごとに減少傾向にあります。

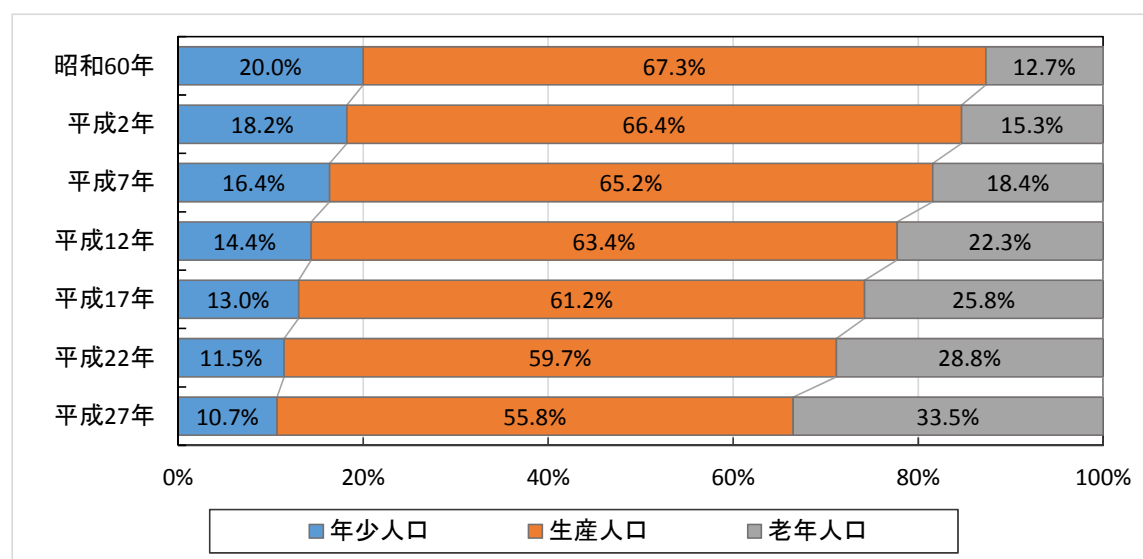
○平成 27 年の老年人口（65 歳以上）は 5,691 人、構成比は 33.5%となっており、年を追うごとに増加傾向にあります。構成比は 33.5%で県平均の 30.2%を上回っており、県内市町村の中でも高齢化が進んでいることがうかがえます。

図表 年齢 3 区分別人口の推移

	年少人口		生産人口		老年人口	
	15歳未満 (人)	構成比 (%)	15～64歳 (人)	構成比 (%)	65歳以上 (人)	構成比 (%)
昭 和 60 年	3,825	20.0%	12,877	67.3%	2,425	12.7%
平 成 2 年	3,466	18.2%	12,634	66.4%	2,913	15.3%
平 成 7 年	3,169	16.4%	12,637	65.2%	3,567	18.4%
平 成 12 年	2,840	14.4%	12,513	63.4%	4,397	22.3%
平 成 17 年	2,480	13.0%	11,662	61.2%	4,913	25.8%
平 成 22 年	2,065	11.5%	10,762	59.7%	5,199	28.8%
平 成 27 年	1,815	10.7%	9,467	55.8%	5,691	33.5%
岩 手 県 (平成27年)	150,992	11.8%	734,886	57.4%	386,573	30.2%

※平成22年、27年は年齢不詳があるため、4 ページの人口と一致しない

資料：国勢調査



③世帯数

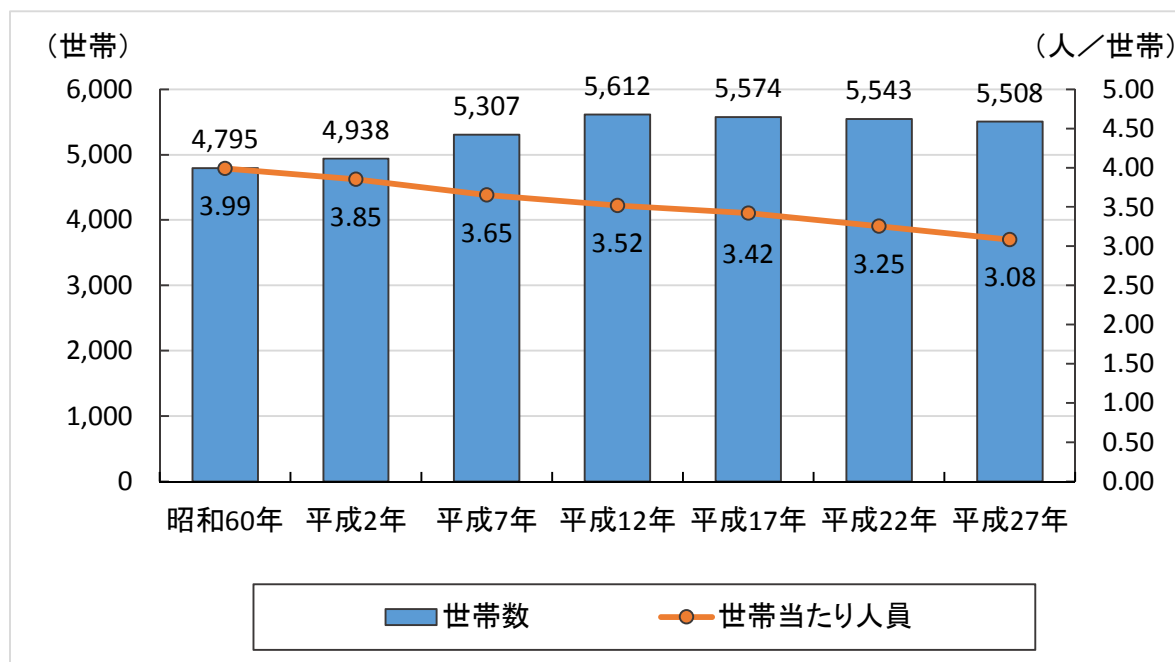
- 世帯数は平成12年までは増加傾向にありましたが、以降は減少に転じています。
- 世帯当たり人員は減少傾向にあります。

- 世帯数は平成12年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向であり、平成27年は5,508世帯となっています。
- 1世帯当たり人員は世帯数の増加に伴い減少してきましたが、平成12年の世帯数ピーク以降も減少が続いていることから、核家族化及び単身化が進んでいることがうかがえます。

図表 世帯数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数（世帯）	4,795	4,938	5,307	5,612	5,574	5,543	5,508
世帯当たり人員（人／世帯）	3.99	3.85	3.65	3.52	3.42	3.25	3.08

資料：国勢調査



(3) 産業

①就業構造

■第1・2次産業就業人口は減少傾向にあります。

■第3次産業就業人口は平成22年まで増加していましたが、その後、減少に転じています。

○平成27年の第1次産業就業人口は1,661人、構成比は18.2%となっており、年を追うごとに減少傾向にあります。

○平成27年の第2次産業就業人口は1,797人、構成比は19.6%となっており、平成27年は若干増加しているものの、全体的に減少傾向にあります。

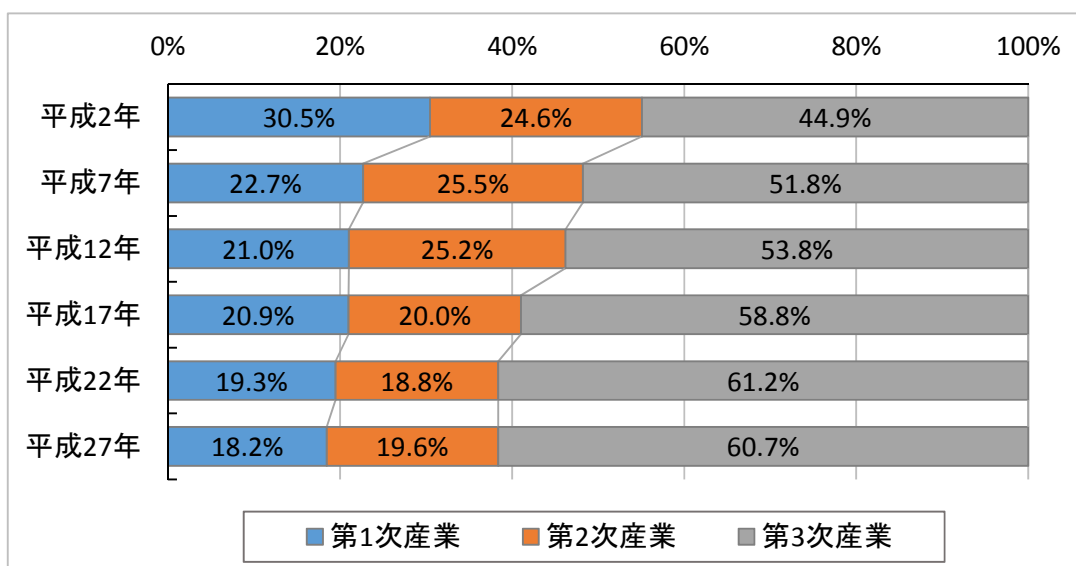
○平成27年の第3次産業就業人口は5,552人、構成比は60.7%となっており、平成22年をピークに就業人口は減少していますが、全産業就業人口からみた構成比は6割以上を占めていることから、第1・2次産業からの就業離れがうかがえます。

図表 産業別就業人口の推移

(上段：人、下段：構成比)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	3,335 30.5%	2,494 22.7%	2,303 21.0%	2,182 20.9%	1,835 19.3%	1,661 18.2%
第2次産業	2,696 24.6%	2,805 25.5%	2,761 25.2%	2,084 20.0%	1,785 18.8%	1,797 19.6%
第3次産業	4,916 44.9%	5,685 51.8%	5,891 53.8%	6,128 58.8%	5,806 61.2%	5,552 60.7%
合計	10,950	10,989	10,956	10,419	9,494	9,148

資料：国勢調査
(分類不能を除く)



※第1次産業：農業、漁業、林業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：情報通信業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉、サービス業など

②農業

■農家数は減少傾向にあります。

■耕地面積は減少傾向にあります、平成 22 年以降はほぼ横ばいです。

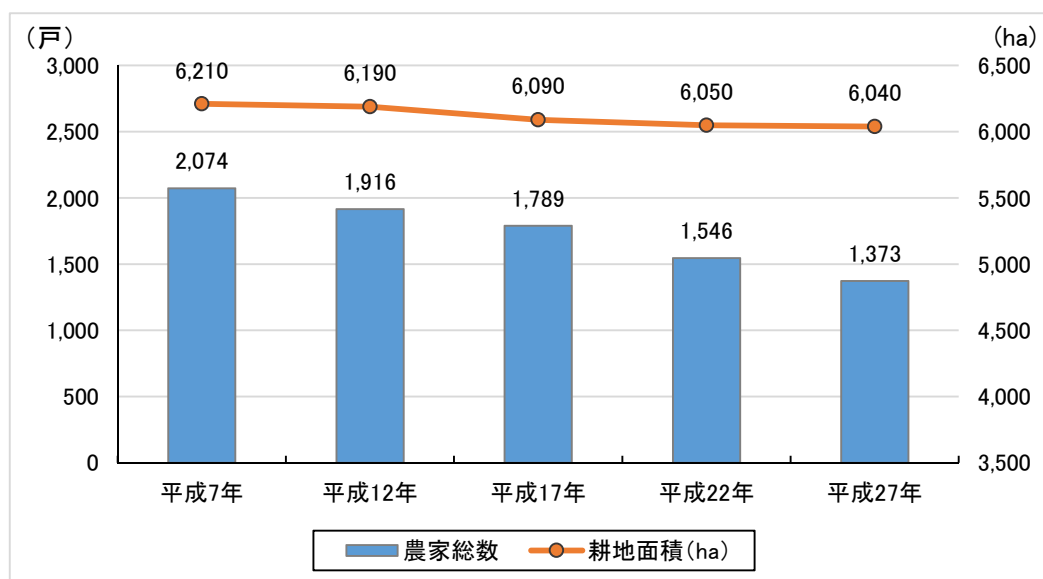
○農家数は減少傾向にあり、平成 12 年には 2,000 戸を割り込み、平成 27 年では 1,373 戸となっています。

○田畑の耕地面積は減少傾向にありますが、平成 22 年以降はほぼ横ばいで、平成 27 年では 6,040ha となっています。

図表 農家数、耕地面積の推移

	農家数(戸)				耕地面積 (ha)
	農家総数	専業	兼業		
			第1種	第2種	
平成 7 年	2,074	129	617	1,328	6,210
平成 12 年	1,916	131	445	1,176	6,190
平成 17 年	1,789	164	390	1,053	6,090
平成 22 年	1,546	199	306	821	6,050
平成 27 年	1,373	216	247	656	6,040

資料：農林業センサス・作物統計



③工業

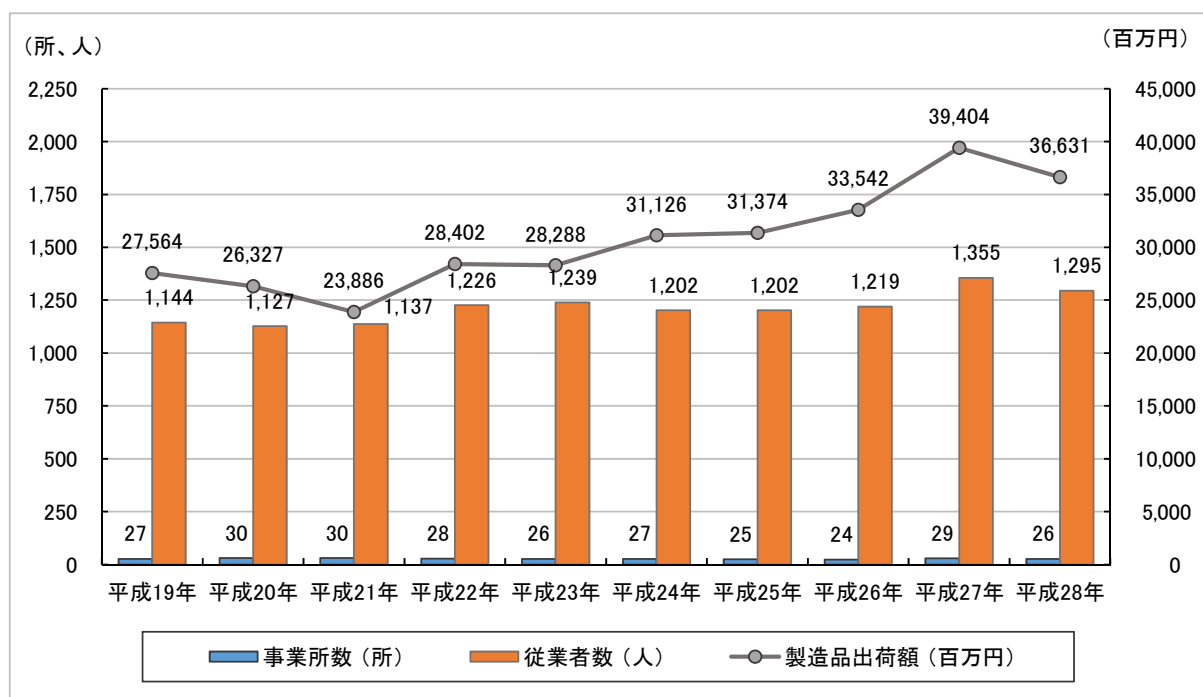
■事業所数は横ばい、従業者数、製造品出荷額は増加傾向にあります。

○平成28年は事業所数26箇所、従業者数1,295人、製造品出荷額36,631百万円となっており、平成27年より若干減少していますが、平成19年からの推移をみると事業所数はほぼ横ばい、従業者数は微増しています。製造品出荷額は、平成22年以降増加傾向にあります。

図表 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成19年	27	1,144	27,564
平成20年	30	1,127	26,327
平成21年	30	1,137	23,886
平成22年	28	1,226	28,402
平成23年	26	1,239	28,288
平成24年	27	1,202	31,126
平成25年	25	1,202	31,374
平成26年	24	1,219	33,542
平成27年	29	1,355	39,404
平成28年	26	1,295	36,631

資料：工業統計調査、経済センサス



④商業

- 商店数は減少傾向にありますが、近年は横ばいです。
- 従業者数は減少傾向にありましたが、平成26年、平成28年は増加しています。
- 年間商品販売額は減少傾向にありますが、平成28年は増加しています。

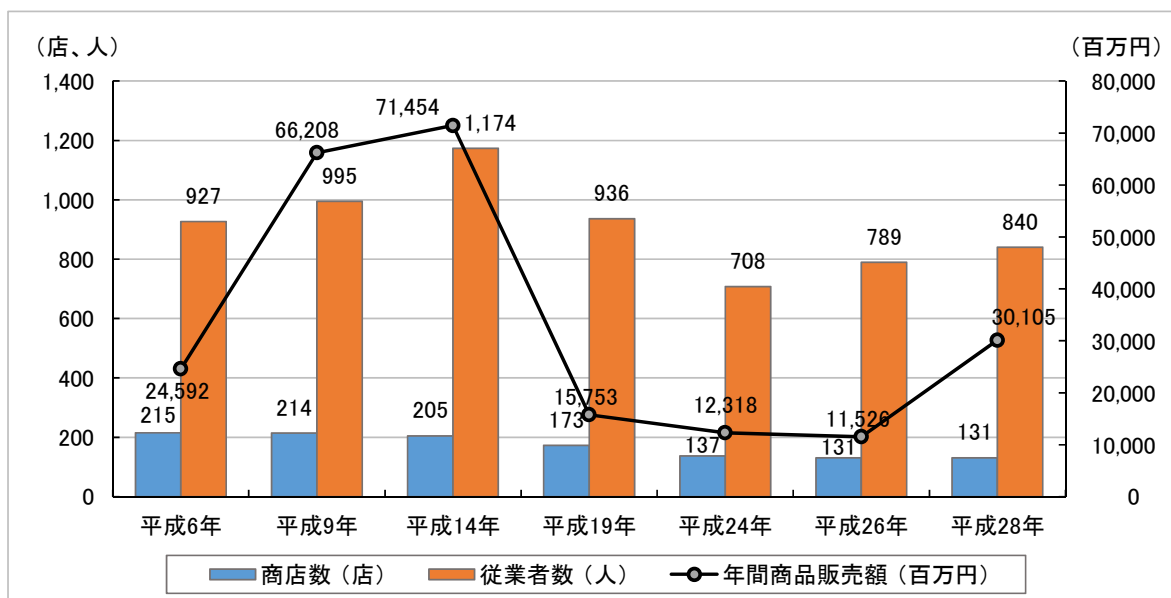
○平成28年の商業（卸売業、小売業）は、商店数131店舗、従業者数840人、年間商品販売額30,105百万円となっています。

○平成6年から平成28年までの推移をみると商店数は減少傾向ですが、従業者数は近年増加しています。年間商品販売額については、卸売業、小売業とも平成28年は増加しています。

図表 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成6年	215	927	24,592
平成9年	214	995	66,208
平成14年	205	1,174	71,454
平成19年	173	936	15,753
平成24年	137	708	12,318
平成26年	131	789	11,526
平成28年	131	840	30,105

資料：商業統計調査、経済センサス



⑤観光

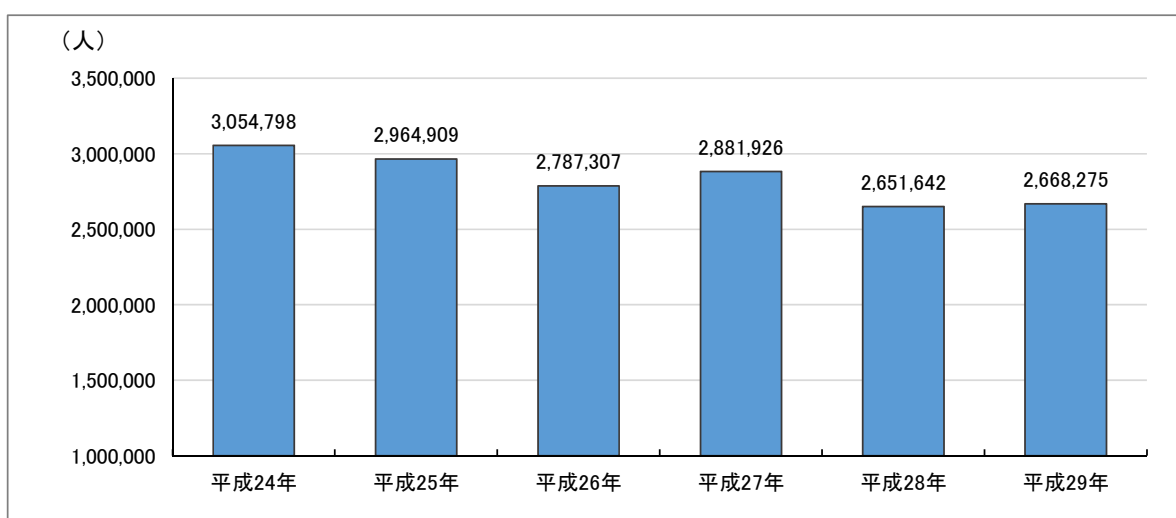
■観光入込客数は、緩やかな減少傾向にあります。

○観光入込客数は平成 29 年に微増しているものの、全体的に緩やかな減少傾向にあります。

図表 観光入込客数の推移

年次	人数（人）
平成24年	3,054,798
平成25年	2,964,909
平成26年	2,787,307
平成27年	2,881,926
平成28年	2,651,642
平成29年	2,668,275

資料：町観光商工課



(4) 土地利用

①都市計画の指定状況

■都市計画区域内には用途地域が定められ、商業系と住居系の用途地域で構成されています。

○都市計画区域は 16,272ha で行政区域面積の約 27%を占めています。

○都市計画区域は用途地域と用途地域の定められていない(無指定)地域に分けられます。

○中心市街地周辺を用途地域に指定しており、商業地域と近隣商業地域をあわせた商業系用途地域が 17.5%を占め、そのほかは住居系用途地域となっています。

表 都市計画区域

行政区域面積	都市計画区域		
	面積	当初指定	最終指定
60,882 ha	16,272 ha	S49.12.24	S57.7.16

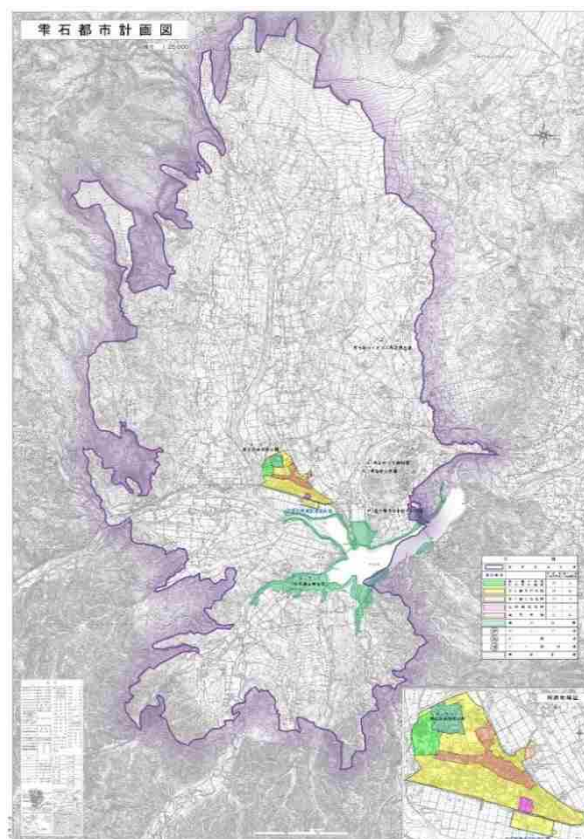
資料：町資料

表 用途地域

指定年月日		第一種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣 商業地域	商業地域	合計
当初	最終						
S54.6.1	H11.12.10	15.0 ha 9.4%	114.0 ha 71.7%	2.0 ha 1.3%	2.9 ha 1.8%	25.0 ha 15.7%	158.9 ha 100.0%

資料：町資料

図 都市計画区域と用途地域



②土地利用状況

■用途地域内の都市的土地利用の割合は約 70%となっています。

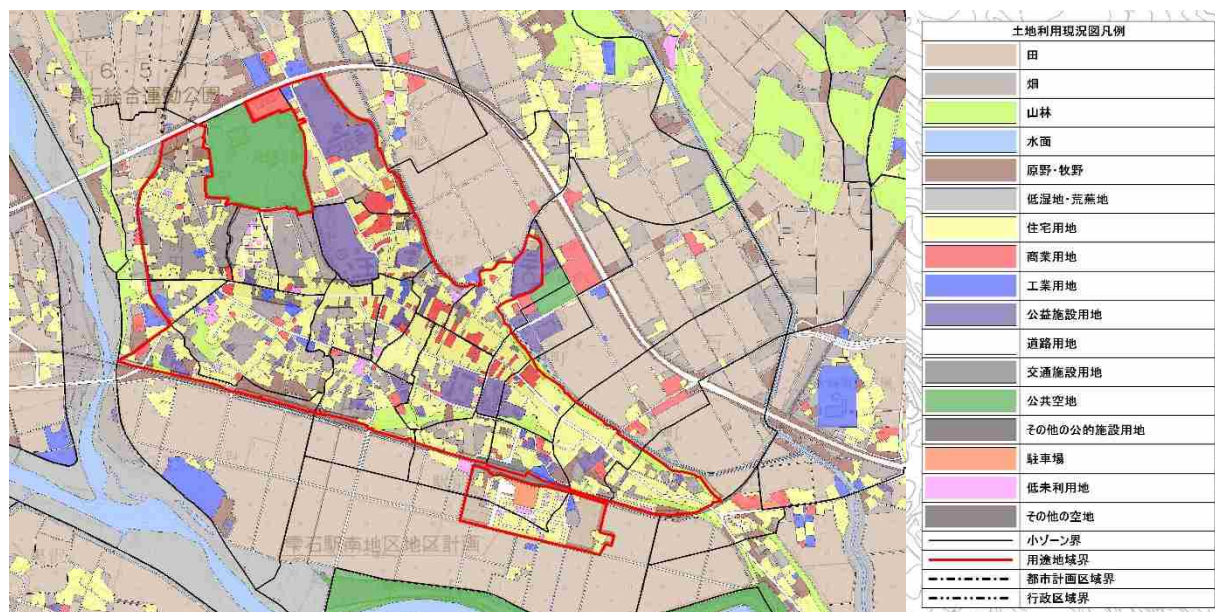
○都市計画区域全体では、農地、山林、原野などの自然的土地利用が区域全体の 86.1%、都市的土地利用が 13.9%となっています。

○用途地域内は、自然的土地利用が 30.8%、住宅、商業、工業等の宅地を含む都市的土地利用が 69.2%となっており、住宅・商店等の建物が集中しています。

図表 土地利用状況

分類			都市計画区域		用途地域		無指定地域	
			面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
自然的 土地 利用	農地	田	3,371.6	20.7	8.6	5.4	3,363.0	20.9
		畑	2,624.1	16.1	26.7	16.8	2,597.4	16.1
	山林	6,552.0	40.3	5.9	3.7	6,546.1	40.6	
	水面	447.5	2.8	0.3	0.2	447.2	2.8	
	原野・牧野	756.5	4.6	7.4	4.7	749.1	4.6	
	低湿地・荒蕪地	264.8	1.6	0.0	0.0	264.8	1.6	
	小計	14,016.5	86.1	48.9	30.8	13,967.6	86.7	
都市的 土地 利用	住宅用地		579.0	3.6	59.5	37.4	519.5	3.2
	商業用地		99.2	0.6	8.1	5.1	91.1	0.6
	工業用地		88.3	0.5	2.5	1.6	85.8	0.5
	公益施設用地		127.3	0.8	19.8	12.5	107.5	0.7
	道路用地		573.4	3.5	15.5	9.7	557.9	3.5
	交通施設用地		9.3	0.1	1.0	0.6	8.3	0.1
	公共空地		296.3	1.8	0.3	0.2	296.0	1.8
	駐車場		9.8	0.1	1.1	0.7	8.7	0.1
	低未利用地		38.3	0.2	2.3	1.4	36.0	0.2
	その他の空地		434.6	2.7	0.0	0.0	434.6	2.7
	小計		2,255.5	13.9	110.1	69.2	2,145.4	13.3
総計			16,272.0	100.0	159.0	100.0	16,113.0	100.0

資料：平成28年都市計画基礎調査



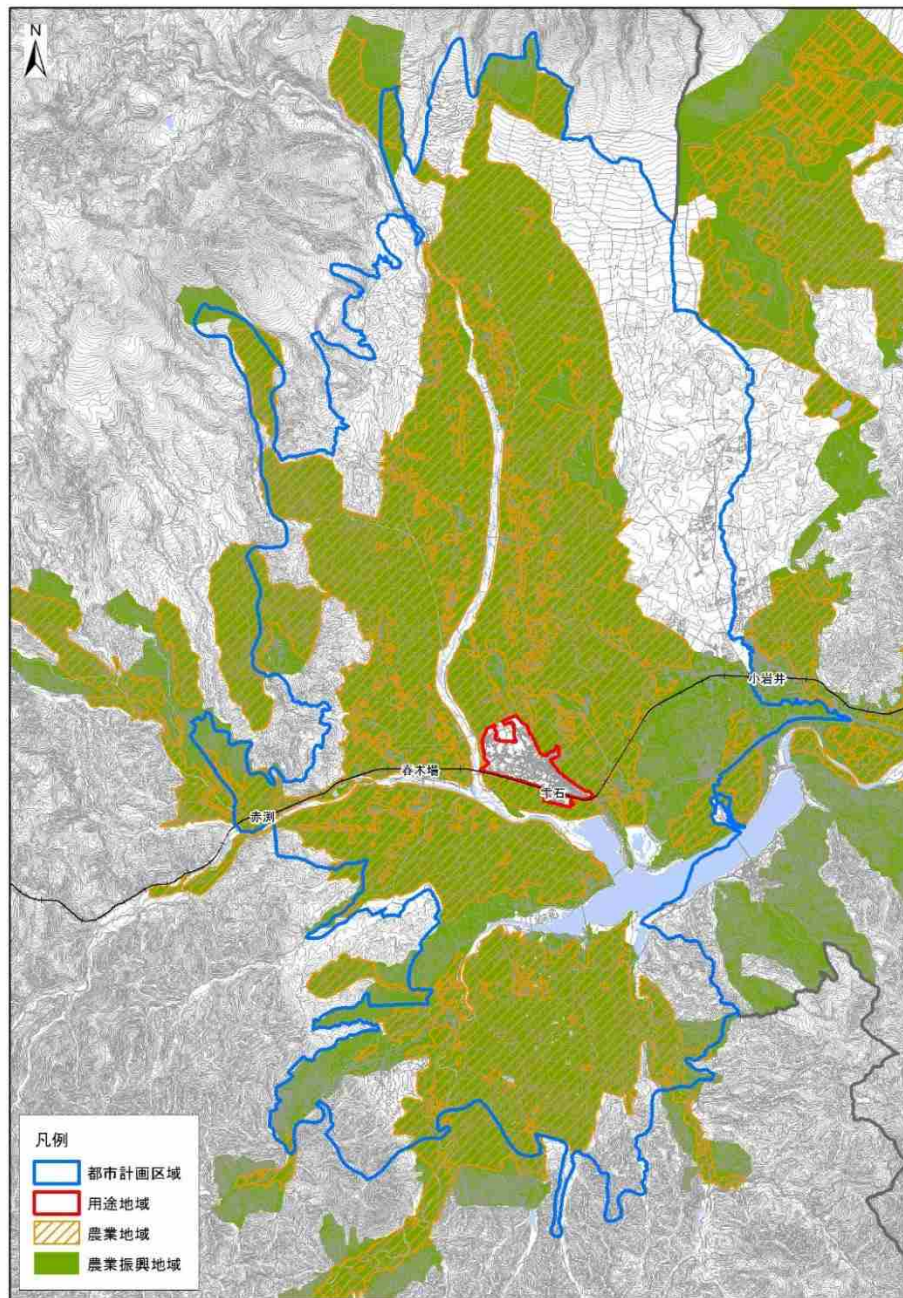
③法規制

1) 農業振興地域・農業地域

■用途地域を除く都市計画区域（無指定の地域）の大部分が農業地域となっています。

○都市計画区域内の用途地域を除く平野部は農業振興地域となっており、その大部分には農業地域が指定されています。

図 農業振興地域・農業地域の状況



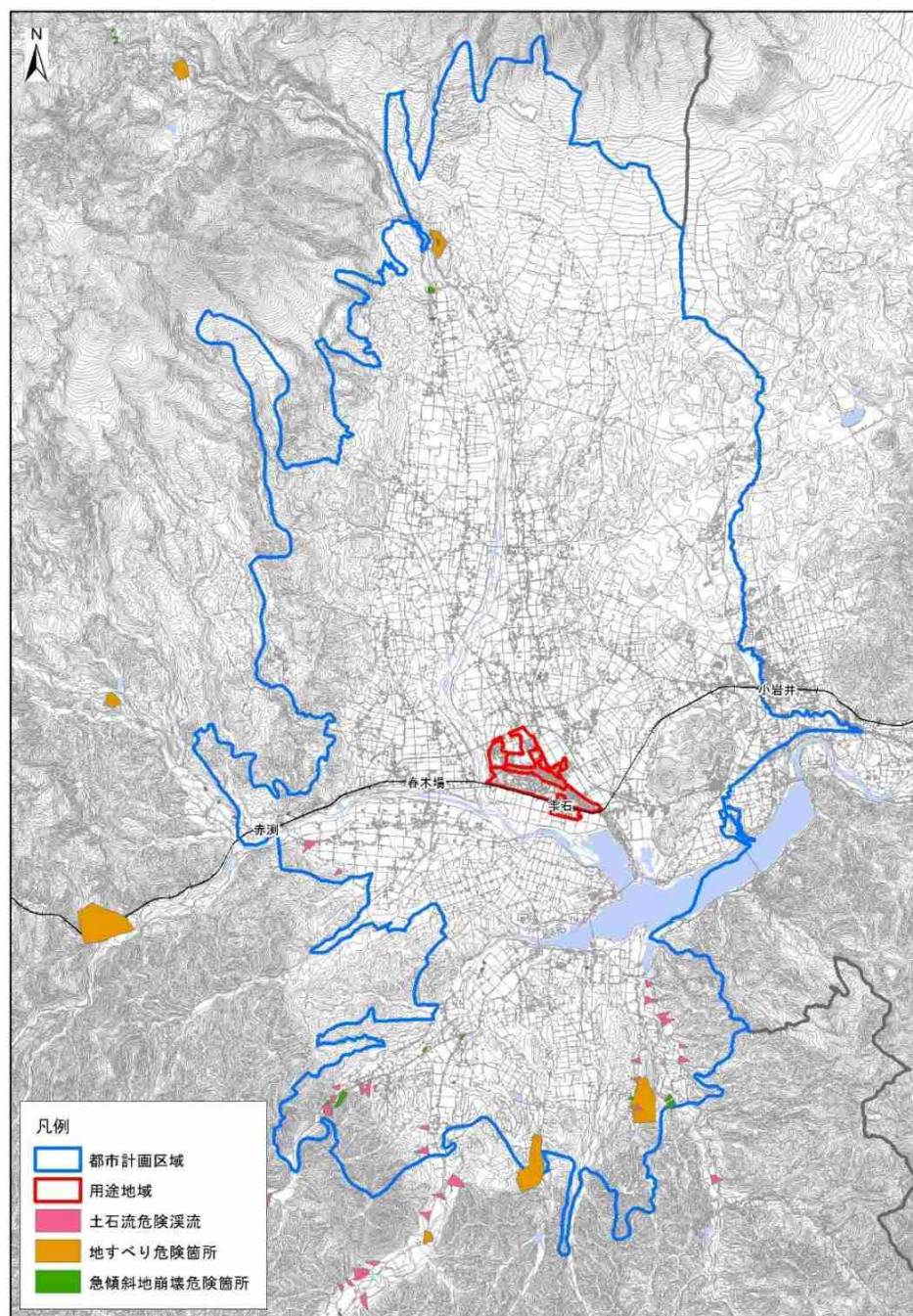
資料：国土数値情報（国土交通省）

2) 土砂災害危険箇所

■用途地域内には土砂等による災害危険箇所は見られません。

○土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の災害危険箇所は、都市計画区域の縁辺部に見られ、用途地域内には見られません。

図 土砂災害危険箇所の状況



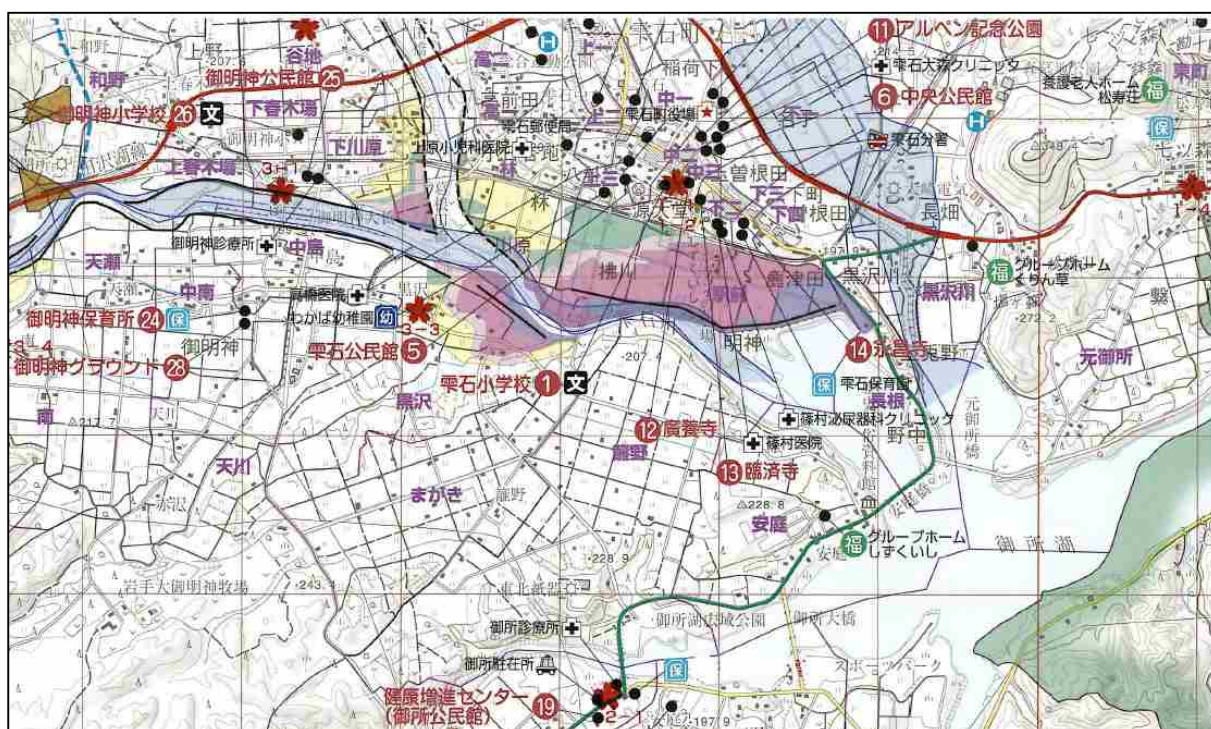
資料：国土数値情報（国土交通省）

3) 浸水想定区域

■市街地を含む雫石駅南側に浸水想定区域が指定されています。

○雫石川、葛根田川の氾濫による浸水として、雫石駅南側を中心に、最大で浸水深 5.0m 以上の浸水想定区域が指定されています。

図 浸水想定区域の状況



資料：雫石町総合防災マップ（平成 22 年）

凡例

- 浸水深が 5.0m 以上の地域
- 浸水深が 2.0m～5.0m 未満の地域
- 浸水深が 1.0m～2.0m 未満の地域
- 浸水深が 0.5m～1.0m 未満の地域
- 浸水深が 0.5m 未満の地域

4) 災害履歴

■平成 25 年に発生した記録的な豪雨により、町内の宅地や道路、橋梁、農地、河川などに甚大な被害が発生しました。

○平成 25 年 8 月 9 日、秋田県と岩手県で大雨が発生し、本町にも大きな災害が発生しました。

○降り始めから降り終りまでの総降水量は、雫石で 264 ミリ、橋場で 351 ミリ、春木場で 329 ミリとなり、雫石地区、御所地区、御明神地区で住家の床上・床下浸水や土砂災害、道路の損壊や冠水による交通障害、停電や断水などの被害が発生しました。

表 平成 25 年 8 月 9 日の記録的豪雨による被害の状況

区分			件数	小計	合計
人的被害			0	0	0
住家被害	住家	一部損壊(床下浸水)	3 1 8	3 6 6	7 5 8
		半壊(床上浸水)	4 3		
		半壊	1		
		大規模半壊	1		
		全壊	3		
	非住家	被災	3 9 2	3 9 2	
土砂災害	がけ崩れ等			1 0 3	1 0 3
道路・土木施設被害	施設被害	町道	1 5 9	1 6 9	3 3 3
		県道	9		
		国道	1		
	通行止	町道	2 5	3 0	
		県道	4		
		国道	1		
	河川			1 3 4	
上下水道施設被害	水道施設			2 8	1 0 5
	給水障害（世帯）			5 8	
	下水道施設			1 9	
農業被害	農業施設			1, 6 8 2	1, 8 3 6
（農業被害合計は農産物面積を除く）	林道			1 5 4	
	農産物(ha)			9 6 2	
観光・商工施設被害					3 6
学校施設被害					3
保育施設・福祉施設被害					2
社会教育・社会体育施設被害					1 1
公共施設被害					1 0
合計					3, 1 9 7

資料：雫石町「平成 25 年 8 月 9 日大雨洪水災害対応の記録」

(5) 交通

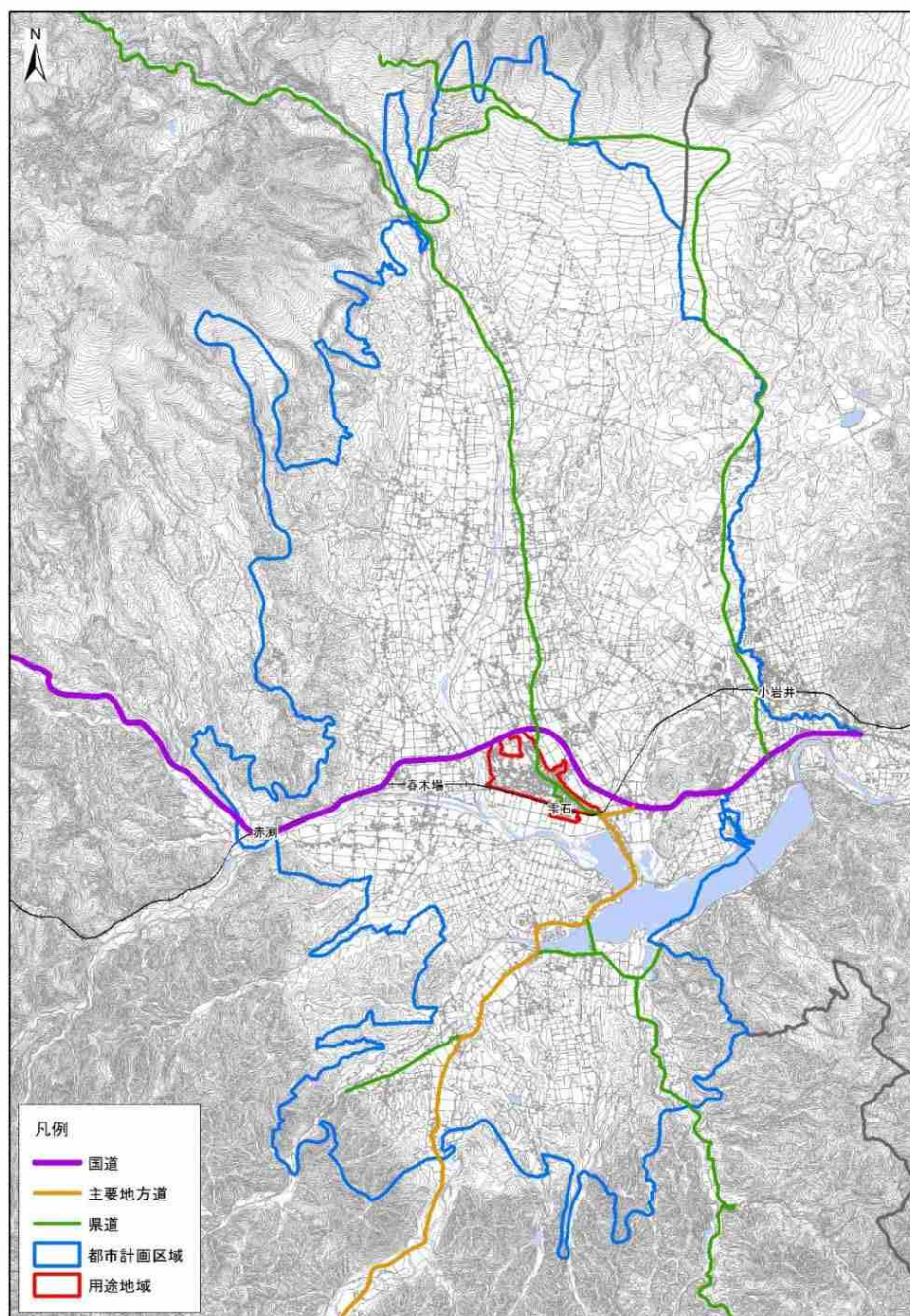
①道路網

■国道 46 号と主要地方道、県道が本町の道路網の骨格を形成しています。

○盛岡市と秋田県を結ぶ国道 46 号は、町の東西方向の幹線道路としての役割を持つとともに、町外への広域幹線道路としての機能を持っています。

○主要地方道盛岡横手線及び一般県道雫石東八幡平線は、町の南北方向の幹線道路としての役割を持ち、国道 46 号とともに本町の道路網の骨格を形成しています。

図 主要道路網



②鉄道

■雫石駅の鉄道利用者数は減少傾向にあります。

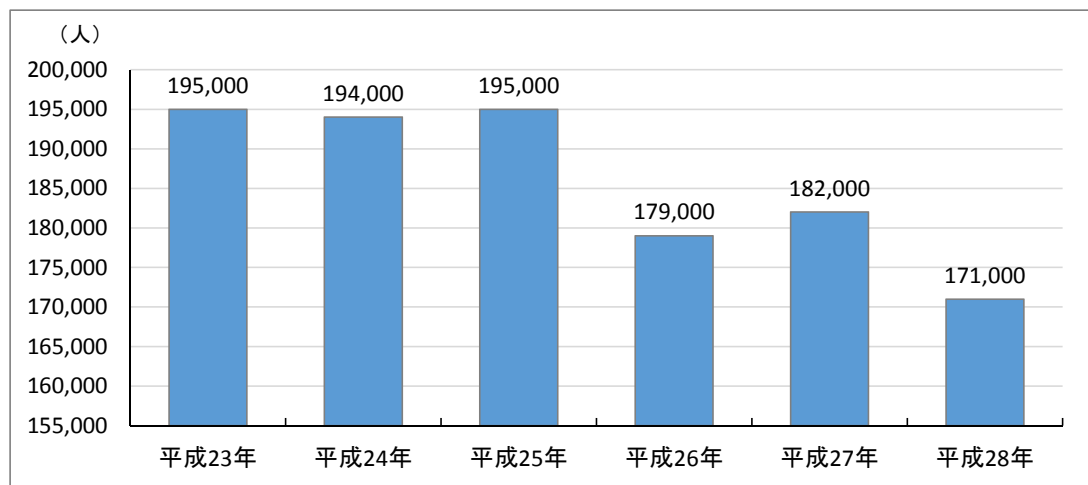
○ＪＲ田沢湖線が東西に走り、町の主要駅である雫石駅が中心部にあります。また、町の西側にあたる御明神地区に春木場駅、赤渕駅があります。

○雫石駅の利用者数は減少傾向にあり、平成 28 年で 171,000 人となっており、平成 23 年と比較すると、年間で 24,000 人、一日あたりで約 70 人の減少となっています。

図表 雫石駅の利用状況

	普通(人)	定期(人)	総数(人)	1日あたりの利用者数(人)
平成23年	31,000	164,000	195,000	548
平成24年	32,000	162,000	194,000	545
平成25年	31,000	164,000	195,000	548
平成26年	29,000	150,000	179,000	503
平成27年	31,000	151,000	182,000	511
平成28年	30,000	141,000	171,000	480

資料：岩手県統計年鑑



③バス

■地域交通サービス「あねっこバス」の利用者数は減少傾向にあります。

- 本町では平成16年に廃止された民間の路線バスに替わり、デマンド方式による地域交通サービス「あねっこバス」が運行されており、町の中心市街地と集落地を結んでいます。
- 「あねっこバス」の利用状況は、運行当初は増加傾向にありましたが、平成19年をピークに減少に転じ、平成29年では年間で20,443人となっています。
- 岩手県交通（株）が、盛岡と町の中心市街地や温泉地・小岩井農場などを結ぶ路線バスを運行しています。

図表 バス（デマンドバス）の利用状況

	総数(人)	1日あたりの利用者数(人)
平成16年	21,437	58.7
平成17年	29,928	82.0
平成18年	32,443	88.9
平成19年	32,500	89.0
平成20年	28,524	78.1
平成21年	26,723	73.2
平成22年	25,738	70.5
平成23年	26,772	73.3
平成24年	25,842	70.8
平成25年	24,623	67.5
平成26年	22,467	61.6
平成27年	21,126	57.9
平成28年	22,558	61.8
平成29年	20,443	56.0

資料：雫石町 生活交通対策資料

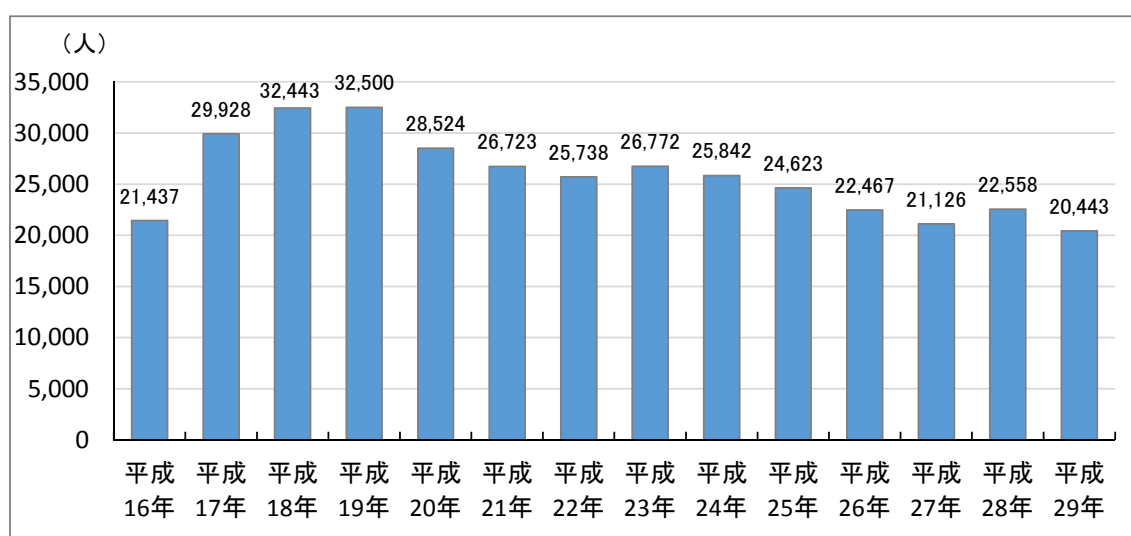
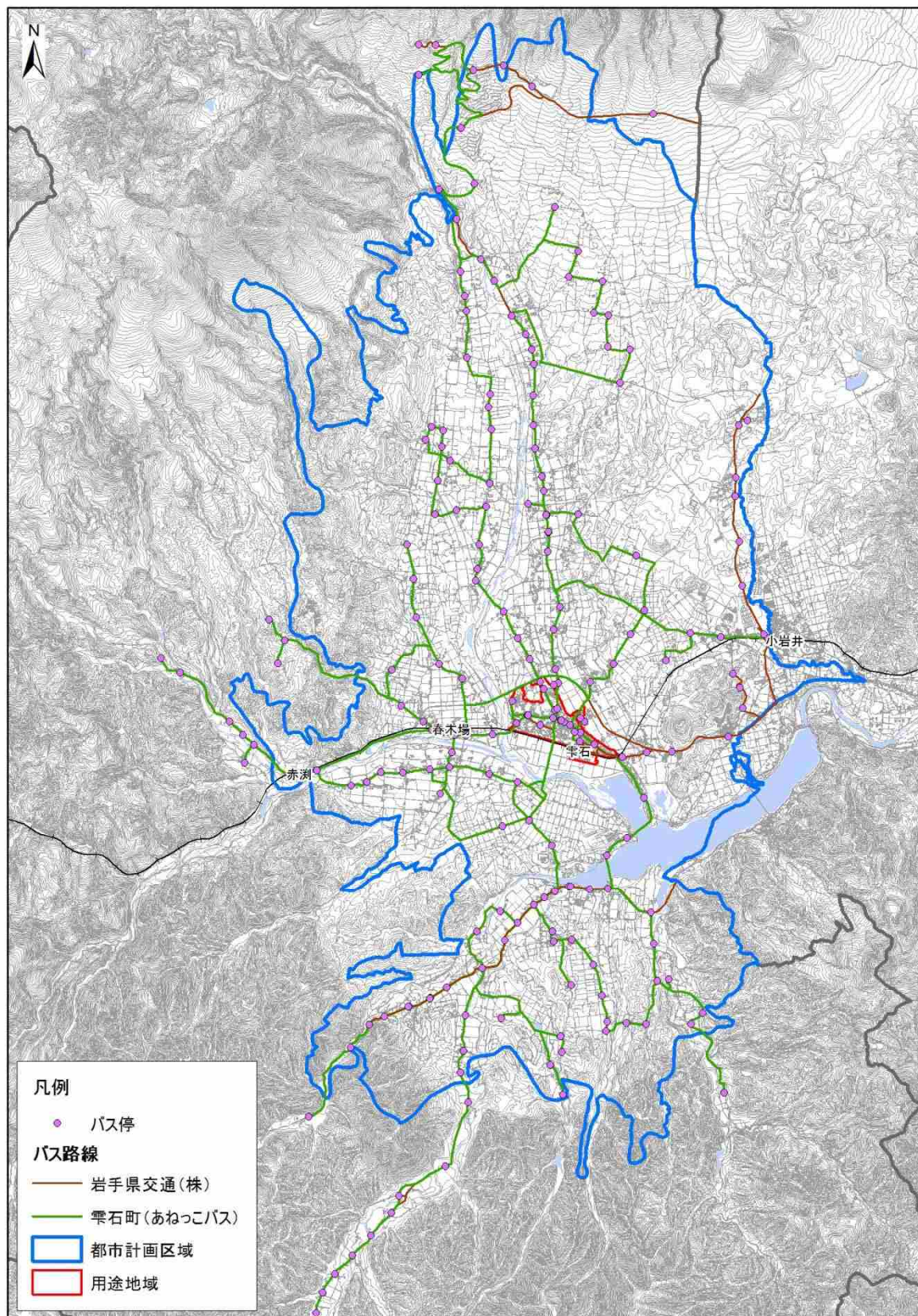


図 バス路線網



資料：平成 28 年都市計画基礎調査、町資料

(6) 都市計画施設

①公園

■用途地域に隣接した位置に雫石総合運動公園があります。

○都市計画施設としての公園には、町中心部の用途地域に隣接した雫石総合運動公園と岩手県が管理する御所湖広域公園があります。

表 都市計画公園の状況

名称		種別	都市計画決定			開設	
番号	公園名		面積(ha)	当初	変更	面積(ha)	開設年月日
6・5・1	雫石総合運動公園	運動	13.2	S54.2.16	S56.2.27	13.2	H11.4.1
9・7・1	御所湖広域公園（雫石分）	広域	263.8	S55.9.26	H5.2.19	76.45	H27.9.30

資料：「岩手県の都市計画（資料編）」

②公共下水道

■公共下水道の水洗化率は8割以上となっています。

○公共下水道を都市計画施設として位置づけており、北上川上流流域下水道の都南処理場に接続し汚水処理を行っています。

○公共下水道の水洗化率は83.1%となっています。

表 流域下水道の状況（平成29年3月末現在）

	北上川流域下水道（都南処理区）	
	計画	整備状況
計画面積	13,129 ha	7,024 ha
計画人口	35.29万人	32.55万人
管渠延長	83.3 km	79.5 km
認可決定	(当初) 昭和49年7月2日 (最終) 平成30年2月16日	
関係市町村	盛岡市、滝沢市、矢巾町、雫石町	
施設内容	中継ポンプ場 8箇所 処理場 1箇所 (16.9ha)	

表 公共下水道の状況（平成30年3月末現在）

	公共下水道	
	計画	整備状況
処理面積	811 ha	619.5 ha
計画人口	9,900 人	9,415 人
水洗化人口	7,800 人 (83.1%)	
認可決定	(当初) 昭和54年4月3日 (最終) 平成30年3月19日	
施設内容	中継ポンプ場 1箇所	

③その他

■ごみ焼却場、ごみ処理場、火葬場のうち、ごみ焼却場は一般ごみ等の焼却を休止しています。

○その他の都市計画施設には、ごみ焼却場、ごみ処理場、火葬場があります。

○ごみ焼却場の処理能力は 25t／日ですが、現在、施設の老朽化により一般ごみ等の焼却は休止しており、資源ごみを保管するリサイクルセンターとして稼働しています。焼却休止後の一般ごみ等は滝沢・雫石環境組合滝沢清掃センターで焼却を行っています。

○その他 2 施設の処理能力は、ごみ処理場が 51.95t／日、火葬場が 4 体／日となっています。

表 ごみ焼却場の状況（雫石町ごみ焼却場）

計画決定	(当初) 平成 4 年 9 月 7 日 (変更) 平成 13 年 8 月 24 日
位 置	雫石町七ツ森地内
面 積	9,300 m ²
処理能力	25t／日

※平成 19 年 4 月より一般ごみ等の焼却を休止

表 ごみ処理場の状況（雫石町バイオマス利活用施設）

計画決定	平成 17 年 3 月 29 日
位 置	雫石町中黒沢川地内
面 積	36,000 m ²
処理能力	51.95t／日

表 火葬場の状況（雫石町火葬場）

計画決定	昭和 56 年 8 月 31 日
位 置	雫石町七ツ森地内
面 積	4,000 m ²
処理能力	4 体／日

2. 住民意向

町民の意識の動向やまちづくりに対する考え方を把握し、住民と協働のまちづくりを進めていく基礎資料とすることを目的として、都市計画マスタープランの見直しに関するアンケート調査を実施しました（主な結果を抜粋、詳細は「資料編」に掲載）。

（１）調査方法

- ・調査時期：平成 30 年 4 月～5 月
- ・調査対象：町内に在住する満 18 歳以上 70 歳未満の町民
- ・抽出方法：住民基本台帳より男女別、年齢階層別に等比率で無作為に抽出した 2,000 名
（ただし、地区別の対象者に偏りが生じないように地区毎に対象者数を調整）
- ・回収数：879 名（44.0%）

（２）調査結果の概要

①生活環境等の満足度

生活環境等の満足度は、田園や山並みなどの自然景観、河川や湖などの水辺環境など自然環境に対する満足度が高く、今後もこれらの維持・保全が望まれています。そのほか、日当たりや風通し、宅地の広さやゆとりなど居住性に関する満足度も高くなっています。

不満が高い項目では、娯楽・レクリエーション施設の充実が高くなっています。また、街灯の設置、歩道や安全施設など、防犯対策、交通安全対策に関する項目でも高くなっており、日常生活における安全性の確保が求められています。

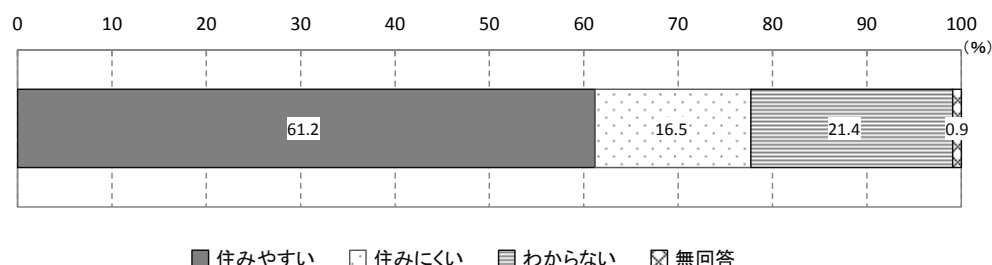
表 生活環境等の満足度

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	《満足》	《不満》
1. 利便性								
①日常的な買い物の便利さ	10.2	15.5	43.0	21.8	9.1	0.3	25.7	30.9
②町役場や病院などへの通いやすさ	10.9	11.1	49.6	18.8	8.8	0.8	22.0	27.6
③通勤・通学の便利さ	9.1	9.7	42.0	22.9	11.7	4.7	18.8	34.6
④娯楽・レクリエーション施設の充実	2.6	6.8	37.9	29.8	20.3	2.6	9.4	50.1
2. 居住性								
①宅地の広さやゆとり	31.9	20.4	39.0	6.1	1.8	0.8	52.3	7.9
②日当たりや風通し	34.5	22.1	32.7	7.6	2.3	0.9	56.6	9.9
③宅地周辺の雨水の排水状況	17.5	13.9	44.6	14.0	8.9	1.1	31.4	22.9
④騒音・振動・悪臭などの公害	24.7	16.7	41.3	12.2	4.2	0.9	41.4	16.4
⑤ごみ処理の状況	24.2	20.9	46.8	5.5	1.9	0.7	45.1	7.4
3. 安全性								
①自然災害からの安全性	11.0	18.1	49.3	15.2	5.5	0.9	29.1	20.7
②火災・延焼からの安全性	12.4	16.3	58.4	9.1	3.0	0.9	28.7	12.1
③街灯の設置など防犯に対する安全性	6.3	8.3	37.2	30.7	17.0	0.6	14.6	47.7
④避難路・避難地の充実などの防災対策	5.3	10.4	59.2	18.3	6.1	0.7	15.7	24.4
⑤歩道や安全施設などによる道路の安全性	4.8	7.2	44.4	28.8	14.1	0.8	12.0	42.9
4. うるおい・文化								
①まちなみの美しさ	13.3	19.6	47.2	13.7	5.1	1.1	32.9	18.8
②田園や山並みなどの自然風景の美しさ	33.3	31.2	32.0	2.2	0.7	0.7	64.5	2.9
③河川や湖などの水辺環境	16.6	24.9	45.2	9.3	3.0	1.0	41.5	12.3
④史跡や祭などの地域文化の保全や伝承	7.7	17.2	64.4	8.2	1.7	0.8	24.9	9.9
⑤地域活動への参加の機会	4.9	8.6	74.4	6.6	4.1	1.4	13.5	10.7
5. 公共施設の整備状況								
①国道や県道などの幹線道路	10.0	20.1	50.2	13.7	4.9	1.1	30.1	18.6
②町道などの身近な道路	5.8	13.7	44.6	24.5	10.6	0.9	19.5	35.1
③公共交通（あねっこバス）	4.1	6.1	65.3	13.8	7.7	3.0	10.2	21.5
④公園や広場、緑地	6.9	19.0	56.5	12.6	3.4	1.5	25.9	16.0
⑤上水道・下水道	14.2	13.8	50.7	10.8	9.2	1.3	28.0	20.0

②雫石町の住みやすさ

町全体の住みやすさについては、住みやすいと感じている方が6割を超えており、住みにくいと感じている方は2割未満となっています。

図 町の住みやすさ

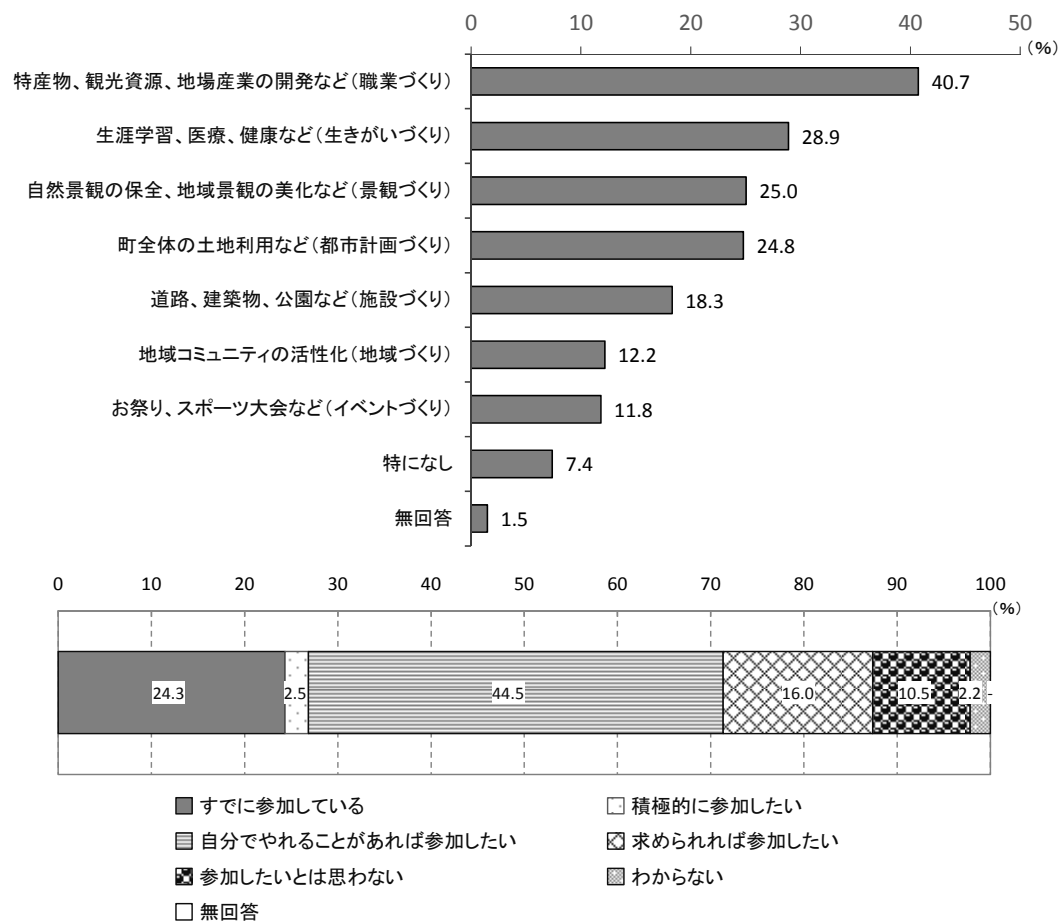


③まちづくりの参画

関心があるまちづくりについては、職業づくりが最も高く、次いで、生きがいがづくり、景観づくり、都市計画づくりとなっています。

まちづくりへの参加意向については、すでに参加している方や自分でやれることがあれば参加したいなど、参加したいと考えている方が8割を超えており、住民のまちづくりに対する関心度が高くなっています。

図 関心のあるまちづくりとまちづくりへの参加意向



3. まちづくりの課題の整理

(1) 社会経済情勢の変化

都市計画・まちづくりの分野において、留意すべき近年の社会経済情勢の変化について次のとおり整理します。

①災害に強い、安全・安心の意識の高まり

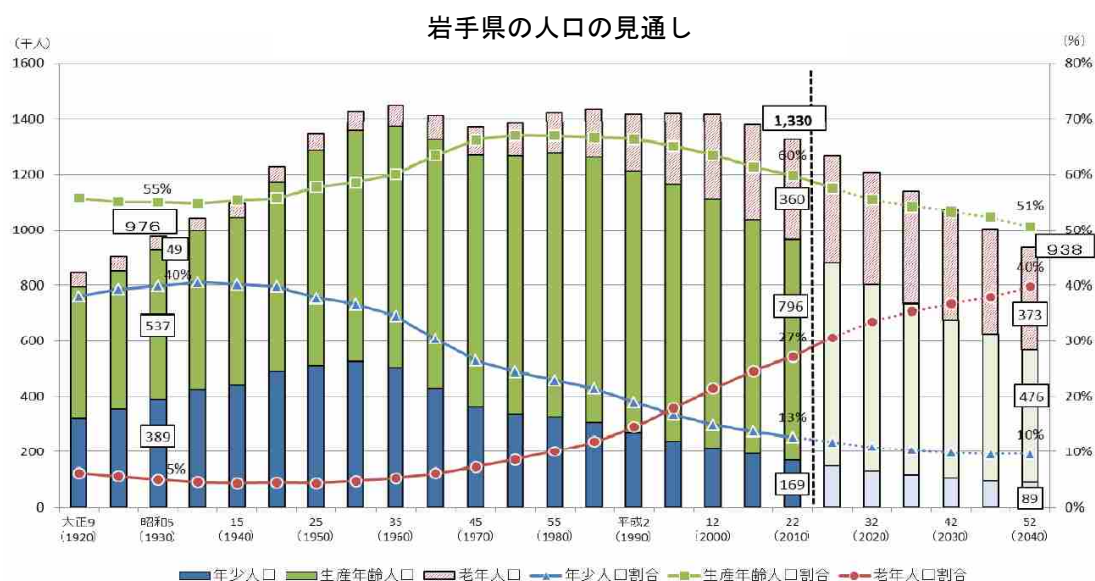
- 東日本大震災等の地震災害、各地に見られる局地的な集中豪雨によるがけ崩れや浸水被害など、都市に大きなダメージを与える災害が頻繁に発生しています。
- 災害に強い、安全・安心に暮らせる住環境づくりとまちづくりが求められており、本町においても、官民が一体となった災害に強いまちづくりが必要です。

②人口減少社会の到来

- 我が国は、人口減少の時代を迎えています。
- 岩手県の人口推計では、今後も人口減少が続くと予測されており、今後 20 年間ににおいても人口の増加は見込めない状況です。
- 本町においても減少傾向にあり、将来的にも人口減少は避けられないと予測されており、「雫石町人口ビジョン」では平成 52 (2040) 年で約 15,700 人を確保することを目標としています。

③少子高齢社会の進行

- 晩婚化や出生率の低下、平均寿命の伸長など、少子高齢社会が進行しています。
- わが国では、団塊世代の大量退職の時期を迎え、生産年齢人口の減少に伴う社会経済活動の活力低下が懸念されています。
- 高齢者や子育て世代をはじめとするすべての人に優しい、安心して暮らせる都市づくりが求められており、本町においても少子高齢化が進展していることから、その対応が必要です。

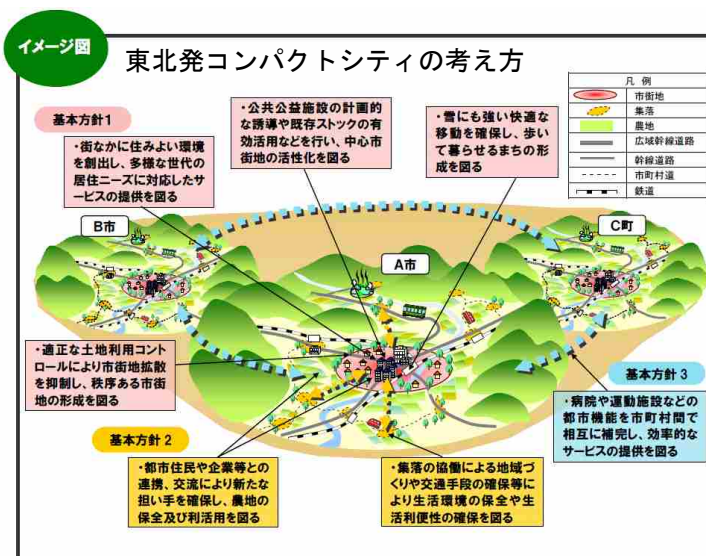


④地球環境問題の顕在化

- 温室効果ガスの過剰排出による地球温暖化など地球規模での環境問題が顕在化しています。
- 自治体や企業のみならず住民のエコに対する意識や活動・取り組みは高揚しています。
- まちづくりにおいては、低炭素社会づくりへの対応が求められています。また、本町の貴重な資源である自然環境の保全も必要です。

⑤コンパクトなまちづくりへの転換

- これまでのまちづくりは、モータリゼーションの進展や人口の増加により、住宅市街地や大型商業店舗、公共施設が郊外に立地するなど、様々な都市機能が拡散する傾向にありました。
- その結果、全国的な中心市街地の衰退による空き家・空き店舗の増加や市街地整備・維持にかかる財政負担の増大など、まちづくりを進める上で大きな支障となっています。
- 本町においても、都市機能がコンパクトに集約した、将来にわたって持続可能な都市構造の創造、公共交通ネットワークの再構築が求められています。



資料：東北発コンパクトシティのすすめ（国土交通省）

⑥景観まちづくりへの意識の高まり

- まちづくりに関する住民意識の向上や価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、街の質やイメージを向上させるものとして、美しい、優れた「景観」に対する意識が高まっています。
- 本町においても、自然景観・眺望、歴史・文化景観、街並み景観など、先人から受け継ぐとともに、新たな景観を育て、次世代へ継承していく都市の豊かさを守り、創造していくことが求められています。

⑦地方分権社会の進展と自立した都市の形成

- 地方自治体は「地方分権一括法」等を踏まえながら、自己決定・自己責任のもと、さらなる行政能力の向上や財政基盤の強化が求められています。
- 本町においても、住民参加や民間活力によるまちづくりを推進し、自立した都市を形成していくことが求められます。

(2) まちづくりの動向の変化

社会経済情勢の変化を踏まえながら、近年のまちづくりに関する法制度の動向や変化について次のとおり整理します。

①災害対策、防災まちづくりに関連する計画

- ・東日本大震災を契機に法の制定・改正や計画策定・見直しが進められています。
- ・様々な災害に備えたまちづくりへの対応が求められています。

②コンパクトな都市づくりと公共交通ネットワークの再構築

- ・コンパクトな市街地形成（集約型都市構造、低炭素まちづくり）を目指したまちづくりが重要とされています。
- ・高齢者等の移動手段、環境保全の観点等から、公共交通の維持、ネットワーク化が求められています。
- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」を理念に、コンパクトな市街地形成に向けた取り組みが求められています。

※コンパクト・プラス・ネットワーク：教育、医療、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置した暮らしやすい便利なまちの形成と、それにあわせた公共交通網の再編を行う考え方。

③都市施設の維持改善

- ・都市インフラ施設は、「整備中心型」から「施設の維持改善・修復活用型」に転換しています。
- ・道路・公園は、バリアフリー法の対象となり、多様な利用者への配慮が必要となっています。
- ・総務省より、公共施設を総合的に維持管理することを目的とした計画策定が要請され、施設の適正な維持管理と持続可能な行政経営が必要とされています。

④環境保全と景観づくり

- ・まちづくりは「物の豊かさ」から「心の豊かさ（質の向上）」へニーズが変化し、景観まちづくりにも関心が高まっています。

(3) 課題の整理

本町の現況や社会経済情勢の変化、法制度や上位計画等の位置づけ及び町民アンケート結果を踏まえ、土地利用、都市施設、都市環境の分野別にまちづくりの課題を整理します。

①土地利用

1) 住宅地

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・総人口が減少しています。 ・世帯当たり人員が減少しています。 《社会経済情勢の変化》 ・少子高齢化社会に対応したまちづくりが進められています。 ・生活様式、居住に求める価値観が多様化しています。 《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・全国的に街なか居住とコンパクトな集約型まちづくりが進められています。 《町民アンケート結果》 ・災害に強い住宅地づくり、高齢者等に配慮した住宅地づくりが求められています。	■住宅地、集落地の住環境の向上と安全・安心な住宅地づくりが必要です。 ■無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街地内や地域拠点への居住を適正に誘導する必要があります。

2) 商業地

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・商店数、商品販売額は減少しています。 ・町中心部の商店街である「よしやれ通り」では様々なイベントが行われています。 ・役場東側には大型ショッピングセンターが出店しています。 《社会経済情勢の変化》 ・中心市街地の衰退や利用されないままの店舗等まちづくりの課題があります。 《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・市街地への機能集約化、コンパクトな集約型まちづくりが求められています。 《町民アンケート結果》 ・幹線道路沿道の商業施設誘致、中心商業地の活性化が求められています。	■本町にふさわしい、都市機能が集積する市街地づくりが必要です。 ■市街地の賑わいの再生、魅力の向上などに向けた取り組みを進める必要があります。 ■国道など、幹線道路沿道の土地利用を適正に誘導する必要があります。

3) 工業地

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・第2次産業事業所数は横ばいの状況です。 ・製造品出荷額は増加傾向にあります。	■雇用促進、産業の活性化を支援する基盤づくりが必要です。 ■産業振興のための適正な土地利用誘導と、企業誘致促進に向けた働きかけが必要です。
《社会経済情勢の変化》 ・6次産業など地域資源、特性を活かした新たな産業づくりが進められています。	
《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・人口を維持するため、安定した雇用の創出に向けた取り組みが進められています。	
《町民アンケート結果》 ・幹線道路沿道の工業施設誘致が求められています。	

4) 農地・自然

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・農家数及び耕地面積は減少傾向にあります。	■本町を象徴する山、湖、田園等の豊かな自然環境を保全する必要があります。 ■基幹産業である第1次産業の振興と併せ、多面的機能を有する農地、森林を維持・保全する必要があります。 ■観光、交流、景観形成に向けた有効活用が必要です。
《社会経済情勢の変化》 ・環境保全に対する意識が高まっており、各種の取り組みが行われています。	
《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・環境保全とともに、景観を活かしたまちづくりが求められています。	
《町民アンケート結果》 ・農地以外への土地転用、農業基盤の整備が求められています。	

②都市施設

1) 交通施設

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・ 国道、主要地方道、県道により、本町の道路網の骨格が形成されています。 ・ 零石駅の利用者数は減少傾向にあります。 ・ デマンドバス「あねっこバス」により、市街地と周辺集落を連絡していますが、利用者数は減少傾向にあります。 《社会経済情勢の変化》 ・ 少子高齢化に対応した、安全・安心な歩行空間の形成が求められています。 ・ 公共施設は、既存ストックの維持、長寿命化が進められています。 ・ 高齢化社会や環境保全の観点から、公共交通の役割が見直されています。 《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・ 公共施設のバリアフリー化が求められています。 ・ 公共施設の総合的な維持管理に関する計画が策定されています。 ・ 市街地や地域拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの維持・再生が進められています。 《町民アンケート結果》 ・ 日常生活の交通手段は主に自家用車となっており、自動車依存の高さがうかがえます。 ・ 歩道や交通安全施設の設置が求められています。	■ 国・県と協力し国道、県道等の幹線道路を維持する必要があります。 ■ 安全で快適な生活のため身近な町道の整備や歩行空間を確保する必要があります。 ■ 過度に自動車移動に依存せず、気軽に利用できるバス等を中心とした公共交通の維持・充実が必要です。

2) 公園・緑地

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・ 雫石総合運動公園及び御所湖広域公園が供用されています。 ・ 都市計画公園のほか、河川公園や農村公園が点在しています。	■ 市街地の憩いの拠点となる公園・緑地を維持する必要があります。 ■ 地域コミュニティ形成や防災等に配慮し、公園・緑地を適正配置する必要があります。 ■ 住民が主体となった地域の公園・緑地の維持管理を促進する必要があります。
《社会経済情勢の変化》 ・ 少子高齢化や防災機能の向上など、公園に求める機能・ニーズが変化しています。	
《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・ 公共施設のバリアフリー化が求められています。 ・ 公共施設の総合的な維持管理に関する計画が策定されています。	
《町民アンケート結果》 ・ 自然環境の保全、既存公園の改良等が求められています。	

3) 河川・下水道

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・ 下水道は北上川上流流域下水道、公共下水道により処理されています。 ・ 水洗化率は83.1%となっています。	■ 災害に強いまちづくりのため河川、水路などの治水機能を強化する必要があります。 ■ 公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るための下水道等の汚水処理施設を整備する必要があります。
《社会経済情勢の変化》 ・ 公共施設の総合的な維持管理に関する計画が策定されています。 ・ 地震、水害など災害に対する住民の意識が高まっています。	
《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・ 東日本大震災を教訓に、防災に関連する法制度が強化されています。 ・ 公共施設の総合的な維持管理に関する計画が策定されています。	
《町民アンケート結果》 ・ 宅地周辺の雨水の排水状況は、満足度が比較的低くなっています。	

4) その他の公共施設

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・ 小学校の統廃合が進んでいます。 ・ 町内の国道沿いには、道の駅「雫石あねっこ」が立地し、町民及び来町者に多く利用されています。	■ 市街地に集積されている都市施設の機能維持と適正な再配置による利便性の向上を図る必要があります。 ■ 道の駅等については、交流機能として維持・活用する必要があります。 ■ 高齢者等だれもが利用しやすい施設のバリアフリー化を促進する必要があります。 ■ 本町の観光資源を活かした観光振興を図る必要があります。
《社会経済情勢の変化》 ・ 公共施設の総合的なあり方に関する計画が策定されています。	
《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・ 公共施設のバリアフリー化が求められています。 ・ 市街地への機能集約化、コンパクトな集約型まちづくりが検討されています。	
《町民アンケート結果》 ・ 既存観光施設の環境・景観整備が求められています。	

③都市環境

1) 景観

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 ・ 水辺環境や田園風景等の豊かな自然景観を有しています。	■ 山、湖、田園等の自然景観を保全する必要があります。 ■ 都市施設等の整備、改善による景観づくりを進める必要があります。 ■ 住民が主体となった町の景観づくりを誘導する必要があります。
《社会経済情勢の変化》 ・ 市街地の景観づくりへの意識が高まっています。	
《法制度や上位計画等の位置づけ》 ・ 「雫石町ふるさと景観条例」の制定等による景観まちづくりが進められています。	
《町民アンケート結果》 ・ 自然景観の保全、観光地周辺の景観づくりが求められています。	

2) 防災

現況・計画の位置づけ等	課題
《現況》 - 市街地を含む雫石駅南側に浸水想定区域が指定されています。 - 町内には急傾斜地等の土砂災害危険箇所が存在します。 《社会経済情勢の変化》 - 地震、水害など災害に対する住民の意識が高まっています。 《法制度や上位計画等の位置づけ》 - 東日本大震災や平成 28 年台風 10 号災害及び熊本地震等を教訓に、防災に関連する法制度が強化されています。 《町民アンケート結果》 - 街灯の設置、死角のないまちづくり、水害など自然災害への対策が求められています。	■防災拠点施設や安全な避難路・避難道路の確保、建築物の耐震化等の都市防災の強化による安全・安心なまちづくりを進める必要があります。 ■災害が想定される区域における、防災、減災意識のさらなる啓発、自主防災活動等による防災意識の向上が必要です。

4. 計画改定の視点

住民意向、社会経済情勢の変化及び近年のまちづくりの動向を踏まえ、本都市計画マスタープランの改定の視点を次のとおり整理します。

①コンパクトなまちづくりを推進する方向で見直します。

- ・無秩序な市街地の拡散の抑制
- ・人口減少・少子高齢化社会に対応した、都市機能の集約化と居住地域の緩やかな誘導
- ・低炭素社会に向けた集約型都市構造の構築

②公共施設のあり方の変化を踏まえる方向で見直します。

- ・将来の人口構造の変化や機能ニーズ、都市施設等の見直し等の状況を踏まえた、公共施設・インフラ資産（道路・公園・下水道等）の維持、長寿命化

③地域公共交通を充実する方向で見直します。

- ・住民の移動ニーズに対応した、効率的・効果的な公共交通ネットワークの構築
- ・路線バス、デマンドバスの利便性の向上

④防災まちづくりを推進する方向で見直します。

- ・平成 25 年 8 月 9 日に雫石町で発生した大雨洪水災害等の教訓とその対応で得た経験を踏まえた防災まちづくりの推進

⑤各地域の集落機能を維持する方向で見直します。

- ・「地域拠点」等を核とした生活機能の確保
- ・市街地と集落を結ぶ公共交通ネットワークの形成

⑥景観まちづくりを推進する方向で見直します。

- ・本町の豊かな自然環境と地域の資源を活かした景観まちづくりの推進

第2章 まちづくりの目標

1. まちづくりの理念

本町においては、町全体の総合的な振興・発展を目指し、平成23年度から31年度までを期間とした「雫石町総合計画」を町の最上位計画として策定し、これに基づいたまちづくりを進めています。

町の将来の姿を示す「雫石町総合計画基本構想」では、まちづくりの基本理念、まちづくりの姿勢、町の将来像を示しています。

また、上位計画である「国土利用計画雫石町計画」においては、「雫石町総合計画基本構想」に即した町土利用の基本方針を示しています。

本都市計画マスタープランにおける基本理念、将来像は「雫石町総合計画基本構想」「国土利用計画雫石町計画」の基本理念等を踏まえ、以下のように設定します。

【雫石町総合計画基本構想のまちづくりの基本理念】

■まちづくりの基本理念

住民一人ひとりがまちづくりの主役となり、知恵や力を結集し支え合うことにより、すべての住民が幸せを実感できる雫石町を創造し、愛され誇りに思えるまちづくりを進めます。

■まちづくりの姿勢

1. 挑戦により未来への可能性を広げるまちづくり
2. ともにつくる住民主体のまちづくり
3. 多彩な交流による活力あるまちづくり

■町の将来像

みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくいし

【雫石町総合計画基本構想の土地利用の基本施策】

■特性に合わせた有効な土地利用を行います。

本町の持つ豊かな自然環境と生活・生産活動等の調和・共生を図りつつ、住民の暮らしやすさを基本とした長期的展望に立った総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

【国土利用計画第三次雫石町計画の町土利用の基本理念】

町土は、現在及び将来において、町民のための限られた資源であるとともに、日常生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。

このため、町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保と自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

【まちづくりの基本理念】

少子高齢化や人口減少等の社会経済情勢の変化に対応し、町民が安全・安心に暮らすことができる取り組みを進め、町民一人ひとりが主体となったまちづくりにより、本町の財産を次世代に受け継いでいきます。

【雫石都市計画マスタープランの将来像】

一人ひとりが輝く 未来につなぐ しずくいし

2. まちづくりの目標

町の将来像を実現するための、まちづくりの目標を次のとおり掲げます。

（１）自然と共生した快適で美しいまち

- 農地等の自然環境の保全、活用
- 公園・緑地の維持、保全
- 集落の生活環境の維持、向上

（２）生活環境が充実した安全・安心のまち

- 町の中心部と各地域を結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた地域拠点の形成
- 自助・共助・公助による防災まちづくり

（３）個性と能力を活かしすべての人が輝くまち

- 主要産業である農林業の振興
- 地域特性を活かした観光産業の振興

（４）地域資源を活かした産業連携による元気なまち

- 賑わいのある商業地づくり
- 優良企業の誘致による産業の強化
- 観光・交流のネットワークづくり

（５）みんなで創る協働のまち

- 町民・事業者・行政の連携と役割分担
- 町民や事業者等がまちづくりに参加できる機会の創出

3. 将来都市構造

将来の都市像を具現化する将来の都市構造を次のとおり掲げます。

(1) 土地利用の構成

①市街地ゾーン

用途地域内及び既成市街地等は、町民の日常生活の利便性向上に寄与する都市機能の集約化や、賑わいと魅力ある商業地の活性化など良好な市街地環境の整備、保全を図るため、市街地ゾーンとして位置づけます。

②農業ゾーン

町内の市街地周辺の農地や農業集落等は、食糧生産機能の向上と豊かな田園景観を保全するとともに、これらと共生する集落の居住環境を維持するため、農業ゾーンとして位置づけます。

③森林ゾーン

町内の集落周囲の山々は、緑豊かな自然環境や森林の水源かん養機能、土砂災害の防止機能等の保全及び適切な活用を図るため、森林ゾーンとして位置づけます。

④観光交流ゾーン

豊富な自然を活かした各観光施設やレクリエーション施設、温泉地等は、本町の重要な産業である観光の振興を図るため、観光交流ゾーンとして位置づけます。

(2) 都市軸の形成

①東西軸（都市間交流軸）

国道 46 号は、盛岡市と秋田県を結ぶ広域的な都市間の交流軸として、また、町の中心を通る東西方向の主要日常生活軸、観光アクセス軸等の多様な機能を担う道路であるため、これを主要な東西軸として位置づけます。

②南北軸（都市内交流軸）

一般県道雫石東八幡平線及び主要地方道盛岡横手線は、南北に長い形状をした町内の南北方向の日常生活軸、町内の観光ネットワーク等の機能を担う道路であるため、これらを主要な南北軸として位置づけます。

③環状線（観光交流軸）

町道雫石環状線及び一般県道網張温泉線は、町内の生活環状軸であるとともに、町の周辺部に立地する観光施設をネットワーク化する機能等を担う道路であるため、これらを主要な観光交流軸として位置づけます。

(3) 都市拠点の形成

①中心拠点

対象：雫石町役場、雫石町中央公民館・図書館等の行政サービス機関

雫石診療所、雫石町総合福祉センター等の医療・福祉機関

雫石中学校、雫石小学校等の教育機関

雫石駅、中心商店街「よしゃれ通り」周辺、国道 46 号沿道

○行政・業務機能、文化活動等の各種都市活動及び情報発信の中心となる都市拠点を形成します。

○医療・社会福祉、教育の各機能の向上を図ります。

○町の玄関口である雫石駅、中心商店街「よしゃれ通り」周辺及び国道 46 号沿道の商業業務機能等の向上を図ります。

○町外及び周辺地域との連携の中心を担う交通結節点としての機能強化を図ります。

②地域拠点

対象：七ツ森地域交流センター周辺、御所公民館周辺、御明神公民館周辺

西山公民館周辺

○集落のコミュニティを維持するため、各地域の公民館等周辺を位置づけます。

○各集落のコミュニティを維持し住み慣れたところに住み続けられるよう、町民の生活を支える地域拠点を形成し、町の中心部や周辺集落と連絡する公共交通の確保を図ります。

※地域拠点：複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場等をつなぎ、人やもの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取り組みのこと。

③観光交流拠点

対象：小岩井農場、雫石・網張温泉・岩手高原の各スキー場とその周辺、御所湖広域公園、雫石総合運動公園、道の駅「雫石あねっこ」、鶯宿温泉

○本町の観光や交流の場となる施設周辺を位置づけます。

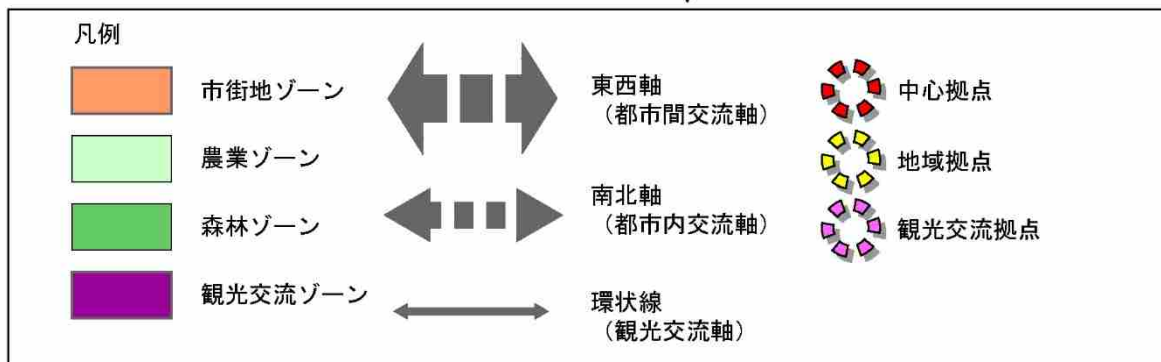
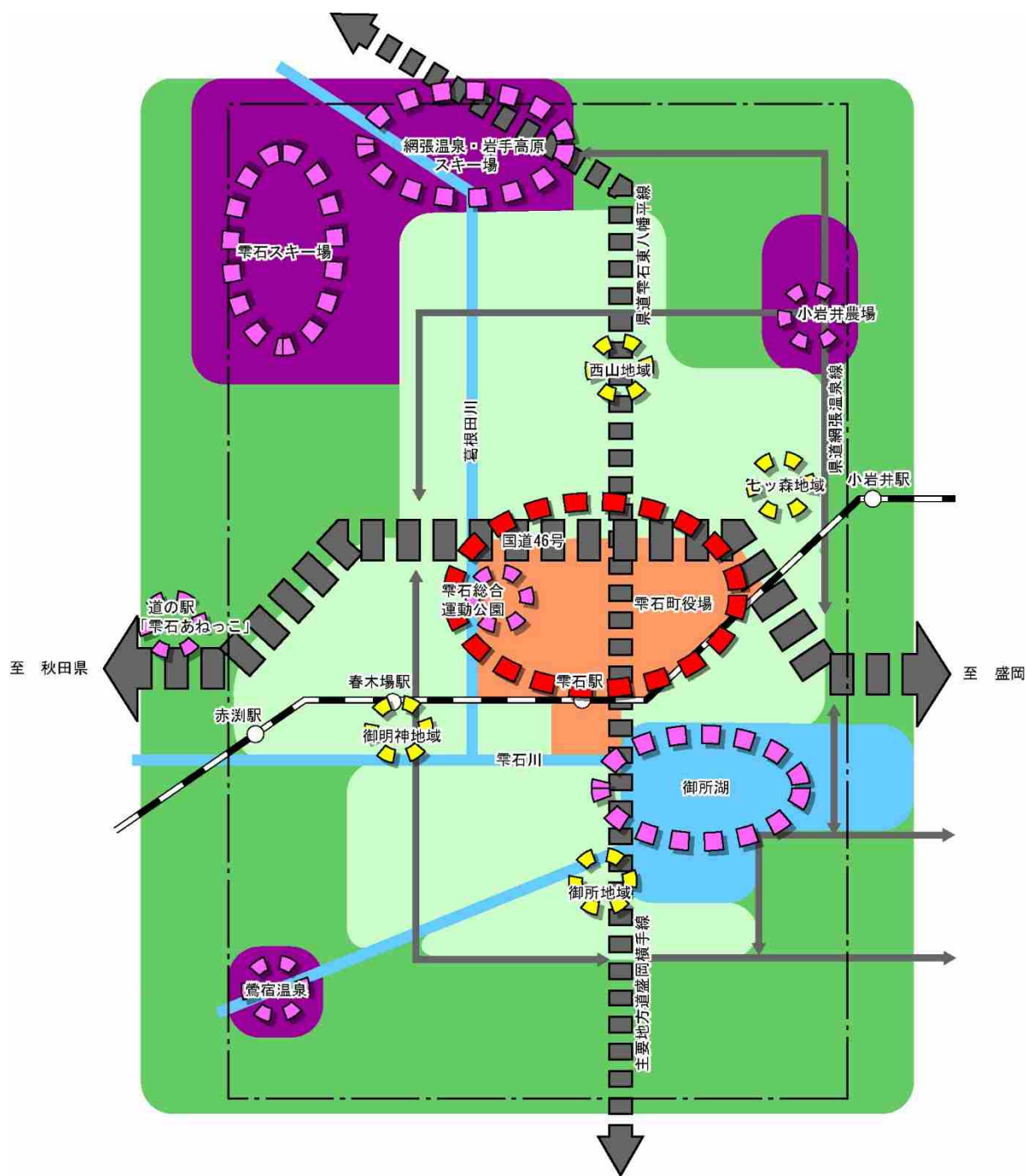
○小岩井農場とその周辺は、全国的なブランド知名度を活かした観光集客拠点として活用を図ります。

○御所湖広域公園、雫石総合運動公園は、町民や来町者のレクリエーションや憩いの場となる拠点として維持、活用を図ります。

○道の駅「雫石あねっこ」は、町の観光インフォメーションなどの情報発信機能、農畜産物・物産等の流通機能を持つ拠点として維持、活用を図ります。

○鶯宿温泉とその周辺は、由緒ある温泉と宿泊機能を活かした滞在型観光拠点として活用を図ります。

図 将来都市構造



第3章 まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

土地利用は、本町の特色である恵まれた自然環境や美しい景観と調和した観光資源や農林業生産基盤の活用を図り、市街地の分散的な拡大を抑え、用途地域を指定している既成市街地を中心に誰もが住みやすく賑わいのあるまちづくりを目指します。

都市計画区域内の用途地域の指定のない無指定地域については、土地利用の状況等を考慮しつつ、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいたまちづくりを図ります。また、必要に応じて特定用途制限地域の指定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を図ります。

（１）住居地域

①低密度住宅地

国道 46 号や秋田新幹線のアクセスを活かした、快適で安全な戸建てを主体にした低密度住宅地の形成を図ります。

②複合市街地

既成の市街地内には、住宅のほかに日常的なサービス施設が共存した利便性の高い複合市街地の形成を図ります。

③農業集落地

農業ゾーンの集落等では、無秩序な開発を抑え、本町らしい田園風景や自然環境と調和した農業集落地の形成を図ります。

また、各地域の集落が集まる生活圏を地域拠点と位置づけ、地域生活の利便性の維持・向上を図り、住み慣れた地域に住み続けられる地域づくりを進めます。

（２）商業・業務地域

①中心市街地

町の中心地には商業系施設の集積を図り、住民が集う地域内交流空間や観光客が訪れる観光交流空間の形成を図ります。

②公共施設ゾーン

国道 46 号に接する立地条件の良い雫石町役場周辺は、雫石町中央公民館・図書館、雫石町総合福祉センター等が集積する公共施設ゾーンとして活用を図ります。

③沿道サービス施設ゾーン

町の重要な軸である国道 46 号沿道は、広域的役割と地域住民の自動車での利用しやすさを活かし、ガソリンスタンド、レストラン等のロードサイド型施設、スーパー等の日用品店舗等の立地について、周辺の土地利用に影響を与えない範囲内で活用を図ります。

④ 雫石駅周辺地区

用途地域（近隣商業地域）に指定している雫石駅北側については、町の顔としてのイメージをアピールした駅前空間づくりを図ります。

また、雫石駅は通勤・通学者や観光客等の玄関口であることから、駅利用者の利便性を高めるため、食堂、観光案内、物産の紹介、販売等の機能の維持・活用を図ります。

（３）工業地域

町内に点在する既存工業地については、周辺の道路交通等の維持管理に努め、生産活動の継続及び雇用の場の確保を図ります。

また、本町の産業の活性化のため、東北自動車道や国道 46 号等への交通アクセスが良好な場所を、工場立地法に基づく工場適地や農村地域工業導入促進法に基づく工業等導入地区に位置づけるなど、町内への企業誘致に向けた環境整備を図ります。

（４）農業地域

雫石盆地に広がる水田と丘陵の草地や畑等の農地を活かした農業生産を振興する地域として、優良農地を確保しながら、雫石農業振興地域整備計画書及び農業経営基盤の強化促進に関する基本構想に即した取り組みを進めるとともに、本町の景観の保持保全を図ります。

（５）森林地域

本町の周辺部に広がる森林地域は、地球温暖化防止や水源かん養、生物多様性保全など森林の持つ多面的機能の発揮を含めた森林資源の適切な維持管理を進めるとともに、周辺部以外の里山等では、文化機能、保健・レクリエーション機能等を含め、森林地域の活用を図ります。

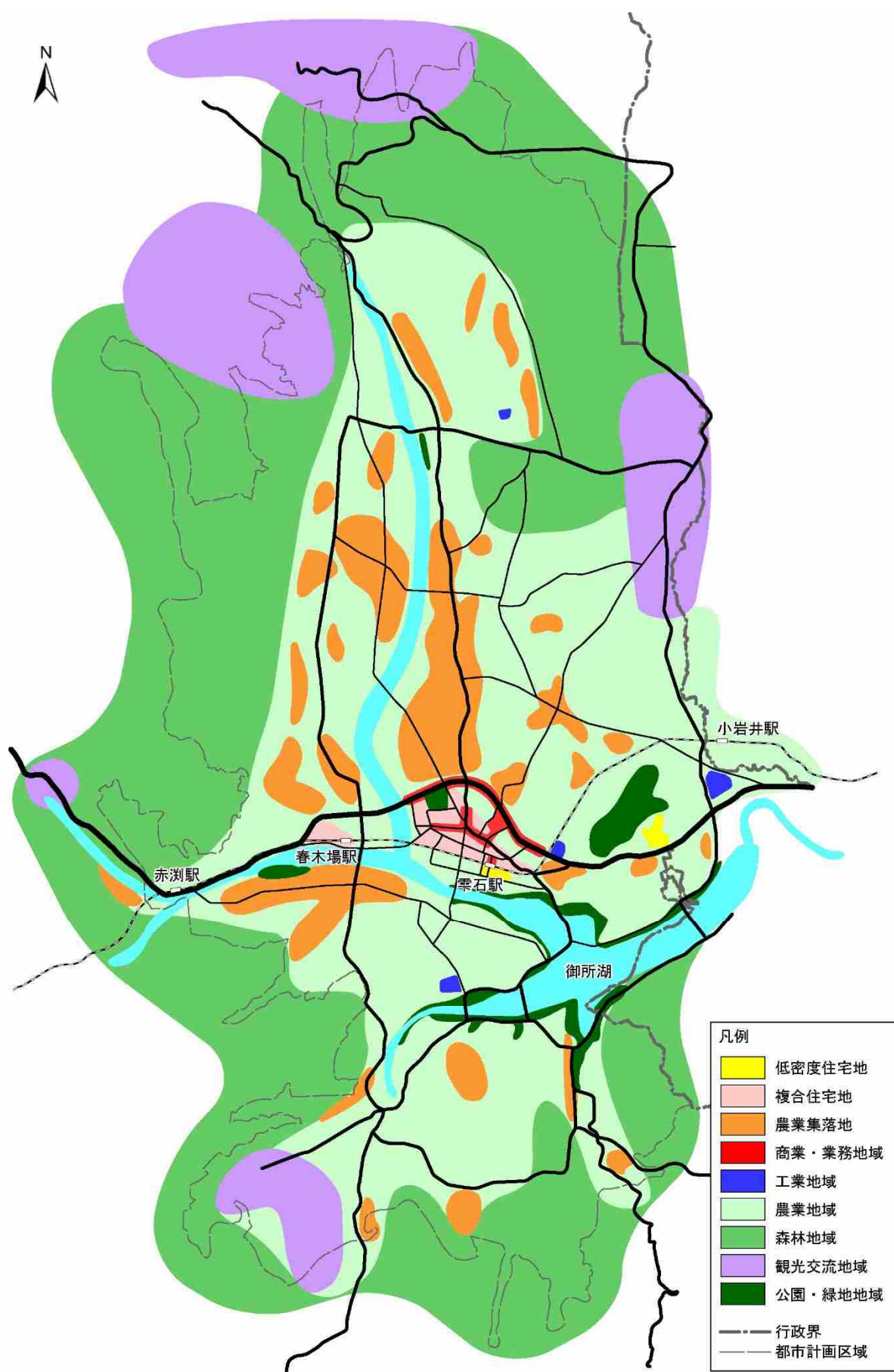
（６）観光交流地域

町内には、鶯宿温泉をはじめとする 10 ヶ所の温泉地や岩手山南麓エリアのスキー場、小岩井農場など自然を活かした観光地が多く分布しており、これらを活用した観光は地域の重要な産業となっていることから、自然環境に配慮しながらこれらの資源を活用し観光交流の拡大を図ります。

（７）公園・緑地地域

雫石総合運動公園、七ツ森森林公園、御所湖広域公園等は、住民等のレクリエーションや交流、憩いの場として、その機能の維持・活用を図ります。

図 土地利用方針図



2. 交通体系形成の方針

本町の交通は、自動車、鉄道、タクシー、路線バス、あねっこバス等によって構成されていますが、特に町内の移動は、自動車に大きく依存する形態となっていることから、町内外を結ぶ幹線道路から身近な生活道路までの道路ネットワーク化や、道路の機能維持、歩行者の安全確保に配慮した道路の改良整備等を図ります。

また、子どもや高齢者に配慮した利用しやすいバスや鉄道等の公共交通の確保や、交通結節点である雫石駅の利便の向上を図るほか、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づき町の中心部と周辺地域とを結ぶ公共交通網の再編を検討します。

(1) 道路網形成の方針

①東西軸

国道 46 号は、盛岡市と秋田県を結ぶ広域幹線道路であり、また町の東西軸として地域の生活や産業の発展を支える主要幹線道路としての役割を持っていることから、国道 46 号を広域幹線道路及び東西軸と位置づけ、安全施設の確保や維持保全に努めます。

②南北軸

一般県道雫石東八幡平線及び主要地方道盛岡横手線等は、広域的役割のほか町内の南北を結ぶ幹線道路としての役割を持つことから、これらの道路を町の南北軸と位置づけ、安全施設の確保や維持保全に努めます。

③環状線

町道雫石環状線及び一般県道網張温泉線等は、町内各地域を循環する骨組みとして住民の生活や観光交通を支える幹線道路としての役割を持っていることから、これらの道路を環状軸と位置づけ、安全施設の確保や維持保全に努めます。

④地域内道路

町内の各地域の生活に密着した地区幹線道路は、地域外へのアクセスと生活環境向上に配慮した道路の改良整備及び維持管理等を図ります。

また、商業施設や公共施設等が集積する中心市街地内の道路は、歩行者の安全を優先した道路の改良整備及び維持管理を図ります。

(2) 公共交通の整備方針

①バス

本町と盛岡市等を結ぶ広域的移動手段として路線バスがその機能を持っていますが、町内路線については、平成16年のバス事業者の路線廃止により新たに導入したあねっこバス（デマンドバス）が住民生活の交通手段として役割を果たしています。そのため、利用者のニーズにあわせた運行体制の見直しと利便性の向上に向けた整備を進めます。

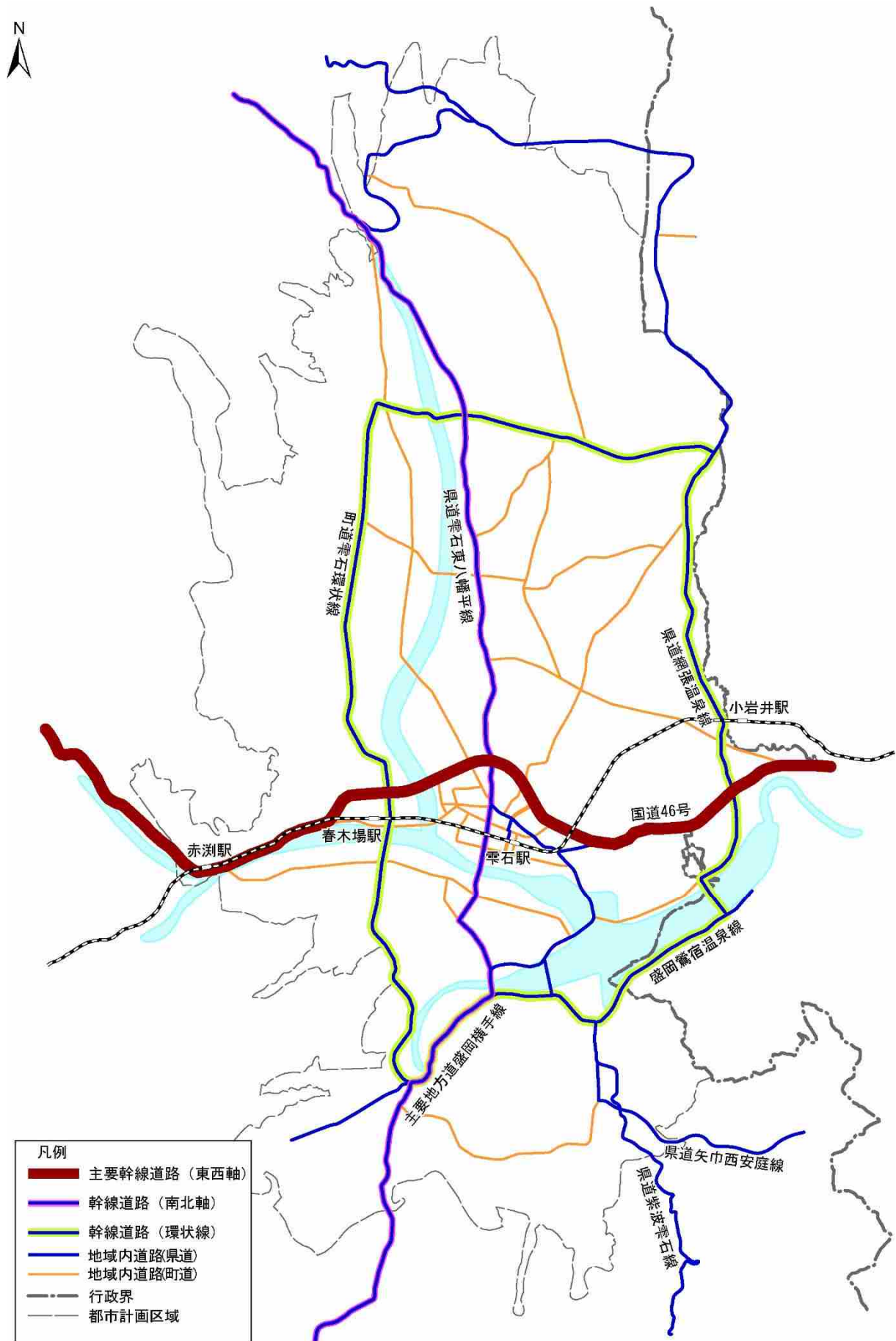
また、町内の旅館や民宿等の宿泊施設で所有する送迎バス等の地域資源を活用したスクールバス運行を引き続き進めます。

②鉄道

雫石駅は、通勤通学の利用者と本町を訪れる観光客の玄関口であることから、鉄道とバス等との乗り継ぎの利便性向上と、身体の不自由な人や子どもから高齢者まで全ての人が安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した駅舎の維持・改善、駅周辺の環境整備等を図ります。

また、雫石駅は、町内外を結ぶ鉄道の交通結節点であり、観光客やビジネス客等の町内各地への移動の利便を向上させるため、雫石駅からの二次交通システムの構築に努めます。

図 交通体系形成方針図



3. 都市機能に関する方針

機能的で利便性の高いまちづくりを進めるためには、都市施設の適切な配置や、目的にあった住宅地、商業業務地等の配置、誘導が必要になります。

本町では、誰もが住みやすく賑わいのあるまちづくりを目指し、公園や下水道等の都市施設の適切な配置や、良好な居住環境の形成、中心市街地等での都市交流機能の充実を図ります。また、有効な土地利用を進めるため、立地適正化計画による土地利用誘導を目指します。

(1) 公園

現在、町内で都市計画施設としての公園は、雫石総合運動公園と御所湖広域公園（県営）の2箇所あり、その他に世界アルペン記念公園、河川公園、各住宅団地内の公園等があり、住民のレクリエーションや交流、憩いの場としての役割を担っています。

公園は、地域の交流の場としての役割のほか、災害時の緊急避難場所としての機能を併せ持つことから、住民がいつでも快適で安全に利用できるよう町管理公園の維持管理を行います。御所湖広域公園については、維持管理を担当する県と連携しながら積極的な利活用を図ります。

また、各住宅団地内の公園については、将来の土地利用や人口動向等をふまえ、適正な整備と長寿命化を進めるとともに、住民主体による維持・管理活動を支援し、必要に応じて施設の修繕・更新を図ります。

(2) 下水道

下水道は、健康で衛生的な生活を営むための基盤となる施設であり、生活環境の向上や河川等の水質保全を行う役割を担っています。

本町では、市街地において都市施設として整備した公共下水道のほか、農業集落排水事業により整備した施設により汚水処理を行うとともに、浄化槽に対する助成制度等により、地域の実情に即した汚水処理施設の普及を図ります。

(3) 住宅

市街地においては、快適で安全な戸建てを主体にした低密度住宅地や日常的なサービス施設が共存し、自然災害に強く利便性の高い複合市街地の形成を図ります。

農業集落地においては、本町らしい田園風景や自然環境と調和した農業集落地の形成を図ります。

また、町営住宅については、居住者需要を把握しながら戸数を確保するとともに、老朽住宅の改修、建て替えを計画的に推進し、居住機能の確保と定住促進のための基盤整備を図ります。

(4) 情報通信基盤

近年、光通信やテレビ放送の地上波デジタル化など、情報通信は技術進歩の変革とともに町民生活をはじめ、医療、福祉、農業、観光、工業、行政サービス等あらゆる分野において必要不可欠なものとなっています。

今後も、インターネット通信環境等の情報通信基盤の適正な管理を図ります。

(5) 都市交流施設

市街地を形成している町の中心部は、商業系や業務系の機能が集積し都市活動の核として多くの人が集まる賑わいの場です。

本町の中心市街地では、利用されないままの店舗等があり中心市街地としての機能と集客力が低下していることから、地域住民の交流空間や観光交流空間の充実を図り、街なかの賑わいづくりを図ります。

また、観光客や通勤通学者の玄関口である雫石駅は、駅を利用する観光客や地域住民のための交流空間の充実や、観光案内機能並びに情報発信等の充実を図ります。

(6) 防災

町役場、雫石診療所等が立地する地区を防災拠点として位置づけ、災害時の活動や情報受発信基地としての拠点機能、救急医療の活動の拠点機能、避難場所としての機能配置を推進します。

地震等の災害から町民の生命と財産を守るため、地震に対する建築物の耐震能力の確保や、市街地における火災の延焼を最小限に食い止める必要があることから、公共施設及び旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化の促進を図ります。

土砂災害や水害等の災害が発生するおそれがある箇所等では、市街化を抑制し災害の防止に努めるとともに、雫石町地域防災計画に基づき全町的な災害予防に関する施策の推進を図ります。

また、災害等の緊急時における活動体制の確立と災害に迅速かつ的確に対応するため、地域の自主防災組織による防災活動に対する支援を行います。

4. 環境保全・景観形成に関する方針

(1) 環境保全

町名の由来にもあるように、水資源が豊富であり、また、岩手山や駒ヶ岳をはじめ奥羽山脈が連なる雄大な山々の麓に位置する本町は、その豊かな自然環境が町の特徴であり、観光資源にもなっています。こうした本町の自然・風土の骨格を成す多自然型環境そのものが、町民の財産となっていることから、自然環境との調和と共生の視点に立ち、将来にわたって優れた自然環境の保全を図るとともに適切な活用を図ります。

また、自然公園や自然保全地域、保安林等の区域については、その法の趣旨に沿って無秩序な開発を抑制し、適正な保全を図っていくとともに、自然公園や自然保全地域利用者に対しても啓発活動を進めます。

(2) 景観形成

①岩手山を望む景観の保全

岩手山は山麓や周辺等から眺望され、その特徴的な姿は本町の代表的な景観のひとつとして町民に親しまれており、町全体を印象づける重要な要素となっていることから、岩手山の眺望の保全を図ります。

また、岩手山周辺は、岩手県の岩手山麓八幡平周辺景観形成重点地域に指定されており、この地域内における建築物、工作物の建設、木竹の伐採、屋外での物の集積、土砂の採取、土地の形質の変更等に対し適切な制限と誘導を図ります。

②田園景観

本町に広がる田園は、周囲の山並みと調和し良好な景観をつくりだしています。特に岩手山を背景とする田園と自然と生業が一体となった農業集落地は、本町らしいのどかな田園景観を形成していることから、この自然と調和した美しい田園景観の保全を図ります。

③都市景観

市街地を形成している町の中心部については、土地利用の集積を促進するとともに、魅力ある街並み景観を形成するため、歩行者が安全に楽しみながら歩くことができる歩行空間の確保・充実に努めるとともに、建物デザインの街並みへの配慮や、空き店舗対策などにより、統一感と連続性のある街並みの形成を図ります。

また、本町の温泉地のなかで最も多くの宿泊施設が集積し、観光滞在拠点となっている鶯宿地区については、建物の老朽化や、空き店舗等が散見されることから、周囲の自然に配慮しつつ温泉街の街並みに相応しい景観となるよう対策を図ります。

④住民による景観づくり

本町の美しい景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくためには、住民が自分たちの住む地域に誇りと愛着を持ち、自らの意志で自然や地域の歴史・文化と調和した特長ある景観づくりを推進していくことが重要になります。

このため、雫石町総合計画、雫石町環境基本条例・基本計画など、他の計画等との整合を

図りながら、雫石町ふるさと景観条例の趣旨に基づき、地域住民による景観のルールづくりや景観形成活動を支援し、住民と行政が一体となった景観づくりに取り組んでいきます。

5. 産業連携によるまちづくり

本町の活力を生み出すためには、地域資源を活かした産業連携や後継者、担い手を確保する必要があることから、農林業、商工業、観光業等の各分野が連携を図りながら、特産品の開発や地産地消、流通販路の拡大、共同宣伝、契約栽培・製造に取り組むなど、産業間の境界を越えた連携を図ります。

また、観光ニーズの変化と多様化に対応し、本町の資源を活かした滞在・体験型観光などの戦略的な観光振興を図るとともに、観光客への町内産農畜産物の提供や、観光客を商店街へ誘導した賑わいの創造など、交流人口と各分野の結びつけにより地域経済の活性化を図ります。

6. 誰もが住みやすいまちづくり

本格的な少子高齢化を迎える社会のなかで、体の不自由な人や子どもから高齢者まで、全ての人が暮らしやすく、また、観光等で本町を訪れる人にも快適なまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等の建設及び案内板等情報提供手段の多言語化等を図ります。

地域別構想

序章 地域区分の考え方について

地域別構想は、全体構想に掲げる町全体を対象とした方針に対し、身近な地域レベルでの問題や課題に対応していくため、地域の特性を考慮しまとまりのあるいくつかの地域に区分して、各地域の将来像やまちづくりの方針を定めるものです。

1. 地域区分

平成 21 年 10 月に策定された雫石都市計画マスタープランにおける地域別構想では、北部地域、中央地域、南部地域の 3 つの区分により、まちづくりの方針等が示されていました。

一方、平成 28 年には各地域単位で地域コミュニティの将来の姿等を話し合い、住民自らが取り組んでいくことを決めていく「雫石町 4 地区別地域づくり計画」が作成されました。地域づくり計画には、地域の将来像のほか、地域の特性と現状、地域の強みと弱み、解決したい課題、活動メニューなどが、「雫石地区」「御所地区」「御明神地区」「西山地区」の 4 つの地区ごとに示されています。

今回の雫石都市計画マスタープラン地域別構想では、この地域づくり計画及び「国土利用計画第三次雫石町計画」に示す地区の区分を踏まえるとともに、共通する課題から将来目標を定め、まちづくりの方針を示します。



図 地域区分

第1章 雫石地区

1. 雫石地区の特色

- 本地区は、雫石盆地のほぼ中央に位置し、本町の中心地として商業業務機能を主とした市街地が形成され、町内で最も人口密度が高い地域となっています。
- 広域的な幹線道路である国道46号の周辺に位置していることから、隣接する県都盛岡市へは約20分の距離にあり、近隣市町及び隣接する秋田県等への道路アクセスが良好な地域です。
- JR田沢湖線の雫石駅が立地し、在来線を利用して雫石駅から盛岡駅までの通勤・通学の利便がよく、秋田新幹線を利用した首都圏へのアクセスも良好です。
- 本地区の滝沢市と隣接するエリアには、全国的にも知名度が高い観光地となっている小岩井農場が立地しています。
- 本地区は全域が都市計画区域に該当しており、4地区の中で唯一、用途地域が指定され、雫石駅前と商店街沿道には商業系用途地域、その他には住居系用途地域が指定されています。
- 地区の中心部には雫石町役場をはじめ、雫石診療所、雫石町総合福祉センター、雫石町中央公民館・図書館、盛岡西消防署雫石分署等の本町の主要な公共公益施設が立地しています。
- 教育施設は、雫石小学校、七ツ森小学校の2つの小学校と雫石中学校等があり、保育施設は雫石保育園、七ツ森保育所が立地しています。
- 市街地の中心にあるよしやれ通り商店街では、「元祖軽トラ市」が5月～11月に開催されており、10年以上続いている恒例行事となっています。
- 町民アンケートの満足度では、「日常的な買い物の便利さ」「通勤・通学の便利さ」「街灯の設置など防犯に対する安全性」「河川や湖などの水辺環境」等の項目が4地区の中で最も高くなっています。
- 町民アンケートの「住宅地で力を入れて欲しいこと」では「災害に強い住宅地づくり」、「道路で力を入れて欲しいこと」では「歩道や交通安全施設の設置」が最も高くなっています。



2. 雫石地区の課題

(1) 土地利用に関する課題

- 中心市街地やその周辺の住宅地における良好な住環境と利便性の高い居住空間の確保や、農業集落地における生活道路や下水道等の生活基盤の充実など、住民が安心して快適に暮らせる住環境づくりを進めていく必要があります。
- 中心市街地では、近年、空き店舗があり商業地としての空洞化が見られることから、本町の中心地としての機能を維持発展させていくため、商店街の活性化が求められています。
- 町の観光産業において、秋田新幹線の雫石駅は不可欠な要素となることから、雫石駅周辺は観光客等の本町への玄関口としてふさわしい空間づくりを行っていくことが必要となっています。

(2) 都市施設に関する課題

- 町内交通の主要幹線道路であり、町外への広域幹線道路の役割を持つ国道 46 号の機能強化を図るとともに、市街地内における身近な生活道路の利便性、安全性の確保を図っていく必要があります。
- 住民の生活交通及び町内観光施設へのアクセスに配慮し、雫石駅を中心としたバス等の二次交通の充実を図っていく必要があります。
- 地区内に位置する雫石総合運動公園、七ツ森森林公園、世界アルペン記念公園等の公園について、利用者が利用しやすいように施設の維持・活用が求められています。

(3) 都市環境に関する課題

- 中心市街地にふさわしい市街地景観や、その周辺の農業集落地や田園等の自然的景観を維持・活用していく必要があります。
- 平成 25 年の記録的豪雨では、雫石駅周辺や市街地内に冠水等の被害を受けたことから、防災、減災の意識啓発のさらなる充実、自主防災活動等による防災意識の向上による災害に強いまちづくりが必要になっています。

3. 雫石地区のまちづくりの目標

本地区は、本町の産業、文化、流通の拠点として、住民の生活拠点として、また、観光客など多くの来訪者が訪れる交流拠点としての役割を持っています。

そのため、この役割に対応した都市機能の充実を目指すとともに、本地区の住民が自分たちのまちを楽しむことを通じて、魅力とエネルギーのあるまちづくりを目指すこととし、本地区のまちづくりの目標を次のように設定します。

【雫石地区のまちづくりの目標】

人々がつどい賑わいのある生活空間

4. 雫石地区のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

①複合住宅地・低密度住宅地

ア. 中心市街地周辺

- 中心市街地では、住居系建物、店舗や事務所など様々な用途の建物が共存しており、住民の日常生活環境の維持・保全を行いながら、生活に密着した利便性の高い複合市街地の形成を図ります。
- 町営新高前田住宅とその周辺については、住宅と生活に必要な小規模な店舗等の立地を誘導し、利便性の高い良好な住宅地の形成を図ります。
- 国道 46 号沿いの東町地区は、戸建て住宅を中心とした住宅地が形成されており、交通アクセスの良さを活かした快適で安全な低密度住宅地として保全を図ります。

イ. 雫石駅南地区

- 雫石駅南側に立地する星の駅団地とその周辺は、交通利便の高さや、雫石川や御所湖等の自然環境にも恵まれた、盛岡市等へ通勤可能な低密度住宅地として保全を図ります。

②商業・業務地域

ア. 中心市街地

- 本町の中心商店街である「よしゃれ通り」には、店舗や事務所等の施設が多く立地し中心市街地を形成しており、今後も町の中心商店街として商業業務系の土地利用を図ります。
- 商業業務施設が集積する中心市街地は、近年、空き店舗があり空洞化が見られるため空き店舗や低未利用地を有効活用しながら商業機能の充実を図ります。

イ. 役場周辺

- 雫石町役場周辺は、雫石町中央公民館・図書館、雫石町総合福祉センター、盛岡西消防署雫石分署等の公共施設が集積しており、公共施設を中心とした町の行政・業務機能の拠点としてその機能の維持及び充実を図ります。

ウ. 国道 46 号沿道

- 中心市街地北側の国道 46 号沿道には、沿道サービス機能としてガソリンスタンド、レストラン等のロードサイド型施設や、住民生活の利便性向上に寄与するスーパー等の日用品を販売する店舗等の適正な誘導を図ります。

エ. 雫石駅周辺

- 雫石駅は通勤・通学者や観光客等の玄関口であることから、駅利用者の利便性を高めるため、軽易な買い物が出来る店舗や、食堂、観光案内、お土産品の販売等の機能維持・活用を図ります。
- 雫石駅周辺は秋田新幹線から町内の観光施設へのアクセス拠点であり、観光客が一番初めに降り立つ場所であることから、町の顔としてのイメージをアピールした魅力ある駅前空間づくりを目指します。

③工業地域

- 地区内の既存の工業地等については、本町における雇用の場の確保と産業振興のため、周辺環境に配慮しながらその機能の維持を図ります。
- 本町への新たな企業誘致等に備え、国道 46 号や東北自動車道等へのアクセスが良好な場所において、工場立地法に基づく工場適地、または、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区等の候補地選定に向け、自然条件、地形、地質、用排水事情、輸送条件等の立地条件の調査を行い、新たな雇用の場の確保を図ります。

④農業地域・農業集落地

- 中心市街地北部を中心に広がる農業地域及び農業集落地は、無秩序な開発を抑制し、農業集落地の生活環境と農業基盤の生産環境を維持します。

⑤森林地域

○本地区の森林は、水源かん養機能や地球温暖化の原因となっている CO₂ を吸収することから、乱開発を抑制し保全を図ります。

⑥観光交流地域

○知名度の高い小岩井農場など、本町の恵まれた自然を活かした自然体験型の観光資源を活用し、観光交流の拡大を図ります。

⑦公園・緑地地域

○雫石総合運動公園、七ツ森森林公園、世界アルペン記念公園等は、住民等のレクリエーションや交流、憩いの場として、その機能の維持・活用を図ります。

⑧中心拠点

○役場周辺、中心市街地や国道 46 号沿いは日常的な生活サービスを提供する商業・業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能の向上や町内の交通結節点としての機能強化を図り、周辺地域との連携の中心を担う「中心拠点」として土地利用の展開を図ります。

⑨地域拠点

○七ツ森地域交流センター周辺は、地区の中心的な機能を有効的に活用する「地域拠点」として、地域の生活利便性の確保並びに雫石地区の中心地域とのネットワーク強化を図り、だれもが安心して住み続けられる土地利用の展開を図ります。

(2) 都市機能の方針

①交通施設

ア. 都市間を連携する道路の整備

○国道 46 号は、県都盛岡市と秋田県を結ぶ広域的な役割と、地区住民の生活に欠かせない地区内の幹線道路の役割を持っていることから、これからの交通需要等に対応するため、危険箇所の改良等の推進を図ります。

イ. 町内を連絡する道路の整備

○本地区から各地区への町内交通は、一般県道雫石東八幡平線及び町道雫石環状線を主軸と位置づけ、これらを補完する道路として町道上町真賀喜線等を中心として道路網の形成を図ります。

○市街地の道路については、歩行者空間の確保など安全で快適な道路環境の整備に努めます。

ウ. 交通結節機能の強化

○雫石駅は、鉄道から自動車、バス、タクシー等への乗り継ぎの利便性の向上と、身体の不自由な人や子どもから高齢者まで全ての人が安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した駅舎の維持・改善、駅周辺の環境整備等を図ります。

○雫石駅南側に隣接する駅南駐車場を利用したパーク・アンド・ライド方式による鉄道

利用は、盛岡市等への通勤形態として利用が定着していることから、今後においても駅南駐車場を活用し、鉄道と自動車交通の連携を図ります。

エ. 公共交通の整備

○本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直しなど、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図ります。

②公園・緑地

○雫石総合運動公園、世界アルペン記念公園、雫石川園地は、住民等のレクリエーションや交流、憩いの場として、利用者ニーズにあわせた維持・活用を図ります。

○市街地内の住宅団地に設置された小規模な公園については、身近な公園として住民の憩いの場、子どもたちの遊び場として、住民が安全、快適に利用できるよう維持・活用を図ります。

○本地区東部の七ツ森森林公園は、休憩施設、遊歩道、トイレ、駐車場等が整備されており、住民等の森林レクリエーションの場として施設の適正管理と森林の保全を図ります。

③河川・下水道

○地区の南側を流れる雫石川は、親しみのある貴重な自然環境として保全するとともに、治水機能の向上と想定される浸水被害の軽減に向けた機能強化に努めます。

○中心市街地や東町、板橋、七ツ森地区等の公共下水道事業による整備が完了している地区については、水洗化率の向上を図ります。

○事業区域以外の地域については、浄化槽の設置に対する助成制度により、地域の実情に即した汚水処理の普及を図ります。

④公益的施設

○本地区には雫石町役場をはじめ、雫石診療所、雫石町総合福祉センター、雫石町中央公民館・図書館、盛岡西消防署雫石分署等の本町の主要な公共公益施設が立地し、小学校や中学校、保育園等の教育保育施設も充実しており、将来的にも利便性が高い中心市街地への都市機能の集積を図ります。

(3) 都市環境の方針

①環境保全

○良好な市街地環境を保つため、住居系、商業系、工業系の土地利用の適正な誘導や、安全な歩行者空間、オープンスペースの確保等によるゆとりのある市街地環境の形成と保全を図ります。

○住環境については、核家族化の進行に伴う世帯増加等に対応した町営住宅の供給や、安全で快適な生活基盤の整備など、良好な住環境の形成と保全を図ります。

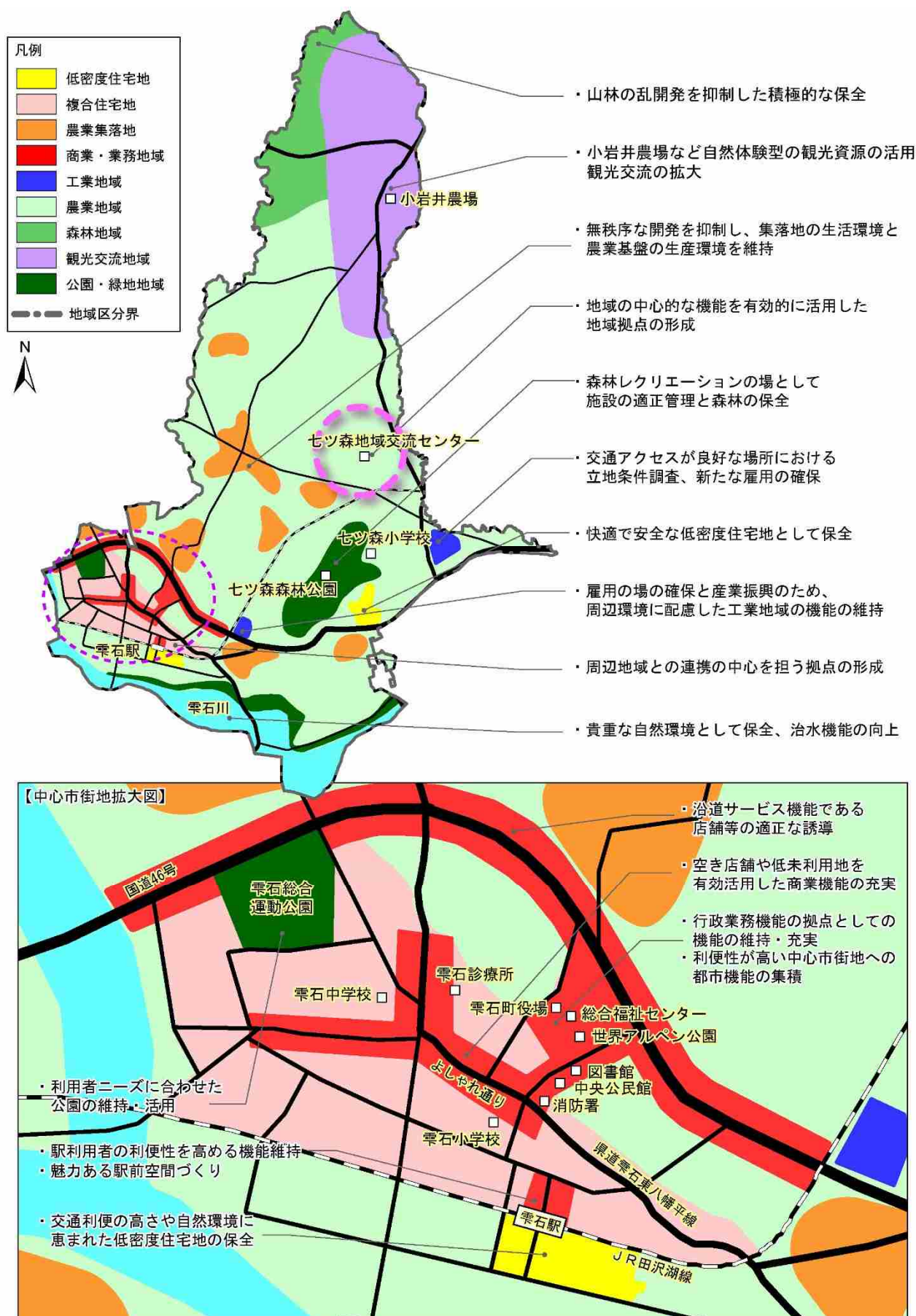
②景観形成

- 市街地においては、開発行為や建築行為に対する適正な指導・誘導による秩序ある街並みの形成と、色調やデザインに統一性のある個性的で魅力ある街並み景観の形成を図ります。
- 農業地域に広がる豊かな田園と農業集落地は、周辺の小岩井農場の自然環境と調和し、本町らしい良好な田園景観を形成しており、これらの美しい景観を本町の個性として保全を図ります。

③都市防災

- 学校、公民館等の公共施設や公園など、災害時の安全な避難場所やオープンスペースの確保と適正な維持を図ります。
- 自助・共助・公助による災害に強い地域づくりを目指し、地域の自主防災組織の連携や活動の強化により、住民が安心して暮らせる地区の防災体制づくりに努めます。

図 雫石地区のまちづくり方針図



第2章 御所地区

1. 御所地区の特色

- 雫石地区の中心市街地の南側に位置する本地区は、雫石川や御所湖の雄大な水辺空間を有し、水田を中心とした農地と南部に広がる山林が地区の大部分を占め、各地に農業集落地が形成されています。
- 本地区には、町営クロスカントリースキー場、八幡平カントリークラブ等のスポーツ施設や、御所湖広域公園等のレクリエーション施設、雫石町歴史民俗資料館等の文化施設、本町の資源循環型農業の核となるアグリリサイクルセンターなど、多様な施設が立地しています。
- 地区の南西部には、本町で最も多くの宿泊施設を有し、開湯 450 余年の歴史を持つ鶯宿温泉があり、本町を訪れる観光客等の宿泊拠点を形成しています。
- 教育・保育施設は御所小学校、御所保育園、大村へき地保育所が立地しています。
- 町民アンケートの満足度では、「娯楽・レクリエーション施設の充実」「公園や広場、緑地」などの項目が4地区の中で最も高くなっています。
- 町民アンケートの「道路で力を入れて欲しいこと」では「歩道や交通安全施設の設置」、「防災・防犯で力を入れて欲しいこと」では「街灯の設置、死角のないまちづくり」が最も高くなっています。



2. 御所地区の課題

(1) 土地利用に関する課題

- 本地区の財産である水辺や森林等の自然的資源の保全と、その有効的な活用が求められています。
- 地区内に点在する農業集落地の快適な生活環境を保全するとともに、農業生産環境の維持改善、後継者や担い手不足への対策、農業就業人口の高齢化など、農業を取り巻く諸問題に対応していく必要があります。
- 観光交流人口は年々減少傾向にあり、歴史ある鶯宿温泉や御所湖、町営クロスカントリースキー場、八幡平カントリークラブ等の施設を活かしたさらなる観光振興に取り組んでいく必要があります。

(2) 都市施設に関する課題

- 各集落間や雫石地区等との連携の強化、町内の各観光施設間の連携強化による観光ネットワークの形成を図っていく必要があります。
- 地区内の県道等の道路は、交通量が多い箇所や歩道が整備されていない危険な箇所が見られ、利用者に配慮した安全対策が求められています。

(3) 都市環境に関する課題

- 本地区の南部に広がる森林や地区内に点在する保安林等の適正な保全、周囲の山々を背景とする農業集落地の景観の形成を図っていく必要があります。
- 平成 25 年の記録的豪雨では、道路等の崩壊、冠水や停電・断水等の甚大な被害を受けたことから、防災・減災の意識啓発の更なる充実、自主防災活動等による防災意識の向上による災害に強いまちづくりが必要となっています。
- 自主防災組織等のコミュニティ活動を継続していくとともに、世代間の交流の希薄さに対応した多世代の交流機会の創出が求められています。

3. 御所地区のまちづくりの目標

本地区は、御所湖広域公園の雄大な親水空間や多彩なスポーツレクリエーション施設、歴史ある鶯宿温泉の観光宿泊機能等の豊富な地域資源に恵まれています。

これらの地域資源を地区住民が暮らしの中で楽しみ活用することにより、観光交流の活性化を目指すこととし、本地区のまちづくりの目標を次のように設定します。

【御所地区のまちづくりの目標】

空と水が広がる里山観光

4. 御所地区のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

①農業地域・農業集落地

- 雫石川の南側と御所湖周辺に広がる農業地域や農業集落地は、本町の重要な産業である農業の生産基盤であり、農業集落地の生活環境や景観の保全に配慮しながら、低コストで生産性の高い農業基盤としての土地利用を図ります。
- 本地区内のアグリリサイクルセンターを拠点として、良質な完熟堆肥を使った土壌改良の実証試験、付加価値の高い農業生産、資源循環型農業等の町全体への展開を図ります。

②森林地域

- 本地区の南部に広がる山林は、水源かん養機能や地球温暖化の原因となっている CO₂を吸収し、また、御所湖や鶯宿温泉の背景として自然景観を形成する要素としての役割を持つことから、乱開発を抑制し積極的な保全を図ります。

③観光交流地域

- 鶯宿温泉は、伝統的な温泉街に相応しい統一感のある街並みの形成や、観光客が歩いて楽しめる温泉街として、空き家や低未利用地の有効活用など、地域一体となった魅力の再生と温泉街の活性化を図ります。

- 町営クロスカントリースキー場、八幡平カントリークラブ、御所湖広域公園、男助山登山

道等の観光施設は、各地域の観光施設と連携した観光拠点としての機能の充実を図ります。

④工業地域

○地区内の既存の工業地等については、本町における雇用の場の確保と産業振興のため、周辺環境に配慮しながらその機能の維持を図ります。

⑤公園・緑地地域

○御所湖周辺の公園や緑地は、住民や観光客が自然や水辺とふれあうことができる親水空間として、管理者である岩手県と連携してその機能の維持・拡充に努めます。

⑥地域拠点

○御所公民館周辺は、地区の中心的な機能を有効的に活用する「地域拠点」として、地域の実生活利便性の確保並びに雫石地区の中心地域とのネットワーク強化を図り、だれもが安心して住み続けられる土地利用の展開を図ります。

(2) 都市機能の方針

①交通施設

ア. 都市間を連携する道路の整備

○本地区の都市間を連絡する広域的な交通は、主要地方道盛岡横手線を通じて西和賀町や秋田県横手市方面へ、一般県道盛岡鶯宿温泉線等を通じて盛岡市方面へ向かう路線が中心となっており、これら主要地方道及び県道を都市間を連携する道路として位置づけた道路網の形成を図ります。

イ. 町内を連絡する道路の整備

○本地区から各地区への町内交通は、町道雫石環状線を主軸と位置づけ、これを補完する道路として町道上町真賀喜線や黒沢天沼線を中心とした道路網の形成を図ります。

○地区内の各集落間の交通は、既存の町道により連携されており、これら町道の安全性向上のための改良整備等により、利便性の高い道路網の形成を図ります。

ウ. 観光軸の形成

○主要地方道盛岡横手線、一般県道盛岡鶯宿温泉線、町道雫石環状線を地区内の観光軸と位置づけ、鶯宿温泉、町営クロスカントリースキー場、御所湖広域公園等の観光施設のネットワーク化の強化を図ります。

○町道雫石環状線を地区間の観光軸と位置づけ、各地域の観光交流地域との連携を図るとともに、町道上町真賀喜線や黒沢天沼線により、交通結節点であるＪＲ雫石駅とのネットワーク化の強化を図ります。

エ. 公共交通の整備

○本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直しなど、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図ります。

②公園・緑地

- 御所湖周辺にはファミリーランドや乗物広場等のレクリエーション施設や遊歩道等が整備され、広大な水面はウォータースポーツや釣りのスポットとなっており、今後は公園を管理する岩手県と連携しながら施設の機能維持を図るとともに、地区住民や近隣市町の住民等の交流の場としての活用を図ります。
- 鶯宿地区の水辺公園「うぐいす湯の里公園」は、鶯宿川の水辺に位置し、源泉かけ流しの足湯や遊歩道が整備されており、地元住民の憩いの場や鶯宿温泉を訪れる観光客との交流の場として維持管理を図るとともに、観光客の誘客のためのイベント等の場としての活用を図ります。

③下水道

- 農業集落地において、整備が完了している安庭地区農業集落排水施設の適正な管理と機能維持に努めるとともに、処理区域内の普及率の向上を図ります。
- 町場地区から鶯宿地区へ向かう県道周辺の住宅が密集する地域については、公共下水道の整備を図ります。
- 事業区域以外の地域については、浄化槽の設置に対する助成制度により、地域の実情に即した汚水処理の普及を図ります。

(3) 都市環境の方針

①環境保全

- 本地区の南部に広がる山岳地帯と森林は、本町を象徴する貴重な資源であり、環境保全の観点から無秩序な開発行為等を抑制し保全を図ります。
- 豊富な水資源を有する御所湖は、地域住民や訪れる人々に憩いと安らぎを与えるほか、盛岡市等の下流域の水源になっていることから、御所湖周辺の環境と水質の保全を図ります。

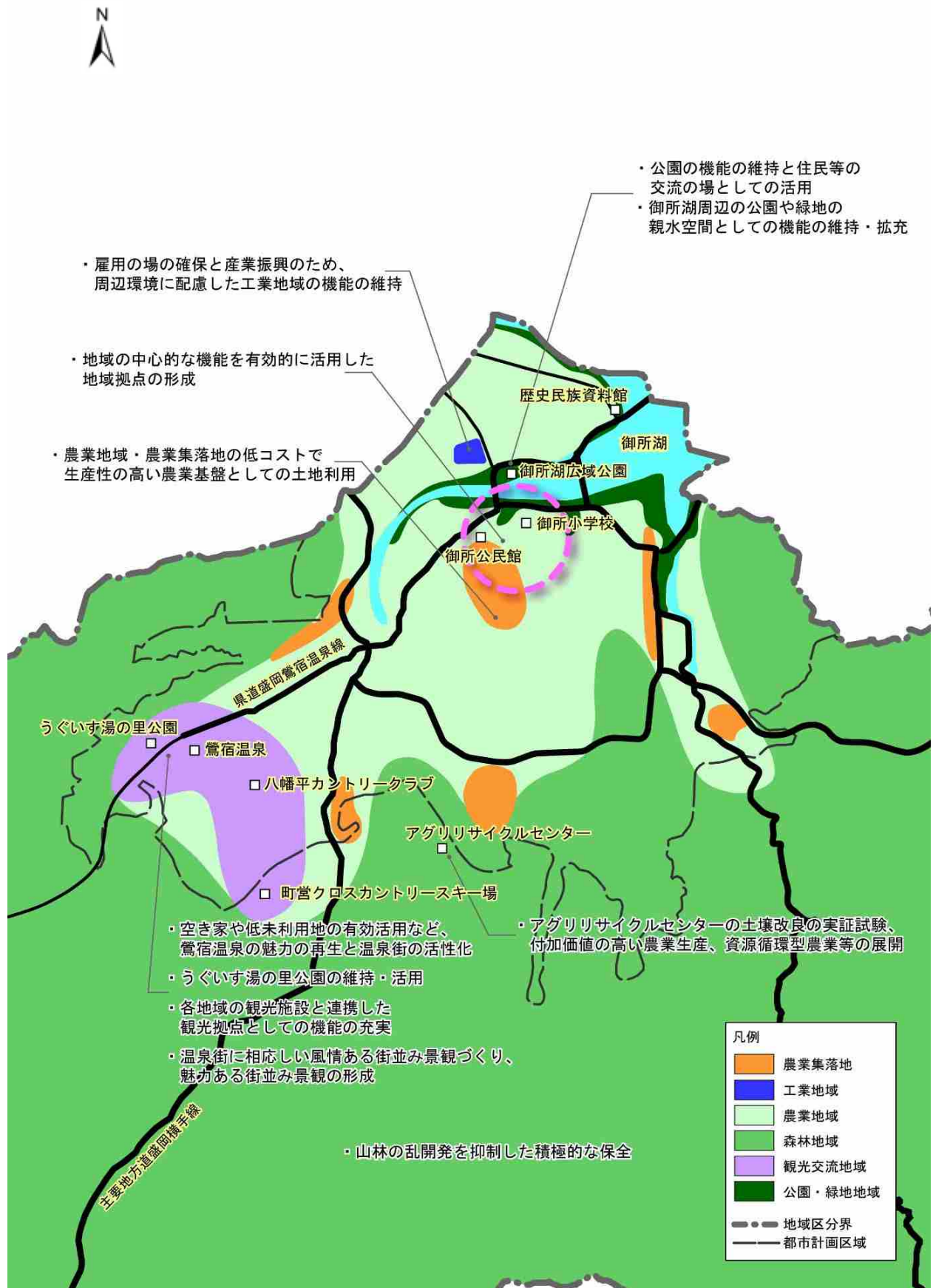
②景観形成

- 鶯宿温泉は、温泉街に相応しい風情ある街並み景観づくりや、施設の案内板等の色調やデザインの統一、周囲の自然を活かした環境整備等、個性的で魅力ある街並み景観の形成を図ります。
- 農業地域に広がる豊かな田園と農業集落地は、周囲の山々を背景として雫石川や御所湖の水辺空間と調和し、本町らしい良好な田園景観を形成しており、これらの美しい景観を本町の個性として保全を図ります。

③都市防災

- 学校、公民館等の公共施設など、災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持を図ります。
- 自助・共助・公助による災害に強い地域づくりを目指し、地域の自主防災組織の連携や活動の強化により、住民が安心して暮らせる地区の防災体制づくりに努めます。

図 御所地区のまちづくり方針図



第3章 御明神地区

1. 御明神地区の特色

- 雫石地区の中心市街地の西側に位置する本地区は、地区の大部分が豊かな森林に囲まれ、春木場駅を中心に農地や農業集落地が形成されています。
- J R 田沢湖線の春木場駅、赤渕駅が立地し、これに沿うように国道46号が地区の中央を通っています。
- 国道46号沿いには、道の駅「雫石あねっこ」が立地し、温泉やキャンプ場、産地直売所を備えた複合施設として町内外の多くの人に利用されています。
- 教育・保育施設は御明神小学校、御明神保育所、橋場へき地保育所が立地しています。
- 町民アンケートの満足度では、「河川や湖などの水辺環境」「史跡や祭りなどの地域文化の保全や伝承」の項目が他地区と比較して高くなっています。
- 町民アンケートの「道路で力を入れて欲しいこと」では「町内を連絡する道路の整備」、「防災・防犯で力を入れて欲しいこと」では「水害対策など自然災害の防止」が最も高くなっています。



2. 御明神地区の課題

(1) 土地利用に関する課題

- 町の基幹産業である農業に従事する人の高齢化が進んでいますが、地域が一体となって農業を支えていく必要があります。
- 本地区は、自然的資源や景観スポット等が豊富ですが、これら資源の活用・周知が求められています。
- 地区内に点在する農業集落地の快適な生活環境を保全するとともに、住民に利用されている春木場駅周辺の商店等を維持していく必要があります。

(2) 都市施設に関する課題

- 各集落間との連携の強化、町内の各観光施設間の連携強化による観光ネットワークの形成を図っていく必要があります。
- 地区内の道路は、交通量が多い箇所や歩道が整備されていない危険な箇所が見られ、利用者に配慮した安全対策が求められています。

(3) 都市環境に関する課題

- 雫石川の水辺空間、農地や農業集落が一体となった農業集落地の景観形成を図っていく必要があります。
- 平成25年の記録的豪雨では、道路等の崩壊、冠水や停電・断水等の甚大な被害を受けたことから、防災・減災の意識啓発の更なる充実、自主防災活動等による防災意識の向上による災害に強いまちづくりが必要となっています。

○自主防災組織などのコミュニティ活動を継続していくとともに、世代間の交流の希薄さに対応した多世代の交流機会の創出が求められています。

3. 御明神地区のまちづくりの目標

本地区は、春木場駅、赤渕駅のほか、国道 46 号沿いには道の駅が立地しており、また、雫石川や田園風景などの豊かな自然にも恵まれた地区となっています。

このような自然的資源や交通拠点等の特色を活かし、地域に関わる人々が交流しあいながら一つの形となるまちづくりを目指すこととし、本地区のまちづくりの目標を次のように設定します。

【御明神地区のまちづくりの目標】

水辺と歴史 街道がつなぐ交流

4. 御明神地区のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

①複合住宅地

○春木場駅周辺では、住居系建物、店舗や事務所など住民の日常生活環境の維持・保全を行いながら、生活に密着した利便性の高い複合住宅地の形成を図ります。

②農業地域・農業集落地

○雫石川や葛根田川周辺に広がる農業地域や農業集落地は、本町の重要な産業である農業の生産基盤であり、農業集落地の生活環境や景観の保全に配慮しながら、低コストで生産性の高い農業基盤としての土地利用を図ります。

③森林地域

○本地区の大部分を占める山林は、水源かん養機能や地球温暖化の原因となっている CO₂ を吸収することから、乱開発を抑制し積極的な保全を図ります。

④観光交流地域

○国道 46 号沿いに位置する道の駅「雫石あねっこ」は、観光情報の提供や温泉、食堂、特産品や農産物の販売等のほかオートキャンプ場もあり、今後も本町の主要な観光情報の発信・観光交流機能として、その機能の維持及び拡充を図ります。

⑤公園・緑地地域

○竜川河川公園は、住民が自然や水辺にふれあうことができる空間として、その機能の維持・活用を図ります。

⑥地域拠点

- 御明神公民館及び春木場駅周辺は、地区の中心的な機能を有効的に活用する「地域拠点」として、地域の生活利便性の確保並びに雫石地区の中心地域とのネットワーク強化を図りだれもが安心して住み続けられる土地利用の展開を図ります。

(2) 都市機能の方針

①交通施設

ア. 都市間を連携する道路の整備

- 国道 46 号は、県都盛岡市と秋田県を結ぶ広域的な役割と、地区住民の生活に欠かせない地区内の幹線道路の役割を持っていることから、これからの交通需要等に対応するため、危険箇所の改良等の推進を図ります。

イ. 町内を連絡する道路の整備

- 本地区から各地区への町内交通は、町道雫石環状線を主軸と位置づけ、道路網の形成を図ります。
- 地区内の各集落間の交通は既存の町道により連携されており、これら町道の安全性向上のための改良整備等により、利便性の高い道路網の形成を図ります。

ウ. 観光軸の形成

- 国道 46 号及び町道雫石環状線を地区内の観光軸と位置づけ、道の駅「雫石あねっこ」と周辺地域とのネットワーク化の強化を図ります。

エ. 公共交通の整備

- 本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直しなど、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図ります。

②公園・緑地

- 竜川河川公園は、地区住民が憩い交流できる場や本町を訪れる方の親水空間として、公園利用者がいつでも快適で安全に利用できるよう適切な維持・活用を図ります。

③河川・下水道

- 本地区を J R 田沢湖線に沿うように流れる雫石川は、地域の身近な清流として保全するとともに、地区住民に親しまれる水辺空間としての活用を図ります。
- 公共下水道事業による整備が完了している地区については、水洗化率の向上を図ります。
- 農業集落地において、整備が完了している御明神地区農業集落排水施設の適正な管理と機能維持に努めるとともに、処理区域内の普及率の向上を図ります。

(3) 都市環境の方針

①環境保全

- 本地区を取り囲む自然環境は、先祖代々からの預かりものであり、この豊かで恵まれた自然的資源を将来へ引き継いでいくため、自然と親しむ環境づくりを進めます。

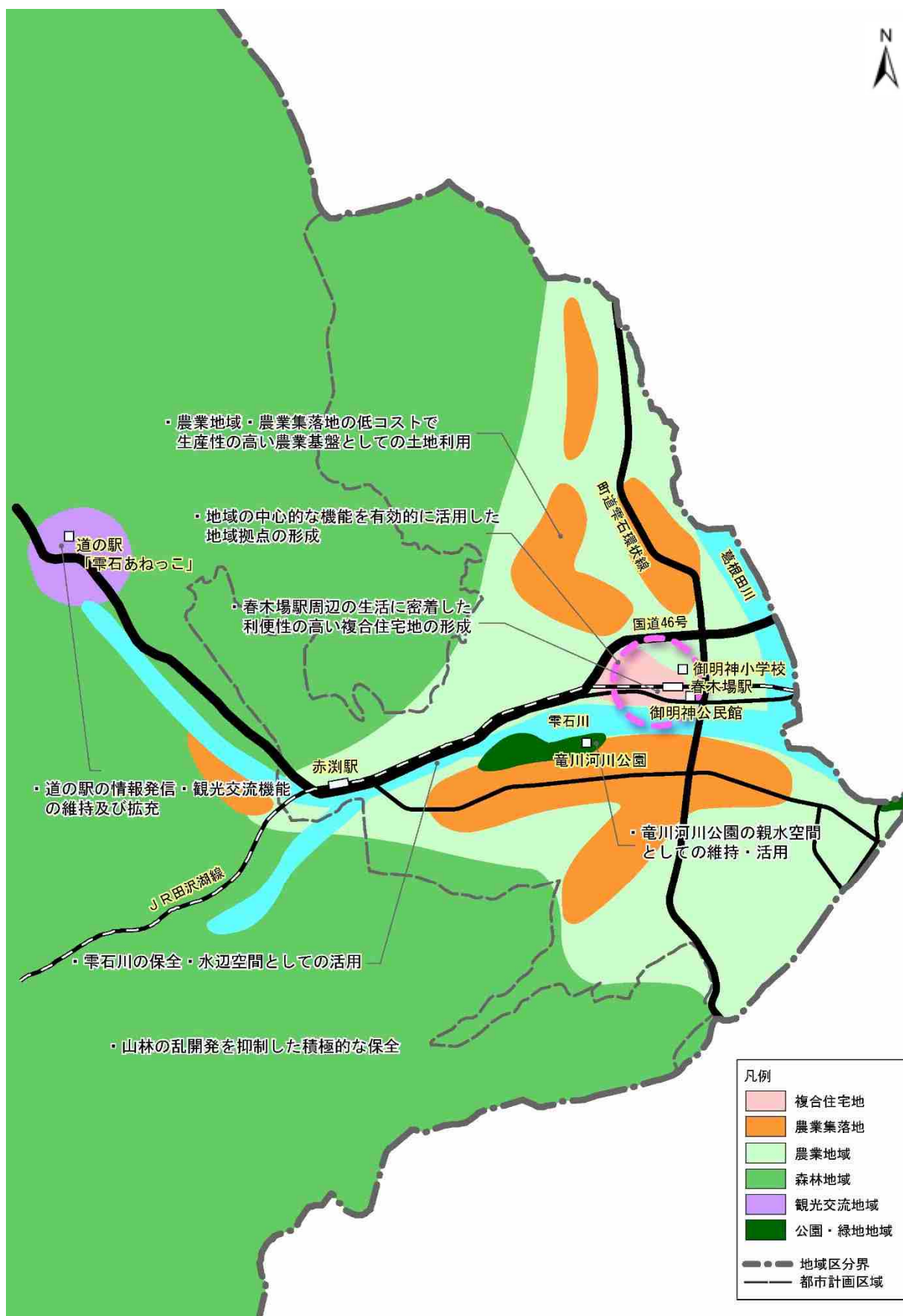
②景観形成

- 農業地域に広がる豊かな田園は、雫石川の水辺空間と調和し、良好な田園景観を形成しており、これらの美しい景観を保全していくとともに、この景観のPR等、地区の魅力の情報発信にも努めます。

③都市防災

- 学校、公民館等の公共施設など、災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持を図ります。
- 自助・共助・公助による災害に強い地域づくりを目指し、地域の自主防災組織の連携や活動の強化により、住民が安心して暮らせる地区の防災体制づくりに努めます。

図 御明神地区のまちづくり方針図



第4章 西山地区

1. 西山地区の特色

- 雫石地区の中心市街地の北側に位置するこの地区は、岩手山をはじめとする山々に囲まれ、葛根田川流域には水田を中心とした豊かな農地が広がっています。
- 本地区は南北に長く山々に囲まれ、市街化の進行はほとんど見られず、葛根田川流域の平地部に農業集落が集積しています。
- 岩手山の南麓には、雫石スキー場、岩手高原スノーパーク等の大規模なスポーツレクリエーション施設が立地しています。
- その他の観光資源として、網張温泉、滝ノ上温泉、玄武温泉等多数の温泉や、民宿やペンション等にも恵まれている地域です。
- 教育・保育施設は西山小学校、西根保育所、西山保育園が立地しています。
- 町民アンケートの満足度では、「騒音・振動・悪臭などの公害」「火災・延焼からの安全性」「公共交通（あねっこバス）」などの項目が4地区の中で最も高くなっています。
- 町民アンケートの「道路で力を入れて欲しいこと」では「歩道や交通安全施設の設置」、「防災・防犯で力を入れて欲しいこと」では「街灯の設置、死角のないまちづくり」が最も高くなっています。



2. 西山地区の課題

(1) 土地利用に関する課題

- 地区内に点在する農業集落は、農業生産環境の維持改善、後継者や担い手不足への対策、農業就業人口の高齢化、耕作放棄地の増加等への対応が求められています。

(2) 都市施設に関する課題

- 各集落間や雫石地区等との連携の強化、町内の各観光施設間の連携強化による観光ネットワークの形成を図っていく必要があります。
- 地区内の道路は、交通量が多い箇所や歩道が整備されていない危険な箇所が見られ、利用者に配慮した安全対策が求められています。

(3) 都市環境に関する課題

- 自然公園や自然保全地域、保安林等の適正な保全、岩手山や駒ヶ岳の眺望や、農地や農業集落が一体となった農業集落地の景観形成を図っていく必要があります。
- 豪雨等による災害に備えるため、防災・減災の意識啓発の更なる充実、自主防災活動等による防災意識の向上による災害に強いまちづくりが必要となっています。
- 自主防災組織等のコミュニティ活動を継続していくとともに、世代間の交流の希薄さに対応した多世代の交流機会の創出が求められています。

3. 西山地区のまちづくりの目標

本地区は、豊かな自然環境や田園風景、岩手山南麓に広がる魅力ある観光資源を活かし、地域の活力の向上や、効果的な土地利用の推進を目指すこととし、本地区のまちづくりの目標を次のように設定します。

【西山地区のまちづくりの目標】

山々がつなぐ暮らしと観光

4. 西山地区のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

① 農業地域・農業集落地

- 本地区を南北に流れる葛根田川流域に広がる農業集落地は、生活環境や景観の保全に配慮しながら、資源循環型の農業生産、低コストで生産性の高い農業基盤としての土地利用を図ります。
- 町の基幹産業である農業の大切さを再確認し、農業の担い手確保、耕作放棄地の解消等に努めます。

② 森林地域

- 本地区の大部分を占める山林は、水源かん養機能や地球温暖化の原因となっている CO₂ を吸収することから、乱開発を抑制し積極的な保全を図ります。
- 森林は体験学習や健康癒し空間としても期待されることから、網張ビジターセンターを核とした自然体験、森林学習、エコツーリズム等の場としての活用を図ります。

③ 観光交流地域

- 岩手山南麓エリアには岩手高原スノーパーク、網張温泉スキー場、雫石スキー場、雫石ゴルフ場等のスポーツレジャー施設等が立地し、本町の恵まれた自然を活かした自然体験型の観光交流地域を形成していることから、これらの観光資源を総合的に活用し観光交流の拡大を図ります。

④ 工業地域

- 地区内の既存の工業地等については、本町における雇用の場の確保と町の産業振興のため、周辺環境に配慮しながらその機能の維持を図ります。
- 本町への新たな企業誘致等に備え、国道 46 号や東北自動車道等へのアクセスが良好な場所において、工場立地法に基づく工場適地、または、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区等の候補地選定に向け、自然条件、地形、地質、用排水事情、輸送条件等の立地条件の調査を行い、岩手山八幡平周辺景観形成重点地域内の景観の保全に配慮しながら、新たな雇用の場の確保を図ります。

⑤公園・緑地地域

○葛根田川水辺公園は、住民や観光客が自然を生かし水辺と親しむことができる空間として、その機能の維持・活用を図ります。

⑥地域拠点

○西山公民館周辺は、地区の中心的な機能を有効的に活用する「地域拠点」として、地域の生活利便性の確保並びに雫石地区の中心地域とのネットワーク強化を図り、だれもが安心して住み続けられる土地利用の展開を図ります。

(2) 都市機能の方針

①交通施設

ア. 都市間を連携する道路の整備

○本地区の都市間を連絡する広域的な交通は、一般県道網張温泉線及び一般県道雫石東八幡平線から国道 46 号を通じて、盛岡市や秋田県方面へ向かう形になっていることから、これら県道及び国道 46 号を都市間を連携する道路として位置づけた道路網の形成を図ります。

イ. 町内を連絡する道路の整備

○本地区から各地区への町内交通は、一般県道雫石東八幡平線を南北方向の交通の主軸と位置づけ、これを補完する道路として一般県道網張温泉線や町道雫石環状線を中心とし道路網の形成を図ります。

○これらの主要な道路については交通量が多いことから、歩行者の安全性や快適性を考慮した歩行者空間の確保を図ります。

○地区内の各集落間の交通は既存の町道により連携されており、これら町道の安全性向上のための改良整備等により、利便性の高い道路網の形成を図ります。

ウ. 観光軸の形成

○一般県道雫石東八幡平線及び一般県道網張温泉線を地域内の観光軸と位置づけ、岩手山南麓の小岩井農場、岩手高原スノーパーク、網張温泉スキー場、雫石スキー場、雫石ゴルフ場等の各施設のネットワークの強化を図ります。

エ. 公共交通の整備

○本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直しなど、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図ります。

②公園・緑地

○葛根田川沿いの葛根田川水辺公園は、自然を活かし水と親しむことができる公園として、地域住民の憩いの場や本町を訪れる方のレジャースポットとして、公園利用者がいつでも快適で安全に利用できるよう適切な維持・活用を図ります。

③河川・下水道

- 葛根田川は、地域住民や本町を訪れた人々が自然の中で憩い交流することができる水辺空間として保全・活用を図るとともに、防災面での機能向上や治水機能の向上に努めます。
- 農業集落地において、整備が完了している駒木野地区農業集落排水施設の適正な管理と機能維持に努めるとともに、処理区域内の普及率の向上を図ります。
- 谷地地区の一部住宅が集積する地域については公共下水道の整備を図り、整備が完了している地区については、水洗化率の向上を図ります。
- 事業区域以外の地域については、浄化槽の設置に対する助成制度により、地域の実情に即した汚水処理の普及を図ります。

(3) 都市環境の方針

①環境保全

- 本地区の森林地域の多くは、十和田八幡平国立公園や岩手県環境緑地保全地域（網張観光施設団地）に指定されていることから、これらの地域の保全指針及び規制基準等に基づき、無秩序な開発行為等を抑制し保全を図ります。

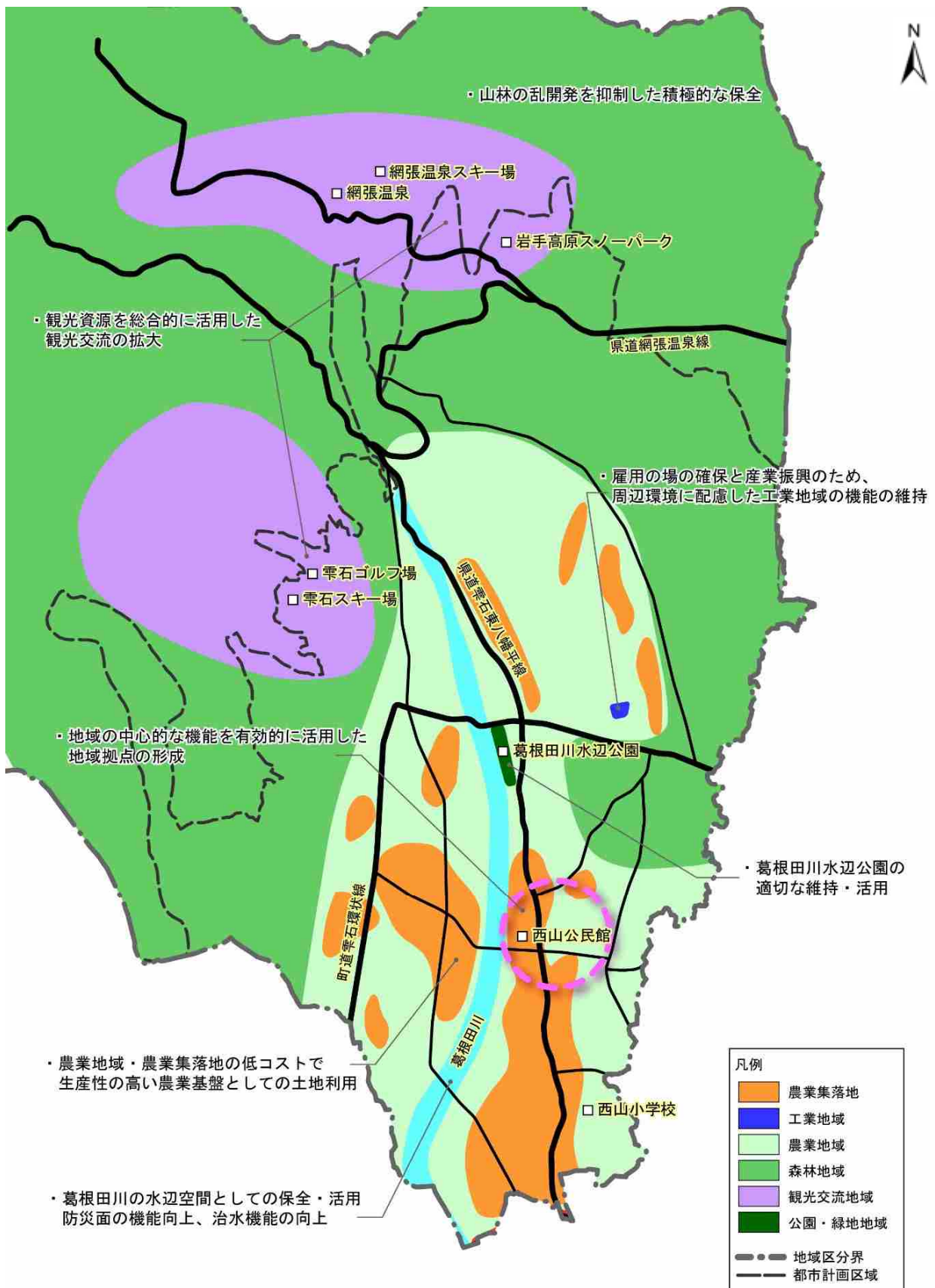
②景観形成

- 本町のシンボリック的存在である岩手山の眺望や裾野に広がる雄大な原生林、雫石盆地に広がる豊かな田園風景は本町の財産であり、これを守り次世代に受け継いでいく必要があります。
- 本地区は県の「岩手山八幡平周辺景観形成重点地域」に指定されていることから、岩手県と連携し建築物や工作物の建設、木竹の伐採、屋外での物の集積、土砂の採取、土地の形質の変更等の制限と適正な誘導により、岩手山を背景とした本町の美しい景観の保全を図ります。

③都市防災

- 学校、公民館等の公共施設など、災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持を図ります。
- 自助・共助・公助による災害に強い地域づくりを目指し、地域の自主防災組織の連携や活動の強化により、住民が安心して暮らせる地区の防災体制づくりに努めます。

図 西山地区のまちづくり方針図



都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 住民参加によるまちづくり

地方分権の推進により、国と地方の関係が対等になり、町の課題は自己決定と自己責任による解決が求められています。また、多様化、高度化する住民ニーズに行政のみで対応することが困難になってきており、これまでの行政主導のまちづくりから、住民参画による行政運営に転換し、住民と行政の協働によるまちづくりの推進が重要になってきています。

このため、住民のまちづくりに対する認識を深めるため、広報やインターネット等を通じてまちづくりの情報を発信し、住民との情報の共有を図るとともに、まちづくりの計画策定等に当たっては、住民説明会やパブリックコメントの実施、町政モニター制度等により住民参画の機会を積極的につくり、住民意見の集約と反映を図っていきます。

また、本町では、地域の生活や環境を守り、次世代へ繋いでいく人口減少に負けない地域づくりを進めるため、雫石・御所・御明神・西山の4地区ごとに地域活動を支える様々な団体の枠を越えた「地域づくり会議」が構成されています。この会議では、地域住民が地域の魅力を再発見するとともに、課題を認識し、その解決のため実践できることを盛り込んだ4地区ごとの「地域づくり計画」の策定及び実践活動を進めています。今後もこのような地域住民自らが意識を持って活動する地域のまちづくりを積極的に進めていきます。

さらに、地域の自治活動組織、地域づくり団体、NPO 法人、企業等によるまちづくりへの自主的、自立的活動を支援しながら、まちづくりの協働体制づくりを図っていきます。

2. まちづくりの推進体制

都市計画マスタープランに示す様々な方針に基づきまちづくりを実践していくためには、行政内部での横断的な取り組みが必要になります。

これまでも、町の政策的判断や重点事業等に関する事項のうち、組織を横断して調査、企画、研究等を行う必要がある課題については、専門のプロジェクトチームを設置した検討や、関連部局間の調整等を適宜実施してきました。今後においても、必要に応じてプロジェクトチームの設置や庁内の横断的取り組みを柔軟に行っていきます。

3. 都市計画の決定・変更

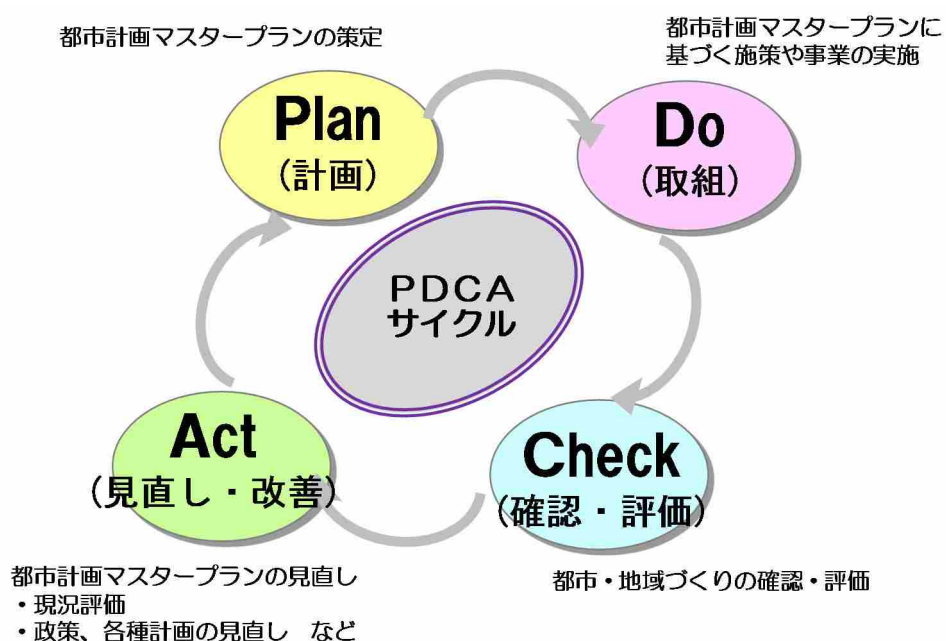
個別の都市計画の決定及び変更等については、都市計画マスタープランの方針に基づき、まちづくりの進捗状況や計画の熟度等を判断しながら適切な時期に実施していきます。

4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

本町の今後のまちづくりは、都市計画マスタープランの目標や方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し・改善を行うなど、計画の適切な進行管理を行います。

また、都市計画マスタープランは、個別の都市計画の決定・変更の指針、開発行為等の誘導指針、土地利用調整の指針等の役割を持つ、まちづくりのガイドラインとなるため、その内容については、社会経済の変化や地域の実態に柔軟に対応し、適切な時期に見直しを行っていきます。

図 計画の進行管理のイメージ



資料編

目 次

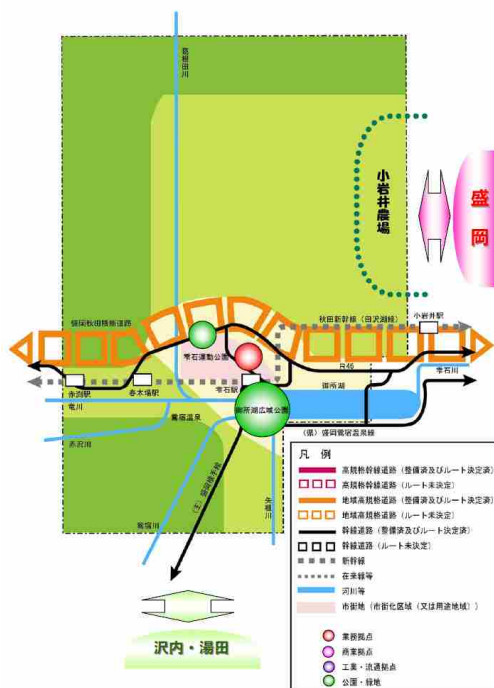
I	上位関連計画の整理	1
II	住民意向調査	9

I 上位関連計画の整理

(1) 上位計画

① 雫石都市計画区域マスタープラン

策定年	平成 16 年
都市計画の目標	【都市計画区域の将来像】 恵まれた自然とゆとりある生活環境を活かしたまち 【都市計画区域の基本方針】 (1) 特色ある自然や岩手山を望む雄大な景観の保全と活用 (2) 安心して住み続けられるゆとりある居住環境の形成 (3) 豊富な観光資源を活かした広域的な観光拠点と立地条件を活かした産業拠点の形成 (4) 都市近郊居住や職住近接を支える交通ネットワークと多様な機能を担う都市内交流軸の形成 (5) 中心市街地での都市機能の充実によるにぎわいのある集約的なまちの形成
主要な都市計画の決定方針	【1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】 ・ 国道 46 号に接する町役場周辺地区における業務、商業、文化、娯楽等の施設の集積、本区域の中心核の形成 ・ 雫石駅南口周辺の魅力ある駅前づくり、南口新市街地の安全で快適なまちの形成 ・ 雫石駅北口への利便性の高い機能配置、にぎわいのある駅前づくり ・ 田園的な風景や御所湖等の豊かな自然環境と調和し、快適で安全な戸建てを主体とした低密度住宅地の形成 ・ 温泉や牧場等の自然活用型保養地としての位置づけ、活用 ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）の必要に応じた特定用途制限地域の設定、建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制の検討 【2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】 ・ 段階的な道路の機能構成による各地域を結ぶ効率的な道路ネットワークの強化 ・ 地域間を連絡する公共交通の充実 ・ 幹線道路の整備と併せた積極的な公共下水道の拡充 【3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】 ・ 市街地における土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の面的事業、道路、下水道及び公園の整備の検討 ・ 地区計画、特別用途地区等による土地利用の誘導等の検討 【4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】 ・ 地域に密着した公園・緑地等の適切な配置 ・ 葛根田川をはじめとする河川や御所湖の水辺空間を利用した遊歩道の整備等、親水空間のネットワークの形成 ・ 河川敷の公園化や河川改修に合わせた護岸の親水化・緑化等による自然とふれあえる水辺空間の整備

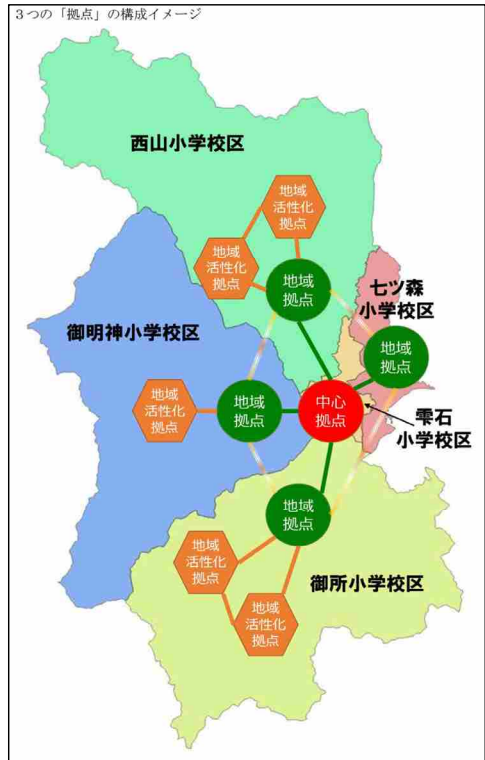


②第二次雫石町総合計画後期基本計画

策定年	平成 28 年 3 月
まちづくりの基本理念	住民一人ひとりがまちづくりの主演となり、知恵や力を結集し支え合うことにより、すべての住民が幸せを実感できる雫石町を創造し、愛され誇りに思えるまちづくりを進めます。
まちの目指すべき将来像	「みんなが主演 誇らしく心豊かなまち しずくいし」
基本施策	【施策 1-1-2 特性に合わせた有効な土地利用を行います】 ・自然環境の保全と災害の未然防止を図りつつ、町土の均衡ある発展を目指した総合的、計画的な土地利用を推進します。 ・農地の荒廃防止や遊休地の有効活用を図ります。 【施策 1-1-3 美しい風景や景色を守り育てます】 ・雫石町ふるさと景観条例を広く周知し、景観住民協定締結の取り組みに対し助言等を行い地域の景観形成活動を支援します。また、景観形成地域の指定を進め、地域の特性を活かし環境美化運動等と連携し暮らしに根ざした景観をつくります。 【施策 4-1-2 農産物の品質と価値を高めた産業連携を推進します】 ・地域の環境にも配慮した循環型農業を推進しながら、生産者及び関係機関、団体と連携し地域全体の農畜産物の品質や価値の向上に取り組みます。 ・6次産業化を促進するため、農畜産物の付加価値を高めるための生産の取り組みを促進します。 【施策 4-2-2 「雫石」を効果的に情報発信し周辺自治体と連携した観光誘客に努めます】 ・雫石を中心とした広域観光エリアの連携により、相互の魅力を最大限に引き出した観光戦略を推進し、魅力的な「観光周遊ルート」づくりを進めます。 【施策 4-3-1 地域産業の育成による雇用促進と魅力ある特産品の開発・販売促進に取り組みます】 ・地域の資源と民間の活力を活かし、観光や農林業など多様な業種と連携した内発型産業を育成するとともに、就業に必要な技術取得支援など人材の育成による雇用促進に努めます。 ・従来型の工場誘致ではなく、水が良いことなど本町の自然環境の特性を活かした形の企業誘致活動を継続します。 【施策 4-3-2 賑わいと魅力ある商店街づくりに取り組みます】 ・空き店舗を活用して新たに創業しようとする商店主や既存商店等の後継者による、個性的で魅力のある店舗づくりなどを支援し、商店街の活性化に取り組みます。 【施策 5-2-1 快適で便利な道路環境を整えます】 ・道路整備にあたっては、優先度の高い事業箇所を選定し効率的かつ実効性のある整備、改良、維持補修を進めます。 ・冬期間の各地域の降雪・積雪状況に適切に対応した除排雪体制を整えるとともに、住宅密集地での除雪等については、住民参加による地域ぐるみでの除雪体制を推進します。 【施策 5-2-6 利便性の高い交通体系を整備します】 ・あねっこバス(デマンドタクシー)は、町内全域を対象とする運行経路に見直し、日常運行を可能にするとともに、随時、最適な運行体制に見直します。

③国土利用計画第三次雫石町計画

策定年	平成 31 年 2 月
町土利用の基本理念	・町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保と自立と共生による地域社会の形成を基本理念とする。
規模の目標	目標年次：平成 39 年（2027 年） 目標人口：14,200 人
地域類型別の町土利用の基本方向	（ア）市街地エリア ・分散型の市街地拡大を抑制し、良好な自然環境、景観の保全を図りつつ、コンパクトで一体的な、誰もが住みやすい市街地の形成を目指す ・新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先する ・農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制する （イ）農山村エリア ・農地や宅地等が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しながら、農村地域の特性に応じた良好な生産環境及び生活環境の一体的形成を促進する ・農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう計画的・適切な土地利用を図る ・耕作条件の悪い農地などの荒廃農地の発生も予想されることから、圃場整備や農地の集約化など、農地の維持に向けた土地利用を図る （ウ）自然環境保全活用エリア ・山地の森林に生息する野生生物の生息地の生態系を安定的に守り、連続性を確保していくため、動植物の生息・生育環境の改変は原則として避け、保全に努める ・自然林の周囲に存在する二次林や植林地は、森林の循環利用の促進を図ることにより、森林機能の維持に努める ・本町の有する優れた自然の風景地については、自然環境の適正な保全に努めながら、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を進める
拠点構成別の町土利用の基本方向	（１）中心拠点 ・役場周辺を中心に、中心市街地や国道 46 号沿道を対象として日常的生活サービスを提供する各機能の向上や交通結節点としての機能強化を図り、周辺地域との連携の中心を担う拠点の形成に向けた土地利用に努める （２）地域拠点 ・小学校区単位における特徴を活かした様々な世代の町民交流から生まれる、活力ある地域づくりと生活基盤の確保が展開できる地域拠点づくりを推進する （３）統合後の旧小学校を活用した地域活性化拠点 ・統合後の旧小学校については、地域内外の交流や雇用を創出し、地域コミュニティの維持や生活サービス機能を確保する、地域活性化の拠点としての活用を図る



(2) 関連計画

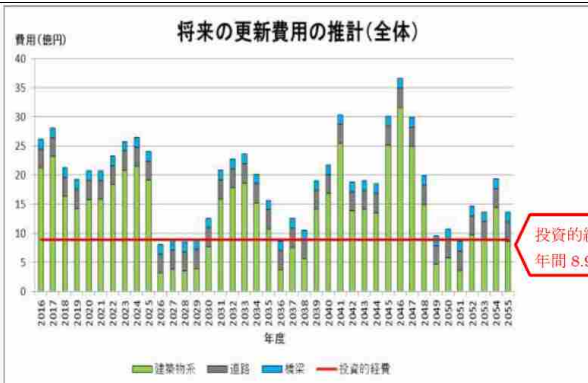
① 雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年	平成 28 年 5 月
本町の目指すべき将来の方向	みんながいきいきと活躍し、雫石に暮らす幸せを実感できるまちづくり
人口ビジョンの目標	目標①：2040 年に 15,700 人を目指す 目標②：2060 年に 15,000 人を目指す
具体的な施策	【基本目標 1 いきいきと仕事のできるまちづくり】 (ア) 農林業の振興 ・人農地プラン制度や農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の促進 ・農産加工品の製造、販売、特産化の促進など 6 次産業化の推進 ・木材の地産地消による町産材の町内消費の拡大と健全な森林循環の促進 (イ) 商工業の振興 ・雫石商工会と連携した空き店舗のリノベーション活用など起業支援による就業機会の拡大 ・まちおこしセンター事業の推進と、地域に根ざした特色あるショップ等の開業支援による魅力ある商店街の形成 ・多世代交流の中心となる「雫石よしやれ通り」における安全・安心な商店街環境の形成 (ウ) 観光業の振興 ・県境を越えた広域連携による観光ルートの確立とプロモーション展開による地域全体の魅力向上 ・新たな雫石町を代表する景勝地の選定と優れた自然景観の後世への継承 ・自然環境と良好な景観の保全による自然を活かした観光の推進 【基本目標 2 誰もが住みやすいまちづくり】 (ア) 移住者受入態勢の整備と情報発信の強化 ・空き家、空き農地を利用した住生活環境体験メニューの提供 (イ) 居住拠点の確保にかかる多面的支援 ・所有者や移住希望者が空き家を定住者用に活用する場合の支援 (ウ) 魅力的で快適な生活環境の提供 ・鉄道や路線バスなど公共交通システムの利便性の向上 ・あねっこバスの事業拡大による生活交通対策の充実 【基本目標 3 安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり】 (ア) 結婚支援 (イ) 妊娠から出産までの切れ目ない支援 (ウ) 子育て・教育環境の充実 ・多様な世代の交流による地域で支える子育て環境の充実 【基本目標 4 特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり】 (ア) 特色ある地域づくりの推進 ・「地域づくり計画」に基づくまちづくり活動の推進 ・地域住民が主体的に地域コミュニティ活動を行うための支援 ・地域の生活を守る中心機能を集約した「小さな拠点」施設の検討 (イ) 地域防災力の強化と地域で支え合う環境づくり ・町民による自主的な防災活動の推進 ・自主防災組織の相互協力・連携の強化

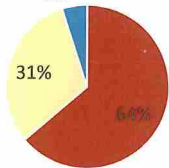
②雫石町環境基本計画

策定年	平成 22 年 7 月
望ましい環境像	環境を守り育てるまち
基本目標	1. 健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全） 2. 豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全） 3. うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造） 4. 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築） 5. 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）
個別施策	【2-2 森林・里山を守る】 ・里山など身近な自然を活用するとともに、荒廃した里山の再生や維持への協力 ・里山を次世代へ引き継げるための機能や役割についての啓発 【2-3 水辺を守る】 ・安全性や親水性と自然景観を生かした河川整備 ・河川公園の適正な機能維持と、親水空間や町民の交流の場としての活用 【2-4 農地を守る】 ・多面的機能を有する優良な農用地の維持保全、持続的な農業生産の促進 ・耕作放棄地や農地の荒廃の防止 【3-1 まちの景観の創造を進める】 ・ふるさと景観条例に基づく雫石らしい地域景観の保全と形成 【3-2 歴史・文化を伝える】 ・歴史・文化的資源、伝統の保全継承 ・史跡の整備保存、観光ルートとしての活用の検討

③雫石町公共施設等総合管理計画

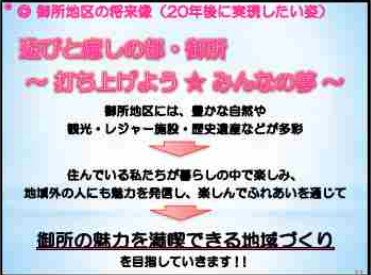
策定年	平成 28 年 10 月
財政状況と公共施設更新コスト	公共施設の更新に係るコストの今後 40 年間の合計額（上水道及び下水道を除く）は 751.6 億円となり、396.4 億円の歳出超過となる見込み。可能な限り歳入の確保をすすめながら歳出の削減を図っていかなければ必要施設の維持すら難しい状況。 
個別施設毎の方針	・統廃合により用途廃止される小学校については、地元住民と協議してその後の利活用を進める。 ・町営住宅は破損箇所の早期発見に努め、正常な施設の保全と長寿命化を図る。 ・大規模な町道修繕については、危険度や破損程度を鑑み、優先順位をつけて計画的な補修を行う。 ・公共下水道及び農業集落排水へ接続を促進し、下水道事業会計の健全化を図る。 ・公園は日常的な管理、定期点検等を実施し、正常な施設の保全を図る。

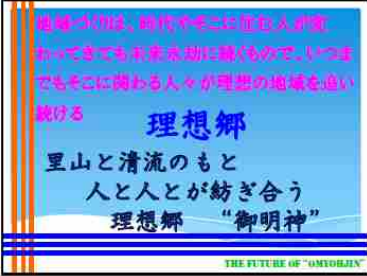
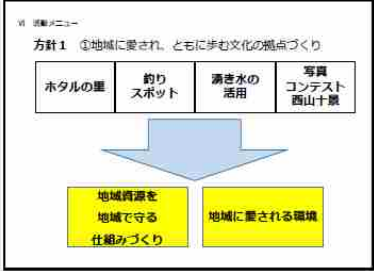
④雫石町空家等対策計画

策定年	平成 30 年 4 月											
空き家の状況	平成 27 年度実施の「雫石町空き家実態調査」では、空き家と推定された住宅は 192 件（64%）。 空き家の分布状況は、雫石地区が 81 件で最も多く、御明神地区が 26 件で最も少ない状況であるが、町内全域に空き家が分布している。 <table><tr><td>雫石地区</td><td>御所地区</td><td>御明神地区</td><td>御山地区</td><td>合計</td></tr><tr><td>81</td><td>42</td><td>26</td><td>43</td><td>192</td></tr></table> 空き家判定結果  ■ 空き家 ■ 対象外 ■ 判断困難		雫石地区	御所地区	御明神地区	御山地区	合計	81	42	26	43	192
雫石地区	御所地区	御明神地区	御山地区	合計								
81	42	26	43	192								
空家等対策に関する基本的な方針	1. 所有者等の意識の涵養 2. 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み 3. 特定空家等に対する取り組み 4. 地域に応じた柔軟な対策の検討 5. 関係法令等の遵守											
空家等の適切な管理の促進	(1) 所有者等の意識の涵養 ・広報等への空家の適正管理に関する情報掲載、セミナー実施等を通じた所有者への啓発 ・所有者に対する相談窓口、空き家バンク、空き家整理等補助金などの情報提供 (2) 相談体制の整備等 ・相談窓口設置による県、関係団体と連携した相談体制の整備 ・登記無料相談会、成年後見制度相談会、不動産取引相談などのマッチング											
空家等及び跡地の活用の促進	(1) 地域住民からの要望による活用 ・地域交流、地域活性化、福祉サービス拠点など、地域貢献に利活用可能な空家の情報提供 (2) 利活用可能な空き家及び跡地の情報提供 ・雫石町空き家バンクの活用と、関係事業団体と連携した所有者に対する利活用の企画提案 (3) 補助金の活用促進 ・空き家対策を行うにあたり、「空き家整理等補助金」「空き家改修等補助金」その他国及び県の補助金の活用 (4) 地域に応じた柔軟な対策の検討 ・他の建築物との敷地合併、菜園等への転換、シェアハウスや農産物加工所、デイケア施設や福祉施設、地域の駐車場などへの対応検討											

⑤ 雫石町 4 地区別地域づくり計画

「地域づくり計画」は、地域住民が地域の課題解決のために自ら実践すべき取り組みメニューを盛り込んだ計画で、雫石・御所・御明神・西山の 4 地区ごとに住民が主体となって策定した計画です。

策定年	平成 28 年 3 月
雫石地区	■地区の将来像：住む人 訪れる人を元気にする町 しずくいし ■活動メニュー 方針1 美しい景観を活かしたまちづくり ・雫石川園地や生森山、雫石駅裏の田園風景など、自然景観の保全・活用 ・「雫石勝手に十景」の発掘と発信 方針2 既存施設の活用促進と祭りでのぎわいの創出 ・アルペン公園、野菊公園、運動公園など、既存施設の活用 ・雫石駅を中心とした交流促進と、町なかへのアクセス利便性の向上 方針3 安全・安心な歩行環境づくり ・通学路・ウォーキングコースをみんなで守る ・冬でも安心して暮らせる除雪対策の充実 方針4 世代を越えた交流によるみんなが元気な地域づくり ・気軽に参加できるコミュニティをつくる ・元気な子供を地域のみんなで育てる 方針5 商店街を活性化し、地域の元気を発信する ・キラキラと輝く、活気ある商店街化 ・しずく館を誰もが気軽に利用できる環境にし、地域の拠点施設としての機能を充実 方針6 人をつなぎ伝統文化をつむぐ ・地元の歴史・伝統文化を学ぶ環境の整備とその伝承 
御所地区	■地区の将来像：遊びと癒しの都・御所 ～打ちあげようみんなの夢～ ■活動メニュー 方針1 自然とともに生きる地域をつくる ・自然環境を資源として、安全に親しみやすく活用するための整備を進める 方針2 地域の歴史を伝承し、“地域愛”を育てる ・沼田神社に代表される、地域内に数多くある神社や史跡等の地域遺産の環境整備 ・伝統芸能などの地域遺産を活かしたイベントの開催 方針3 暮らしの安全を地域住民が守る ・消防団や自主防災組織など地域における組織同士の連携強化 方針4 世代と世代をつなげ、まとまりのある地域をつくる ・公民館、歴史民俗資料館や小学校などを活用した多世代が交流できる環境整備 ・子どもからお年寄りまで参加できるお祭り・交流イベントの開催 方針5 イベントと観光をつなげ、多くの人を呼び込む！ ・御所湖広域公園などの既存施設の有効活用と、地域の情報発信力の強化 ・空き施設の活用、ふれあいサロンの開催など、温泉街の活性化 

御明神地区	■地区の将来像：里山と清流のもと 人と人々が紡ぎ合う 理想郷・御明神 ■活動メニュー 方針1 各世代のつながりを強め、いきいきと暮らせる地域をつくる ・子育て世代から子どもとお年寄りへ、世代を問わず親しめる情報や活動の提供 ・交流の場としての空き店舗や御明神公民館の活用 方針2 住民が地域の宝を守り、伝える ・歴史散策ルート、歴史スポットの環境整備 ・地域の伝統文化の継承 方針3 自然の魅力を再確認し、地域内外に情報を発信する ・観光サインの設置と景観スポットのPR ・豊かで恵まれた自然環境を将来へ引き継いでいくため自然と親しむ環境づくり 方針4 農業などの働く場としての魅力を高め、活力ある地域をつくる ・若者が魅力を感じ、働きたいと思う農業の魅力の発信、若者の就業支援 ・地域にある企業や産業の魅力を様々な交流の機会を活用しながら発信 方針5 御明神の特色を生かした活力ある地域をつくる ・自然や農業など、地域の魅力を広めた交流・定住促進 
西山地区	■地区の将来像：岩手山と共に生きる 魅力が満載 ふるさと西山 ■活動メニュー 方針1 岩手山の恵みを守り、親しめる環境にしよう ・岩手山など西山の地域資源を地域で守る仕組みづくり 方針2 地域の資源を活かし、声かけと交流で安心なまちにしよう ・地域コミュニティ活動など、高齢者が元気に地域で活動できる地域づくり ・見守り活動や環境整備活動による住民同士の連携強化 ・空き家や屯所など地域資源を活かした、だれもが利用しやすい活動拠点づくり 方針3 西山の魅力を資源に育て、稼ぎ、生きて行こう ・空き地や宿泊施設での朝市の開催 ・農業の担い手確保と地域の活性化 方針4 西山の歴史と伝統をみんなで学び、受け継ごう ・西山ならではの歴史資源を、地元の人も観光客も分かりやすく「見える化」 ・お祭り・遊びを通じた世代間・地区間交流 方針5 地域ぐるみの世代間交流で子どもにふるさとの魅力を伝えよう ・子どもや子育て世代が気軽に集まり、情報や課題を共有できる場所と機会の提供 ・地区公民館や各集落公民館の世代間を超えた活発な活用 方針6 人と自然の魅力で地域を越えた交流を広げよう ・集落や学区をこえて子どもから大人まで楽しみながら交流できる機会の創出 ・西山らしさを味わえる観光ルートや体験プランの考案 

Ⅱ 住民意向調査

(1) 調査方法

①調査時期

平成 30 年 4 月～ 5 月

②調査対象

町内に在住する満 20 歳から満 65 歳までの町民

③抽出方法

住民基本台帳より無作為に抽出した 2,000 名

ただし、地区別の対象者に偏りが生じないよう地区毎に対象者数を調整

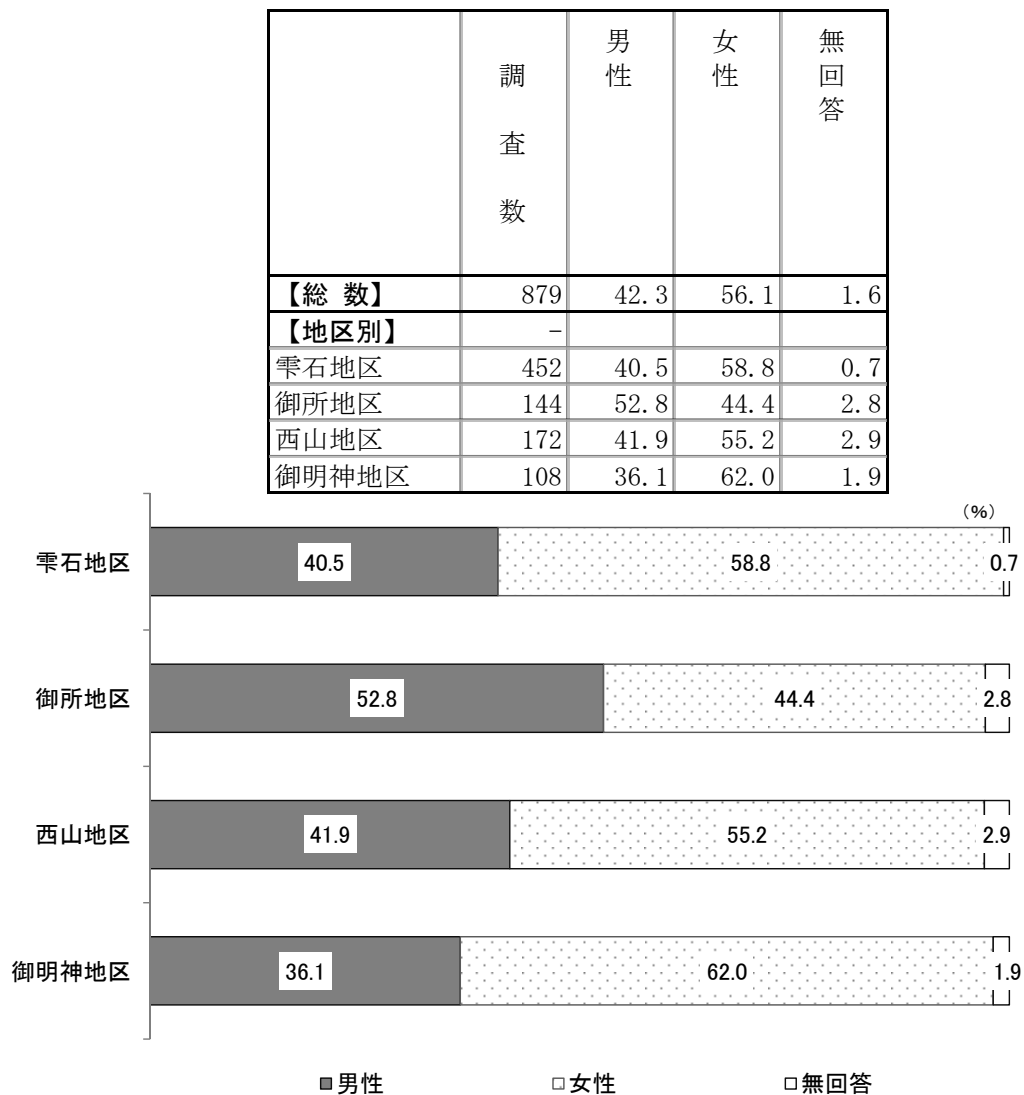
④回収数

879 票 (44.0%)

(2) 調査結果の概要

①性別

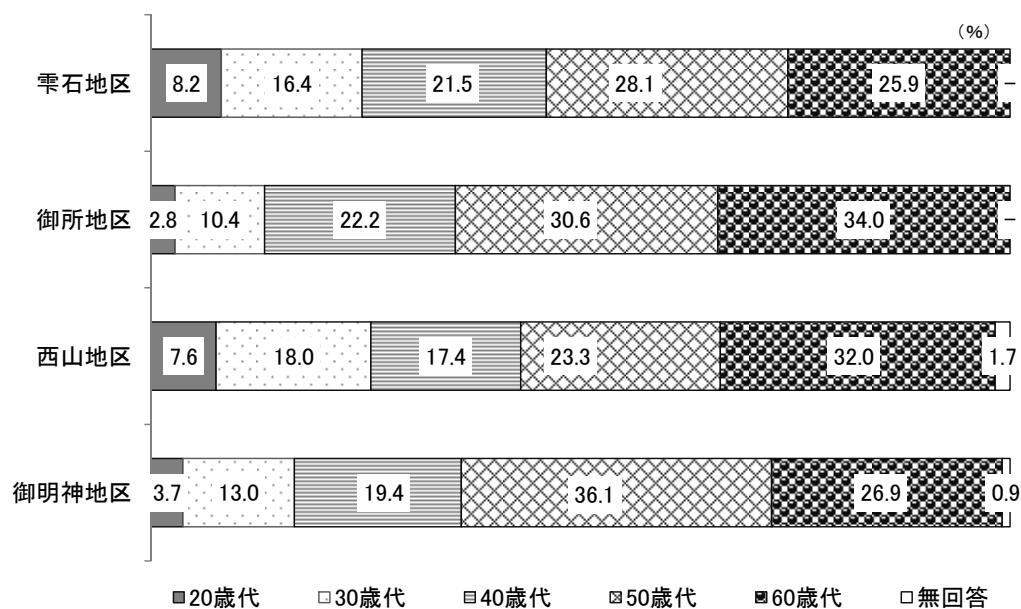
女性が 56.1%、男性が 42.3%となっています。



②年齢

「60 歳代」が 28.6%と最も多く、次いで「50 歳代」が 28.4%となっています。

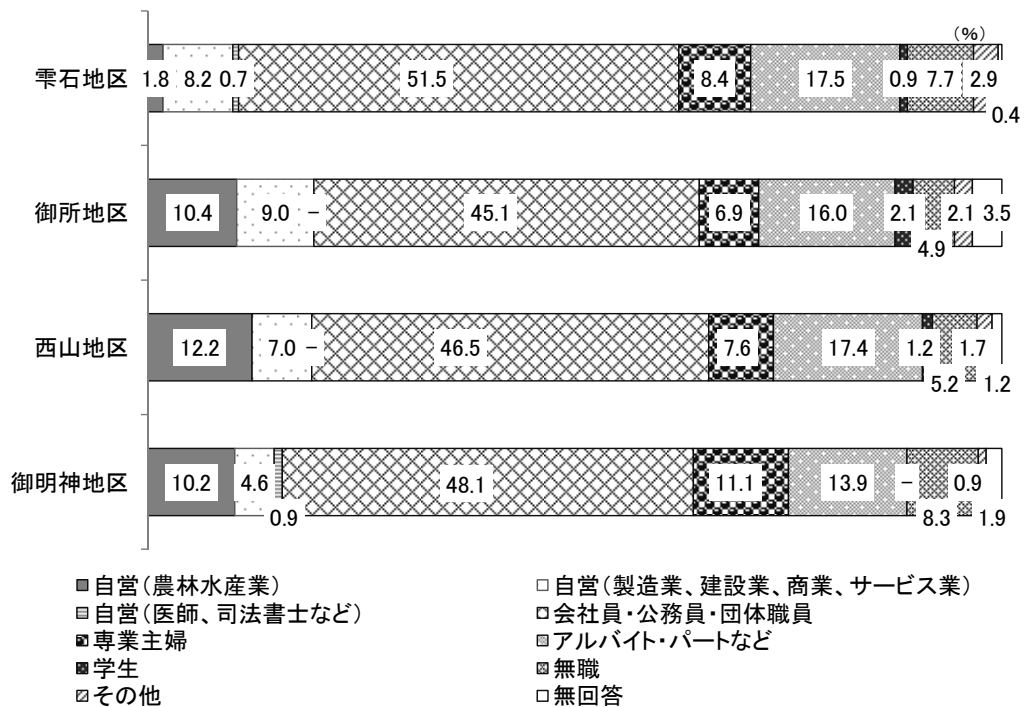
	調 査 数	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	無 回 答
【総 数】	879	6.6	15.2	20.6	28.4	28.6	0.6
【地区別】	-						
雫石地区	452	8.2	16.4	21.5	28.1	25.9	-
御所地区	144	2.8	10.4	22.2	30.6	34.0	-
西山地区	172	7.6	18.0	17.4	23.3	32.0	1.7
御明神地区	108	3.7	13.0	19.4	36.1	26.9	0.9



③職業

「会社員・公務員・団体職員」が49.0%と最も多く、次いで「アルバイト・パートなど」が16.7%となっています。

	調査数	自営（農林水産業）	自営（製造業、建設業、商業、サービス業）	自営（医師、司法書士など）	会社員・公務員・団体職員	専業主婦	アルバイト・パートなど	学生	無職	その他	無回答
【総数】	879	6.3	7.6	0.5	49.0	8.3	16.7	1.0	6.9	2.3	1.4
【地区別】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雫石地区	452	1.8	8.2	0.7	51.5	8.4	17.5	0.9	7.7	2.9	0.4
御所地区	144	10.4	9.0	-	45.1	6.9	16.0	2.1	4.9	2.1	3.5
西山地区	172	12.2	7.0	-	46.5	7.6	17.4	1.2	5.2	1.7	1.2
御明神地区	108	10.2	4.6	0.9	48.1	11.1	13.9	-	8.3	0.9	1.9



④居住地区

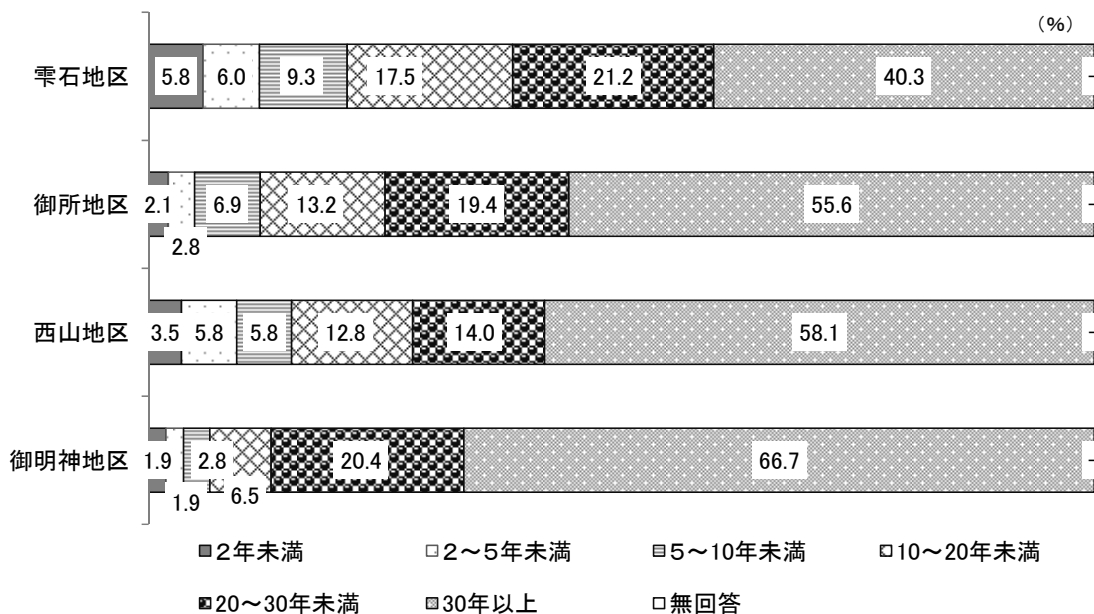
「雫石地区」が51.4%と最も多く、次いで「西山地区」が19.6%、「御所地区」が16.4%、「御明神地区」が12.3%となっています。

	調査数	雫石地区	御所地区	西山地区	御明神地区	無回答
【総数】	879	51.4	16.4	19.6	12.3	0.3
【地区別】	-					
雫石地区	452	100.0	-	-	-	-
御所地区	144	-	100.0	-	-	-
西山地区	172	-	-	100.0	-	-
御明神地区	108	-	-	-	100.0	-

⑤居住年数

「30年以上」が49.5%と最も多く、次いで「20～30年未満」が19.5%となっています。

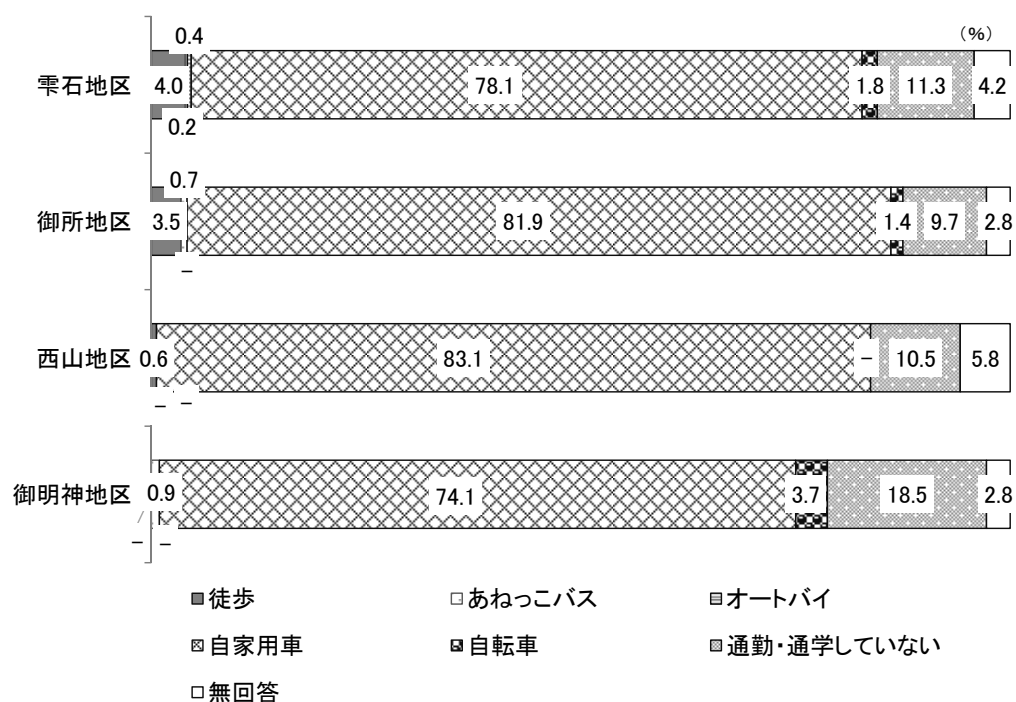
	調査数	2年未満	2～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30年以上	無回答
【総数】	879	4.2	4.9	7.4	14.4	19.5	49.5	0.1
【地区別】	-							
雫石地区	452	5.8	6.0	9.3	17.5	21.2	40.3	-
御所地区	144	2.1	2.8	6.9	13.2	19.4	55.6	-
西山地区	172	3.5	5.8	5.8	12.8	14.0	58.1	-
御明神地区	108	1.9	1.9	2.8	6.5	20.4	66.7	-



⑥通勤・通学の交通手段

「自家用車」が79.2%と最も多く、次いで「通勤・通学していない」が11.8%となっています。

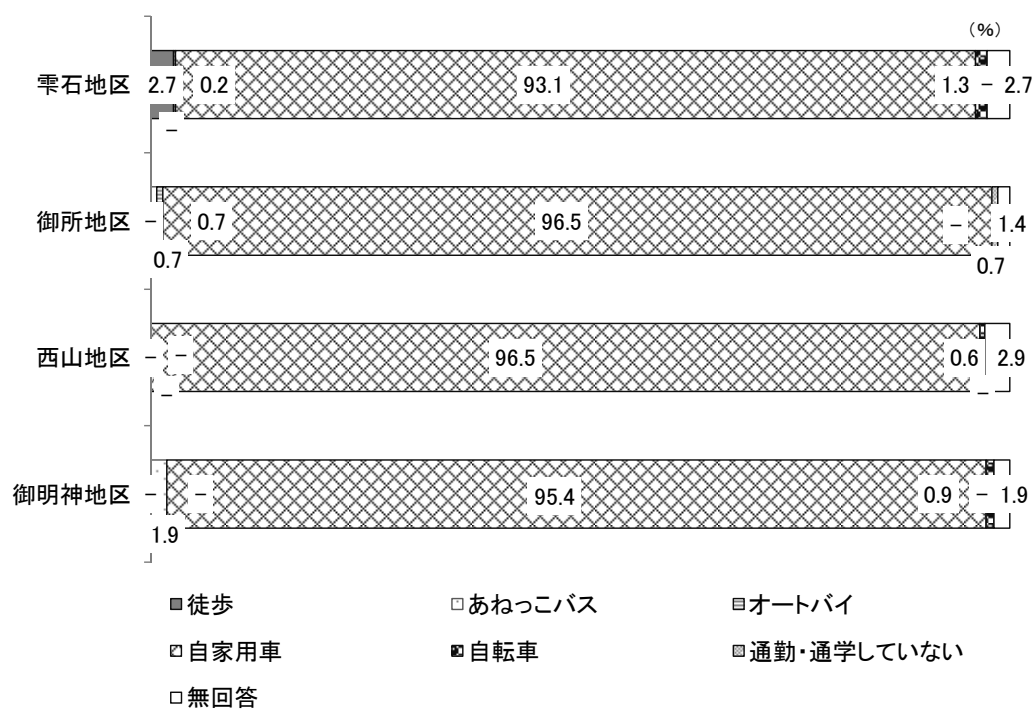
	調査数	徒歩	あねっこバス	オートバイ	自家用車	自転車	通勤・通学していない	無回答
【総数】	879	2.7	0.3	0.2	79.2	1.6	11.8	4.1
【地区別】	-	-	-	-	-	-	-	-
雫石地区	452	4.0	0.2	0.4	78.1	1.8	11.3	4.2
御所地区	144	3.5	0.7	-	81.9	1.4	9.7	2.8
西山地区	172	0.6	-	-	83.1	-	10.5	5.8
御明神地区	108	-	0.9	-	74.1	3.7	18.5	2.8



⑦買い物への交通手段

「自家用車」が94.5%と最も多くなっています。

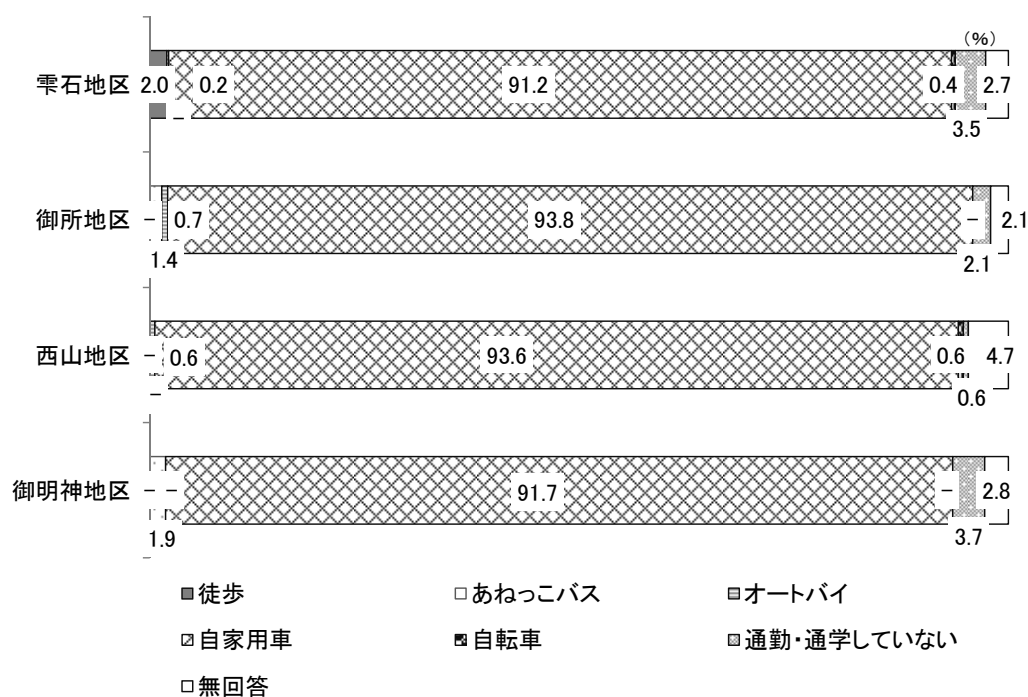
	調査数	徒歩	あねっこバス	オートバイ	自家用車	自転車	通勤・通学していない	無回答
【総数】	879	1.4	0.3	0.2	94.5	0.9	0.1	2.5
【地区別】	-	-	-	-	-	-	-	-
雫石地区	452	2.7	-	0.2	93.1	1.3	-	2.7
御所地区	144	-	0.7	0.7	96.5	-	0.7	1.4
西山地区	172	-	-	-	96.5	0.6	-	2.9
御明神地区	108	-	1.9	-	95.4	0.9	-	1.9



⑧医療施設への交通手段

「自家用車」が92.0%と最も多くなっています。

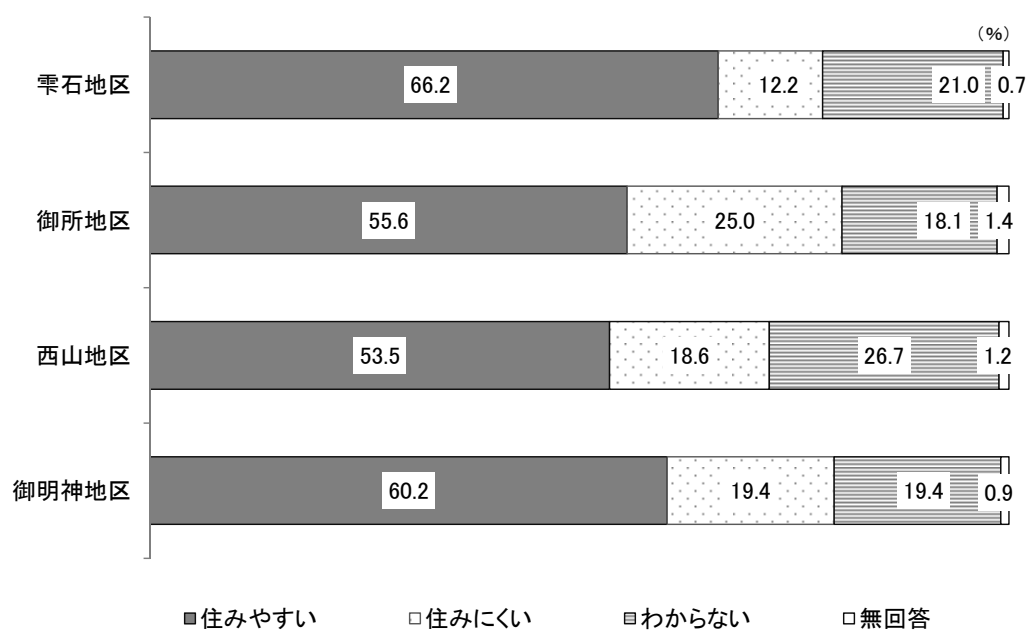
	調査数	徒歩	あねっこバス	オートバイ	自家用車	自転車	通勤・通学していない	無回答
【総数】	879	1.0	0.5	0.3	92.0	0.3	2.7	3.1
【地区別】	-	-	-	-	-	-	-	-
雫石地区	452	2.0	-	0.2	91.2	0.4	3.5	2.7
御所地区	144	-	1.4	0.7	93.8	-	2.1	2.1
西山地区	172	-	-	0.6	93.6	0.6	0.6	4.7
御明神地区	108	-	1.9	-	91.7	-	3.7	2.8



⑨住みやすさ

雫石町は住みやすいか尋ねたところ「住みやすい」と答えた回答者が61.2%と最も多くなっています。

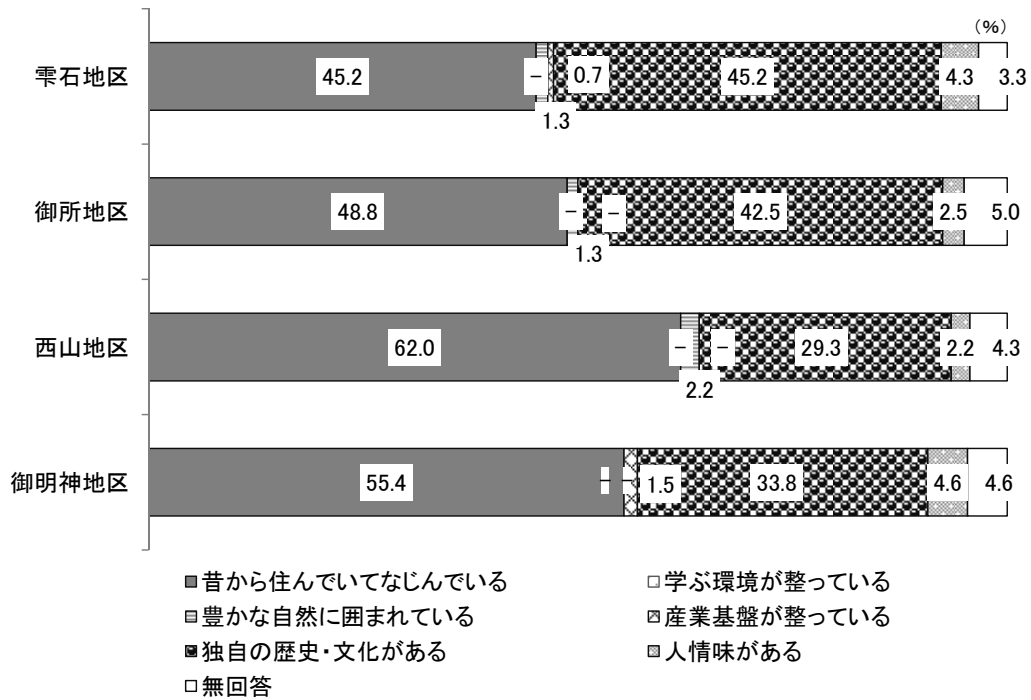
	調査数	住みやすい	住みにくい	わからない	無回答
【総数】	879	61.2	16.5	21.4	0.9
【地区別】	-				
雫石地区	452	66.2	12.2	21.0	0.7
御所地区	144	55.6	25.0	18.1	1.4
西山地区	172	53.5	18.6	26.7	1.2
御明神地区	108	60.2	19.4	19.4	0.9



⑩住みやすい理由

前問で「住みやすい」と答えた回答者にその理由を尋ねたところ、「昔から住んでいてなじんでいる」が49.6%と最も多く、次いで「独自の歴史・文化がある」が40.9%となっています。

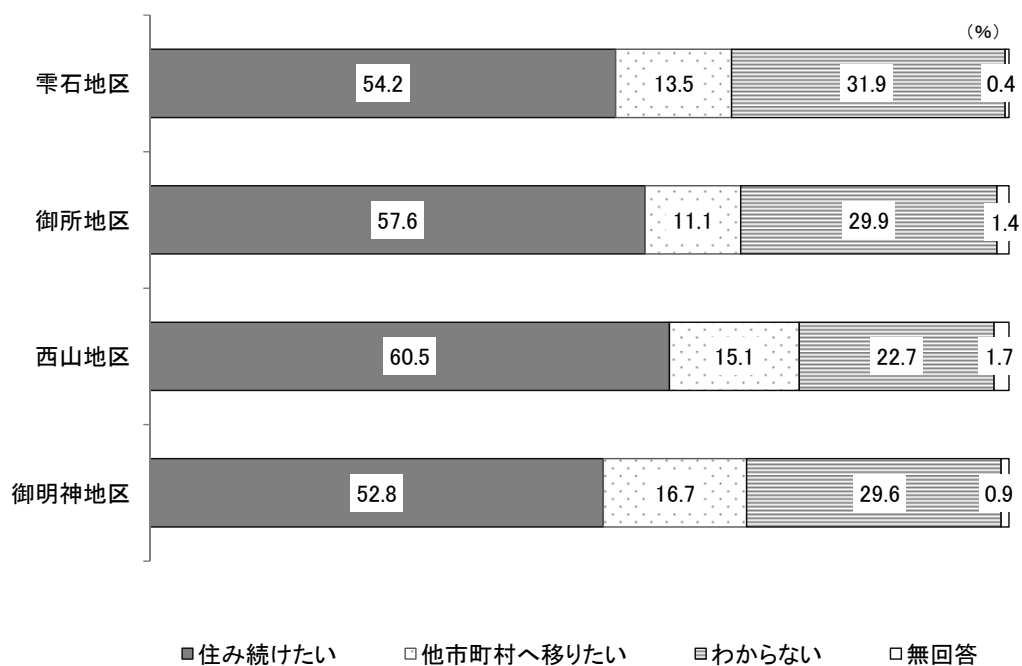
	調査数	昔から住んでいてなじんでいる	学ぶ環境が整っている	豊かな自然に囲まれている	産業基盤が整っている	独自の歴史・文化がある	人情味がある	無回答
【総数】	538	49.6	-	1.3	0.6	40.9	3.7	3.9
【地区別】	-	-	-	-	-	-	-	-
雫石地区	299	45.2	-	1.3	0.7	45.2	4.3	3.3
御所地区	80	48.8	-	1.3	-	42.5	2.5	5.0
西山地区	92	62.0	-	2.2	-	29.3	2.2	4.3
御明神地区	65	55.4	-	-	1.5	33.8	4.6	4.6



⑪居住意向

雫石町に住み続けたいか尋ねたところ「住み続けたい」と答えた回答者が55.7%と最も多く、一方、「他市町村へ移りたい」は13.8%となっています。

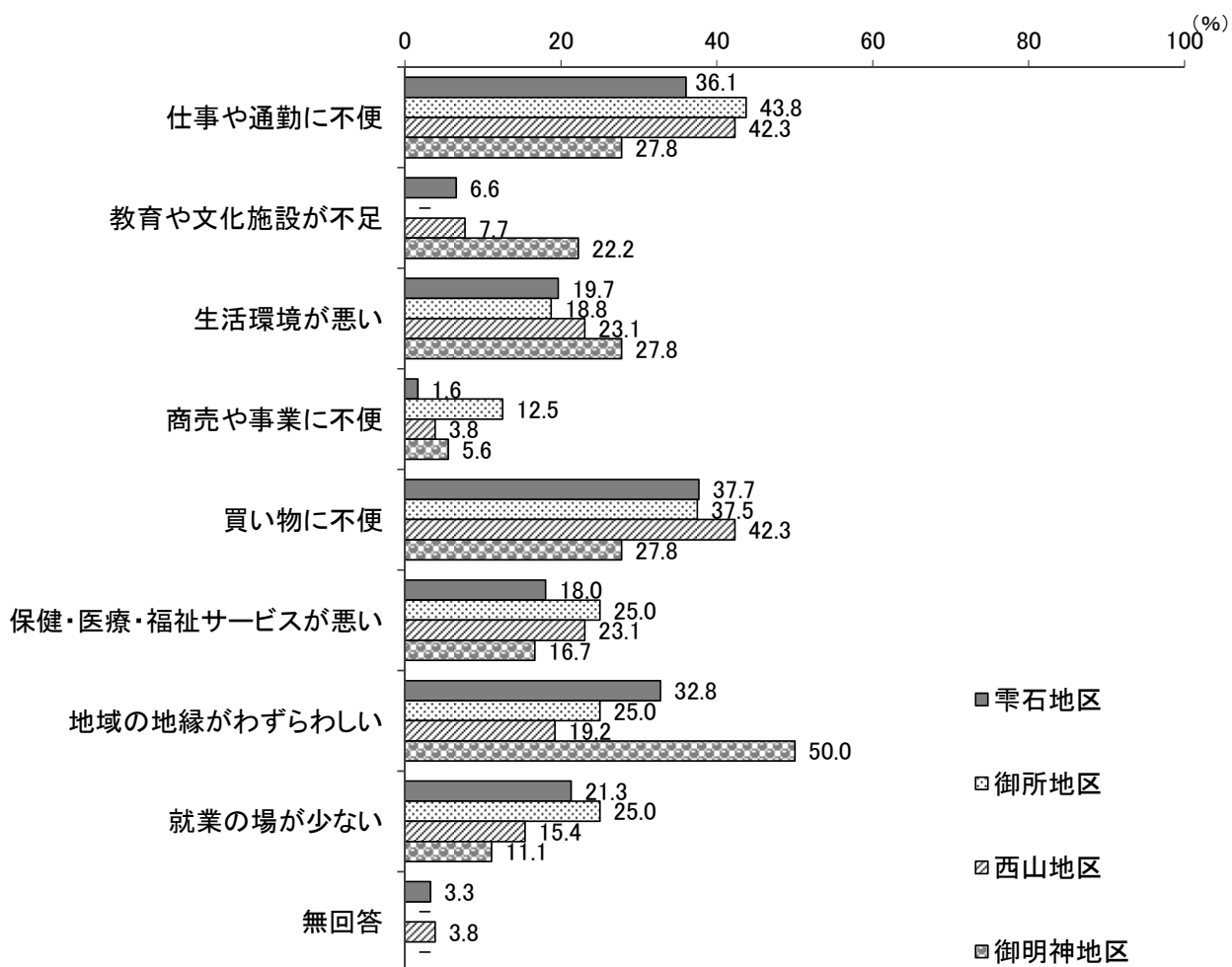
	調査数	住み続けたい	他市町村へ移りたい	わからない	無回答
【総数】	879	55.7	13.8	29.6	0.9
【地区別】	-				
雫石地区	452	54.2	13.5	31.9	0.4
御所地区	144	57.6	11.1	29.9	1.4
西山地区	172	60.5	15.1	22.7	1.7
御明神地区	108	52.8	16.7	29.6	0.9



⑫他市町村へ移りたい理由

前問で「他市町村へ移りたい」と答えた回答者にその理由を尋ねたところ「仕事や通勤に不便」と「買い物に不便」がともに37.2%と最も多くなっています。

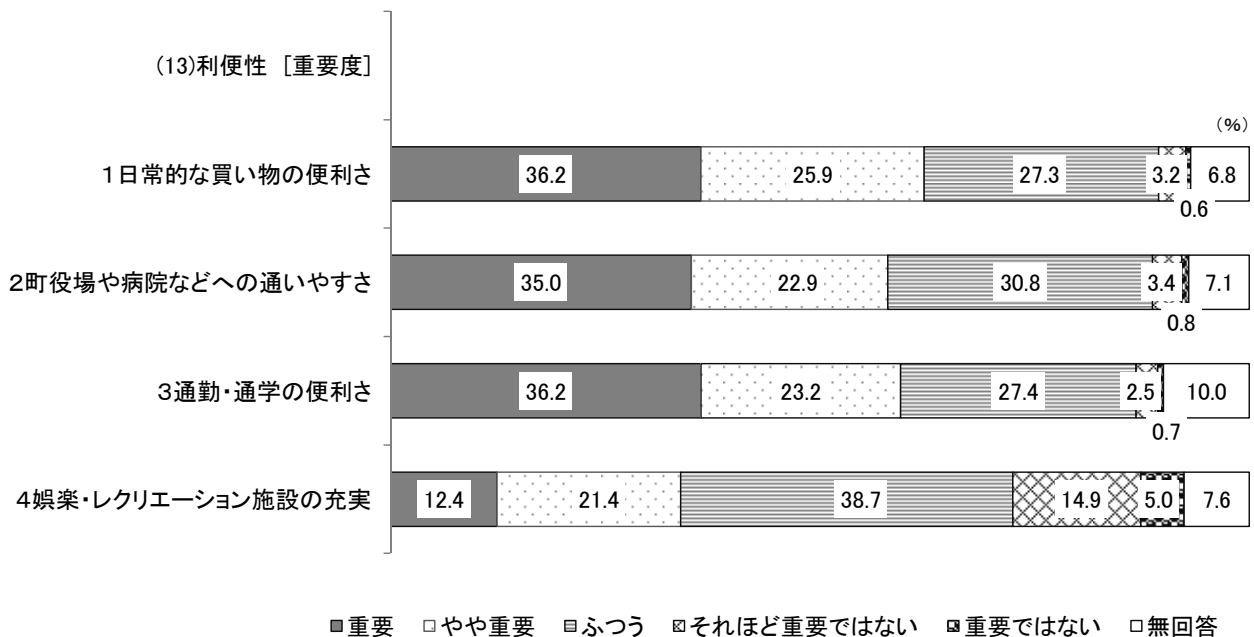
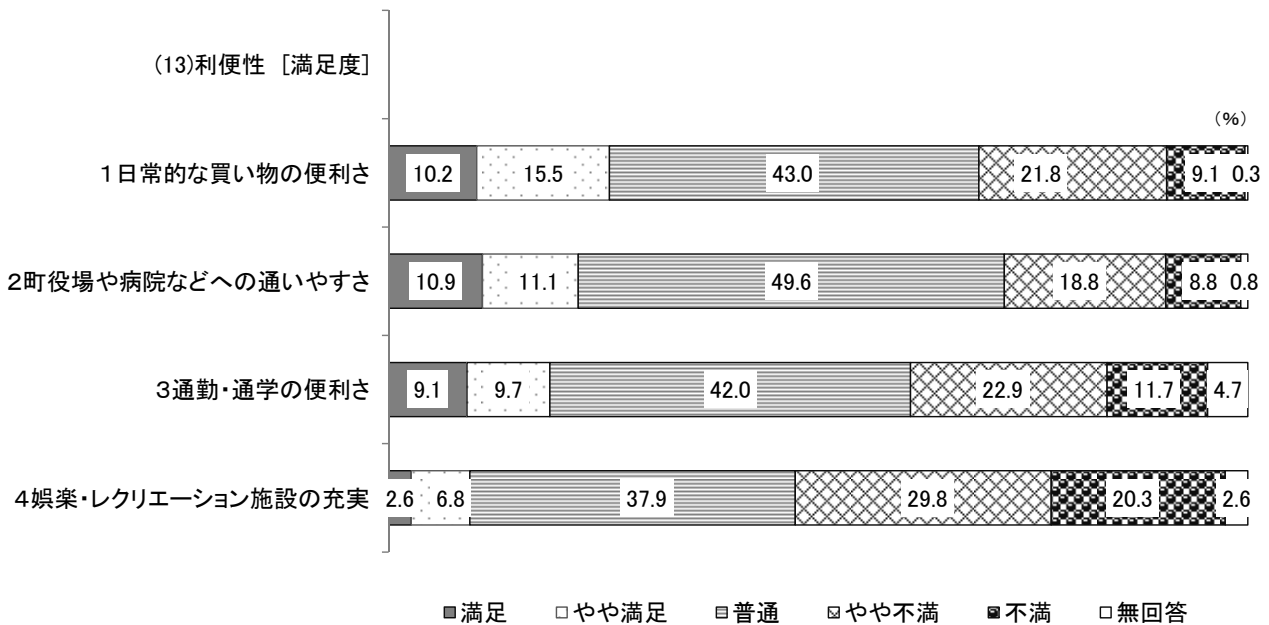
	調査数	仕事や通勤に不便	教育や文化施設が不足	生活環境が悪い	商売や事業に不便	買い物に不便	保健・医療・福祉サービスが悪い	地域の地縁がわずらわしい	就業の場が少ない	無回答
【総数】	121	37.2	8.3	21.5	4.1	37.2	19.8	31.4	19.0	2.5
【地区別】	-									
雫石地区	61	36.1	6.6	19.7	1.6	37.7	18.0	32.8	21.3	3.3
御所地区	16	43.8	-	18.8	12.5	37.5	25.0	25.0	25.0	-
西山地区	26	42.3	7.7	23.1	3.8	42.3	23.1	19.2	15.4	3.8
御明神地区	18	27.8	22.2	27.8	5.6	27.8	16.7	50.0	11.1	-



⑬「利便性」の満足度、重要度

満足度では、どの項目も「普通」と答えた回答者が比較的多くなっていますが、「娯楽・レクリエーション施設の充実」は「不満」「やや不満」を合わせると50.1%、「通勤・通学の便利さ」は「不満」「やや不満」が34.6%となっており、全体的に利便性の満足度は低くなっています。

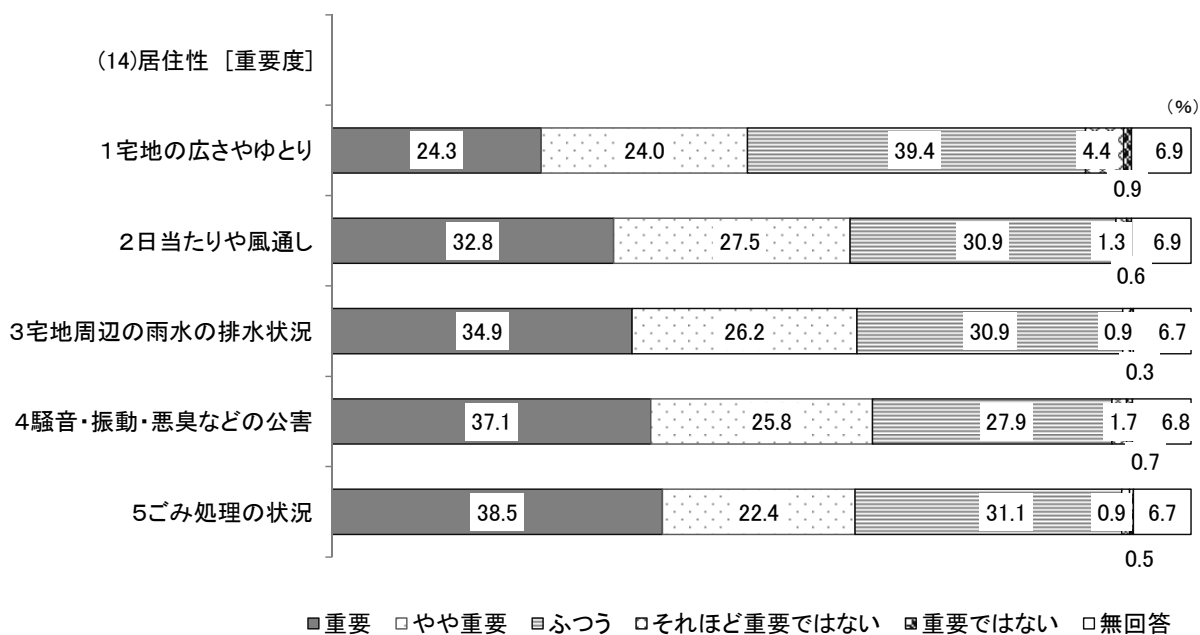
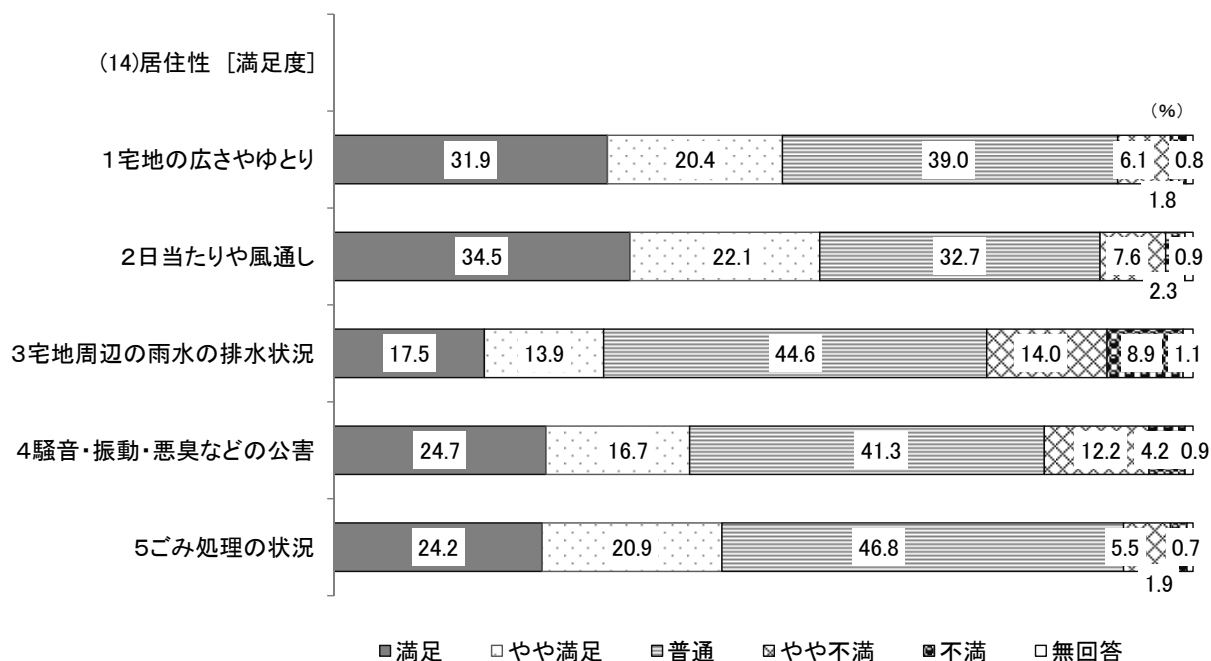
重要度では、「日常的な買い物の便利さ」は「重要」「やや重要」を合わせると62.1%と最も多く、次いで「通勤通学の便利さ」の「重要」「やや重要」が59.4%となっており、毎日の生活に欠かせない買い物等の利便性の重要度が高くなっています。



⑭「居住性」の満足度、重要度

満足度では、「日当たりや風通し」が「満足」「やや満足」を合わせて 56.6%、「宅地の広さやゆとり」は「満足」「やや満足」が 52.3%で、全体的に居住性の満足度は高い傾向にあります。

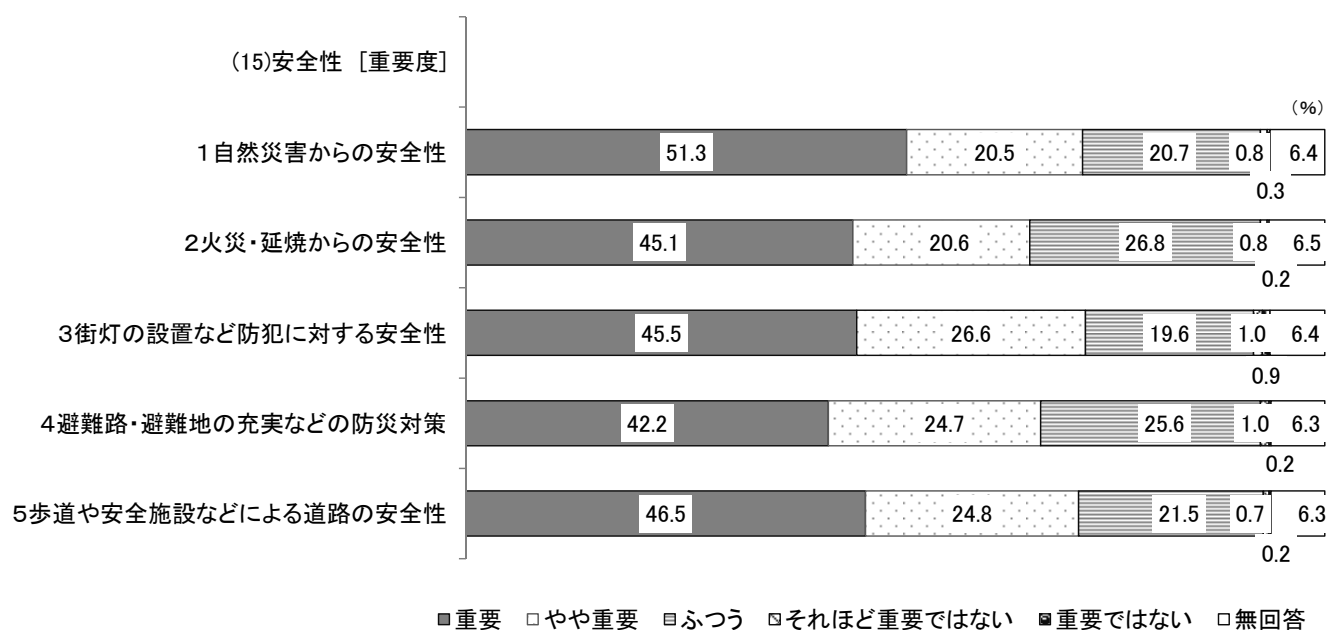
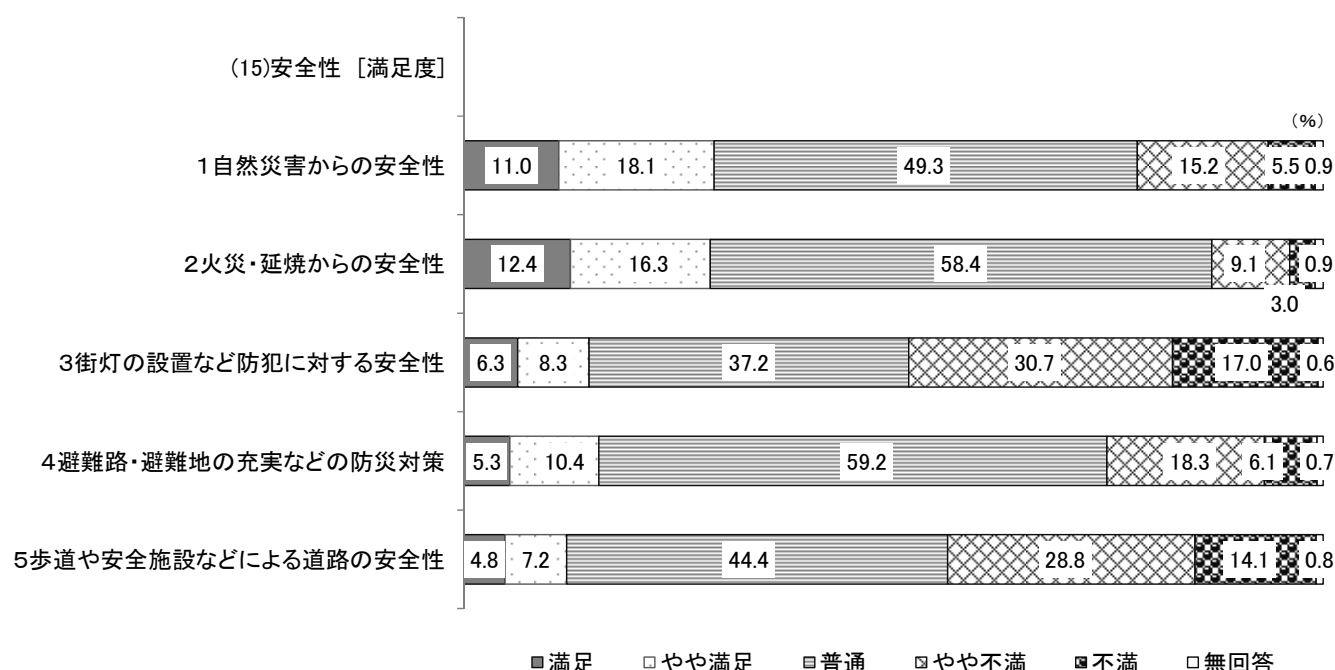
重要度では、「騒音・振動・悪臭などの公害」が「重要」「やや重要」合わせて 62.9%、「宅地周辺の雨水の排水状況」は「重要」「やや重要」が 61.1%で、全体的に居住性の重要度は高くなっています。



⑮「安全性」の満足度、重要度

満足度では、どの項目も「普通」と答えた回答者が比較的多くなっていますが、「街灯の設置など防犯に対する安全性」は「不満」「やや不満」を合わせると47.7%、「歩道や安全施設などによる道路の安全性」は「不満」「やや不満」が42.9%となっており、全体的に安全性の満足度は低くなっています。

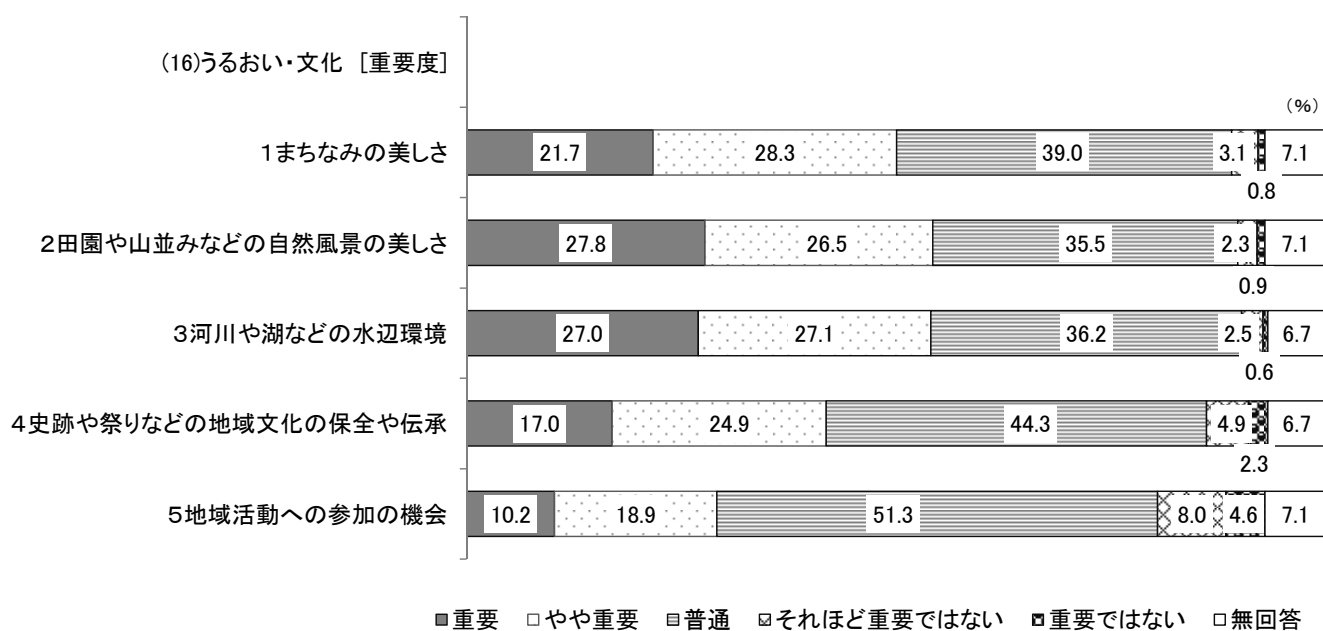
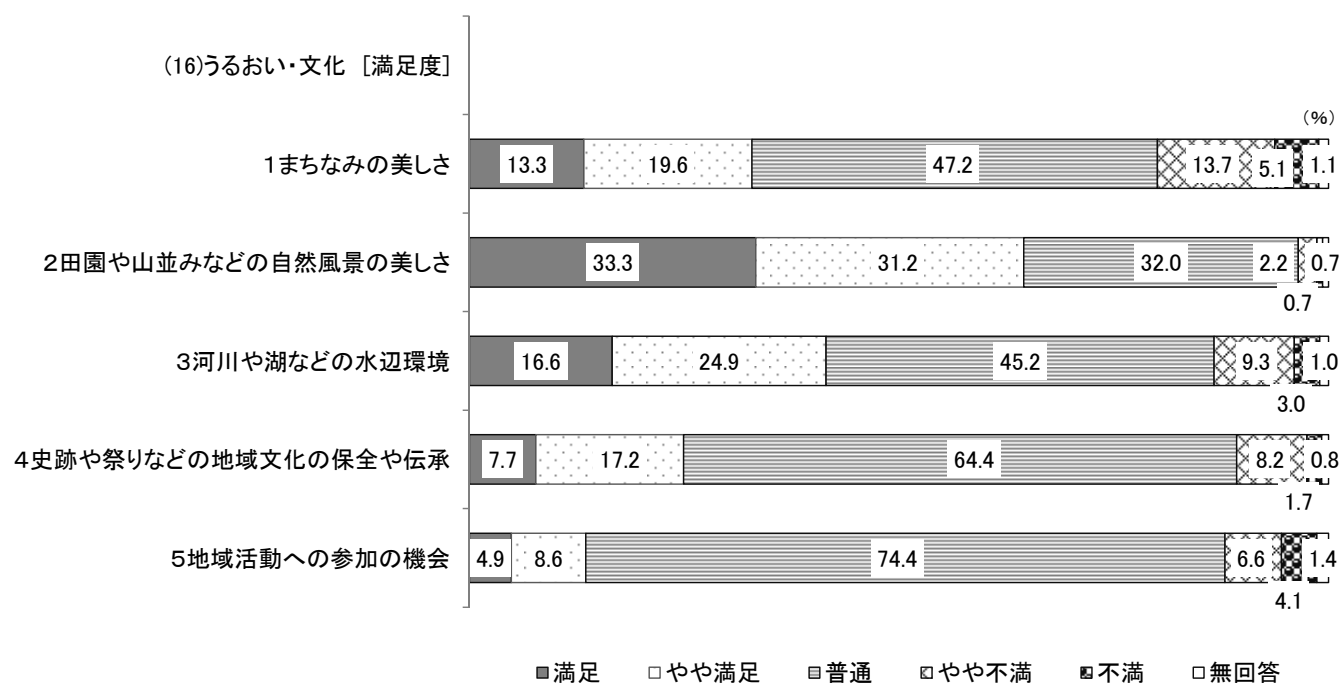
重要度では、「街灯の設置など防犯に対する安全性」は「重要」「やや重要」を合わせると72.1%と最も多く、次いで「自然災害からの安全性」の「重要」「やや重要」が71.8%となっており、多様化している犯罪や豪雨等による災害に対する安全性の重要度が高くなっています。



⑯「うるおい・文化」の満足度、重要度

満足度では、「地域活動への参加の機会」は「普通」と答えた回答者が74.4%と多く、次いで「田園や山並みなどの自然風景の美しさ」は「満足」「やや満足」を合わせて64.5%となっており、皆にうるおいを与える景観等に対する満足度が高くなっています。

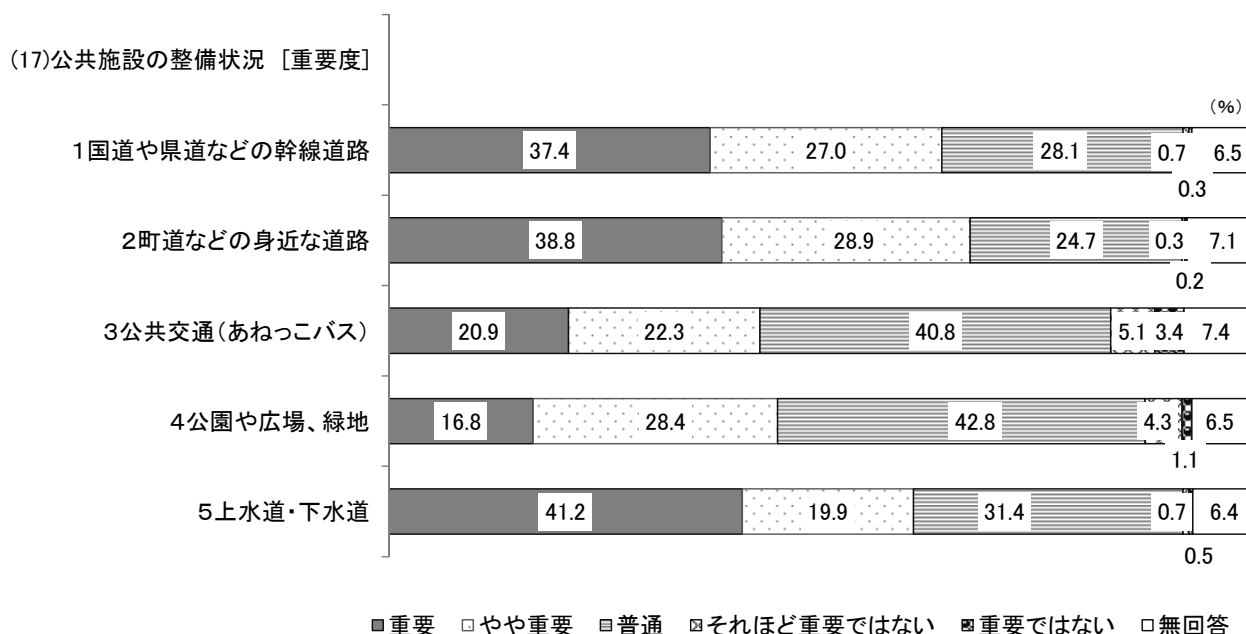
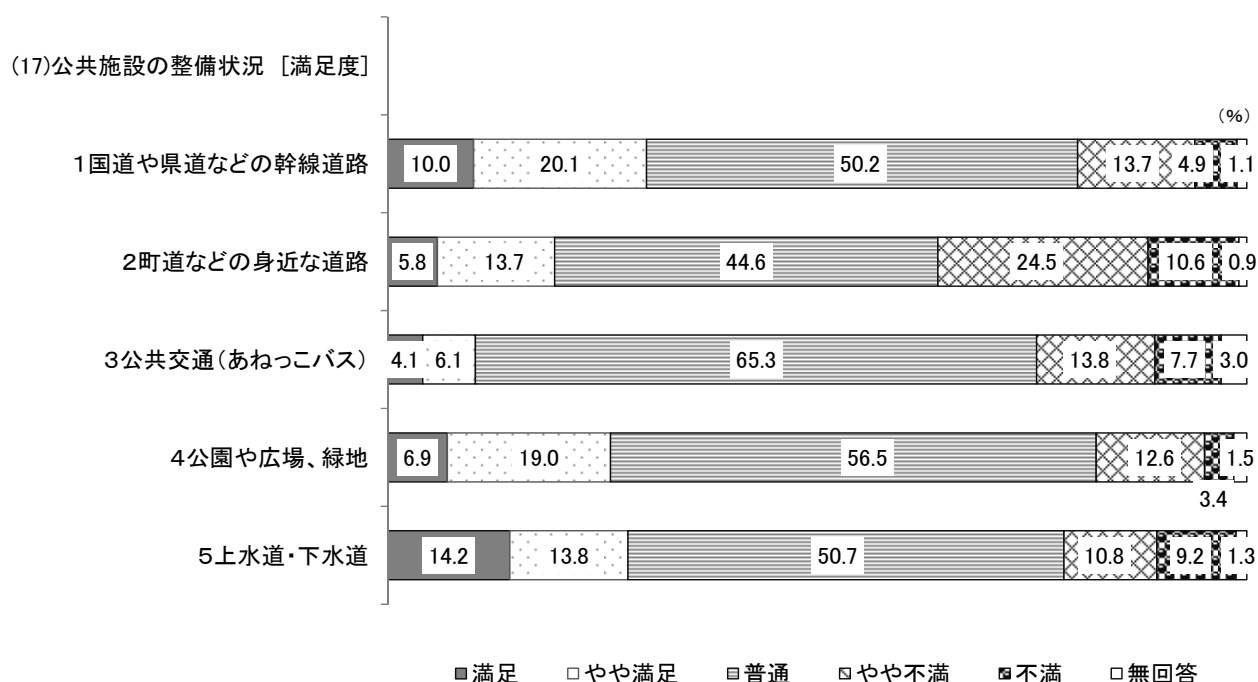
重要度では、どの項目も「普通」と答えた回答者が比較的多くなっていますが、「田園や山並みなどの自然風景の美しさ」は「重要」「やや重要」を合わせると54.3%、「河川や湖などの水辺環境」は「重要」「やや重要」が54.1%となっており、景観等に対する重要度が高くなっています。



⑪「公共施設の整備状況」の満足度、重要度

満足度では、どの項目も「普通」と答えた回答者が比較的多くなっていますが、「町道などの身近な道路」については「不満」「やや不満」を合わせると 35.1%であるのに対し、「国道や県道などの幹線道路」については「満足」「やや満足」が 30.1%となっており、より身近な道路に対する満足度が低くなっています。

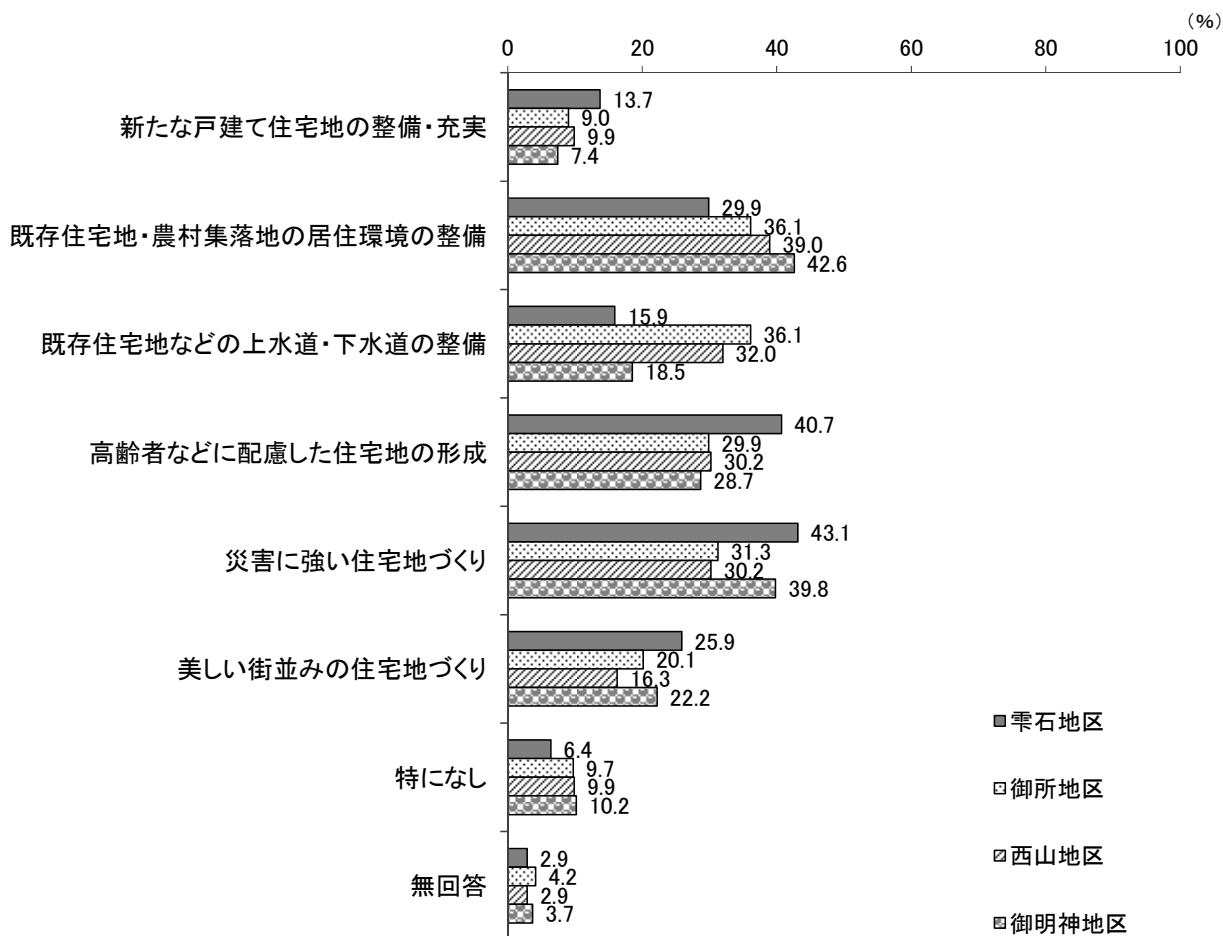
重要度では、「町道などの身近な道路」が「重要」「やや重要」を合わせると 67.7%で最も高く、次いで「国道や県道などの幹線道路」は「重要」「やや重要」が 64.4%で、特に道路に対する重要度が高くなっています。



⑱「住宅地」で特に力を入れてほしいこと

「災害に強い住宅地づくり」が38.1%と最も多く、次いで「高齢者などに配慮した住宅地の形成」が35.4%となっています。

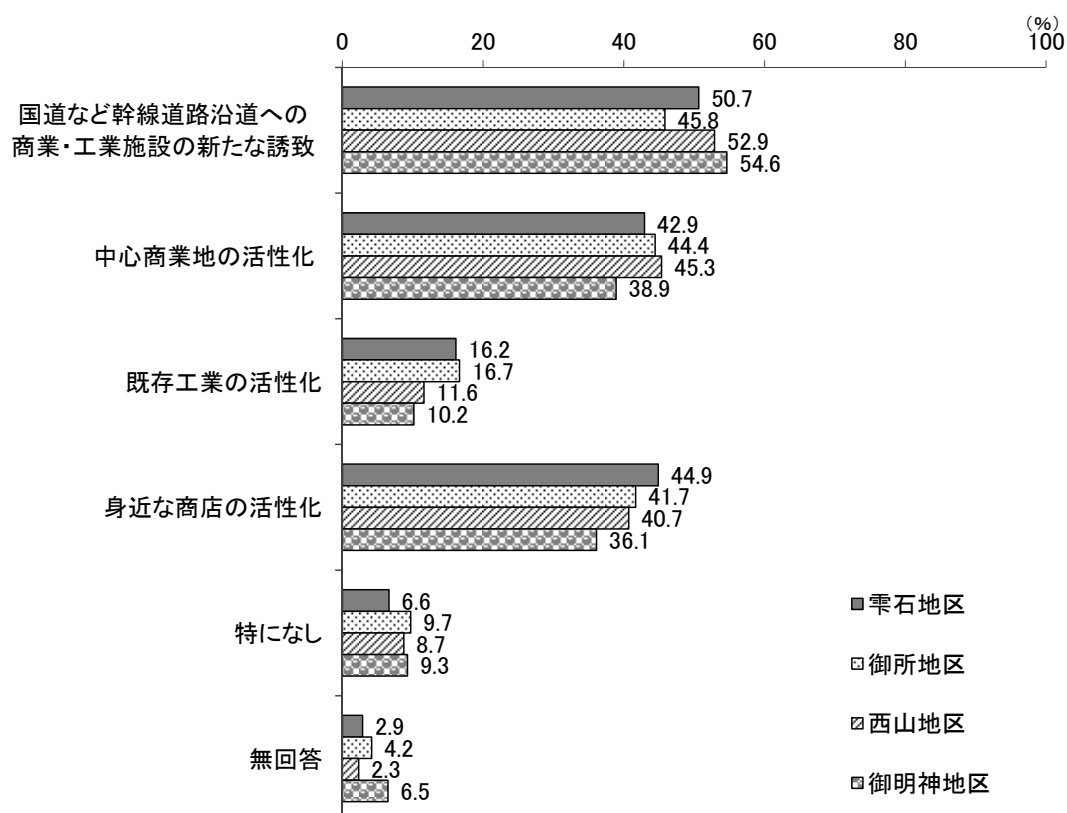
	調査数	備・新 ・たな 充実戸 建て 住宅 地の 整備	の既 居住 住宅 地の ・農 村集 落地 の整 備	道既 ・存 下住 水宅 道地 のな どの 上水 の整 備	宅高 地の 年齢 など に配 慮し た住 宅地 の形 成	災 害に 強い 住宅 地づ くり	く美 しい 街並 みの 住宅 地づ くり	特 にな し	無 回 答
【総 数】	879	11.5	34.1	22.8	35.4	38.1	22.6	8.1	3.3
【地区別】	-								
雫石地区	452	13.7	29.9	15.9	40.7	43.1	25.9	6.4	2.9
御所地区	144	9.0	36.1	36.1	29.9	31.3	20.1	9.7	4.2
西山地区	172	9.9	39.0	32.0	30.2	30.2	16.3	9.9	2.9
御明神地区	108	7.4	42.6	18.5	28.7	39.8	22.2	10.2	3.7



⑭「商業・工業」で特に力を入れてほしいこと

「国道など幹線道路沿道への商業・工業施設の新たな誘致」が50.7%と最も多く、次いで「中心商業地の活性化」が43.1%となっています。

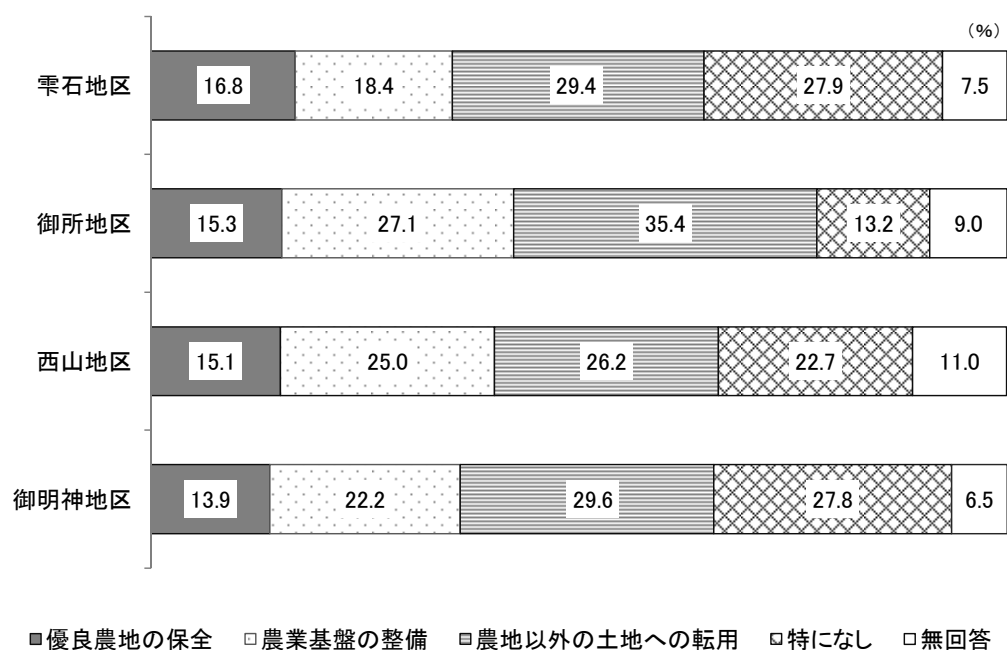
	調査数	な の 誘 致	国 道 な ど 幹 線 道 路 沿 道 へ	中 心 商 業 地 の 活 性 化	既 存 工 業 の 活 性 化	身 近 な 商 店 の 活 性 化	特 に な し	無 回 答
【総 数】	879	50.7	43.1	14.7	42.5	7.8	3.4	
【地区別】	-							
雫石地区	452	50.7	42.9	16.2	44.9	6.6	2.9	
御所地区	144	45.8	44.4	16.7	41.7	9.7	4.2	
西山地区	172	52.9	45.3	11.6	40.7	8.7	2.3	
御明神地区	108	54.6	38.9	10.2	36.1	9.3	6.5	



⑳「農地」で特に力を入れてほしいこと

「農地以外の土地への転用」が29.8%と最も多く、次いで「農業基盤の整備」も21.6%となっています。

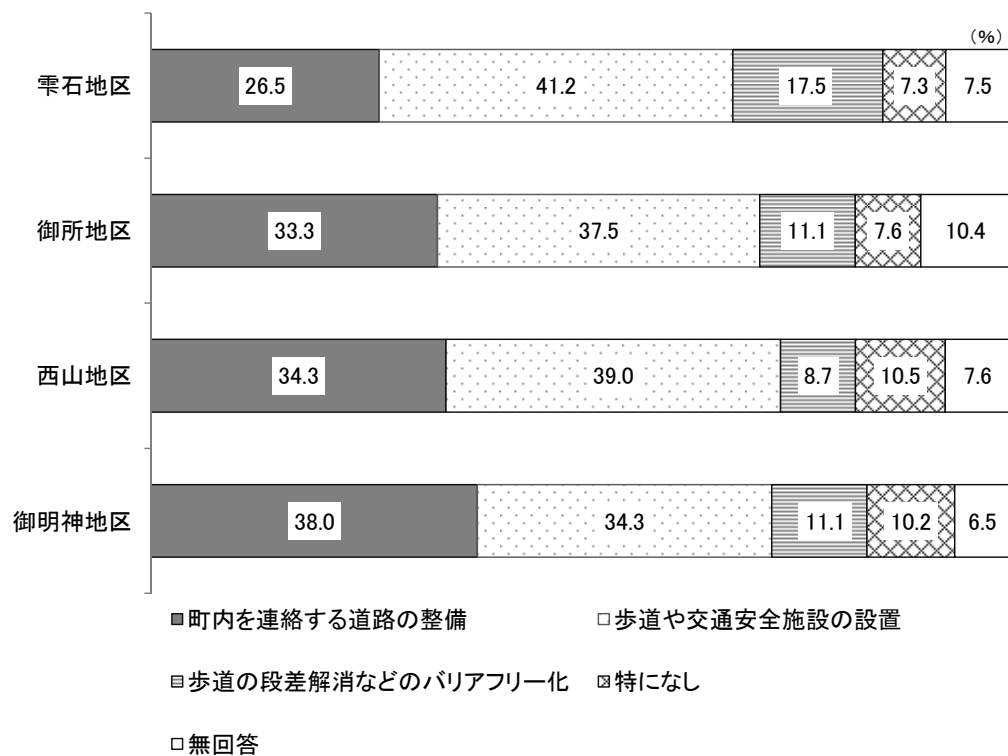
	調査数	優良農地の保全	農業基盤の整備	農地以外の土地への転用	特になし	無回答
【総数】	879	15.8	21.6	29.8	24.5	8.5
【地区別】	—					
雫石地区	452	16.8	18.4	29.4	27.9	7.5
御所地区	144	15.3	27.1	35.4	13.2	9.0
西山地区	172	15.1	25.0	26.2	22.7	11.0
御明神地区	108	13.9	22.2	29.6	27.8	6.5



②①「道路」で特に力を入れてほしいこと

「歩道や交通安全施設の設置」が39.4%と最も多く、次いで「町内を連絡する道路の整備」が30.6%となっています。

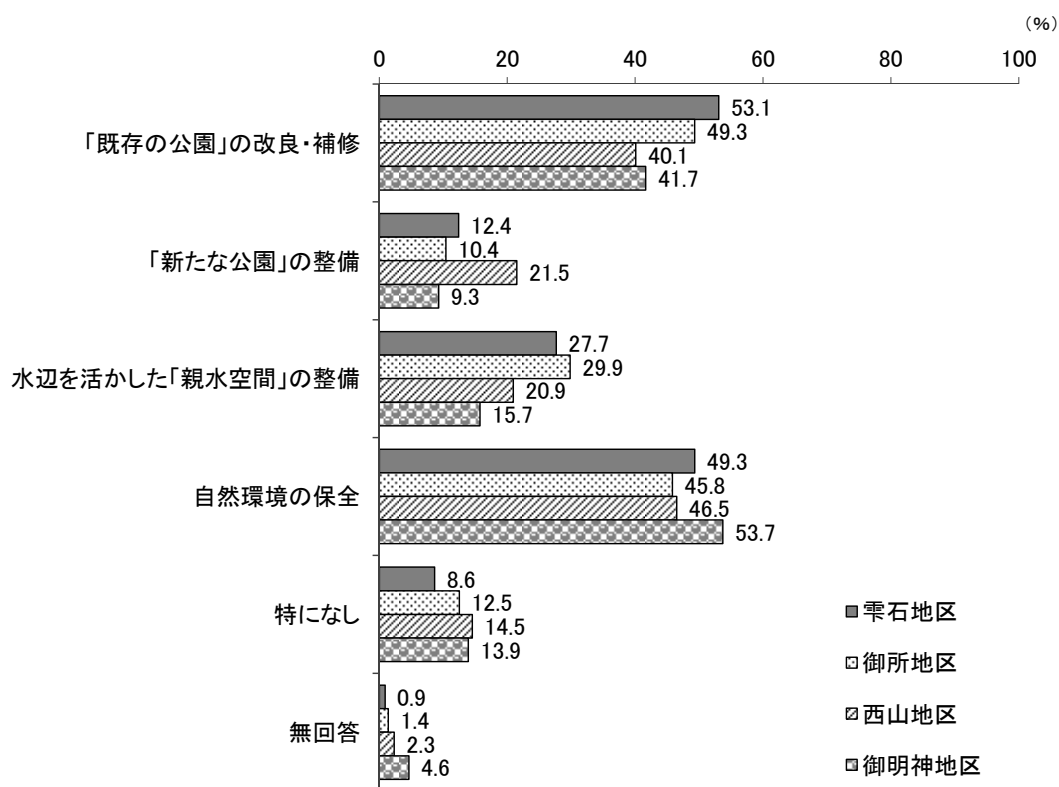
	調査数	備町内を連絡する道路の整備	置歩道や交通安全施設の設置	歩道の段差解消などのバリアフリー化	特になし	無回答
【総数】	879	30.6	39.4	13.9	8.3	8.2
【地区別】	-					
雫石地区	452	26.5	41.2	17.5	7.3	7.5
御所地区	144	33.3	37.5	11.1	7.6	10.4
西山地区	172	34.3	39.0	8.7	10.5	7.6
御明神地区	108	38.0	34.3	11.1	10.2	6.5



②②「公園・緑地」で特に力を入れてほしいこと

「自然環境の保全」が48.7%と最も多く、次いで「既存の公園の改良・補修」が48.5%となっています。

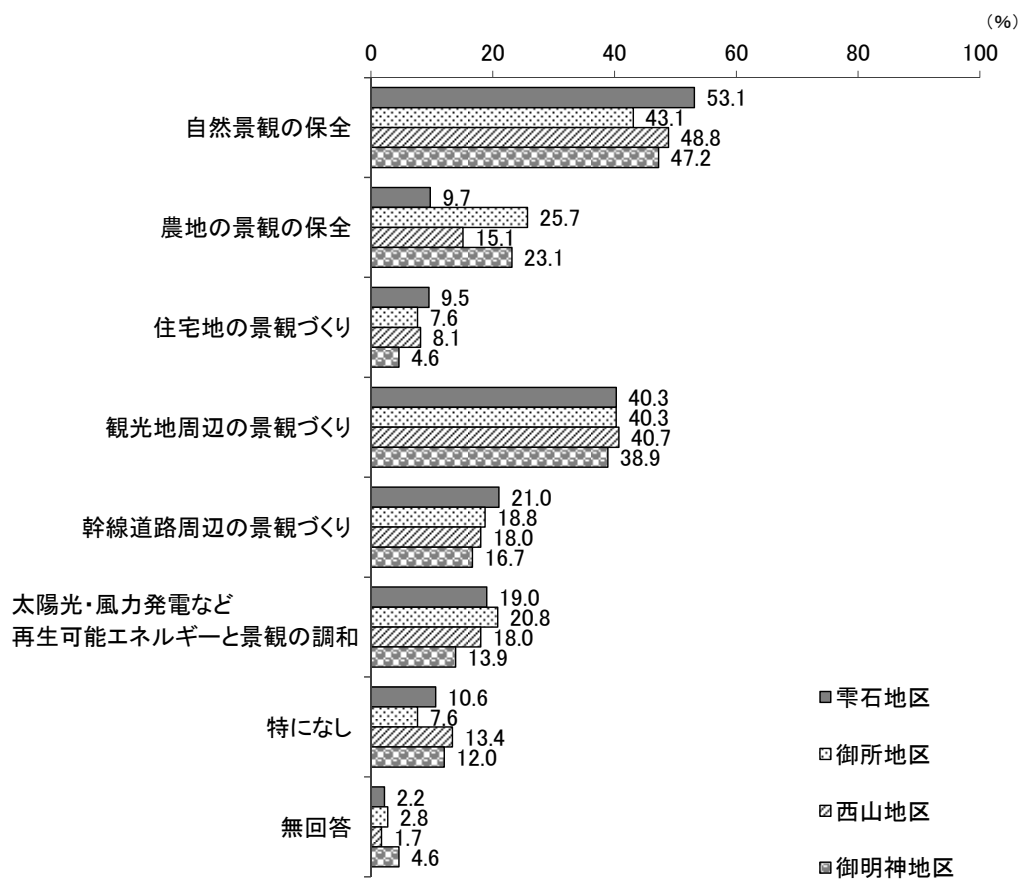
	調査数	補修「既存の公園」の改良・	「新たな公園」の整備	水辺を活かした「親水空間」の整備	自然環境の保全	特になし	無回答
【総数】	879	48.5	13.5	25.1	48.7	11.1	1.7
【地区別】	—						
雫石地区	452	53.1	12.4	27.7	49.3	8.6	0.9
御所地区	144	49.3	10.4	29.9	45.8	12.5	1.4
西山地区	172	40.1	21.5	20.9	46.5	14.5	2.3
御明神地区	108	41.7	9.3	15.7	53.7	13.9	4.6



②「景観づくり」で特に力を入れてほしいこと

「自然環境の保全」が49.8%と最も多く、次いで「観光地周辺の景観づくり」が40.2%となっています。

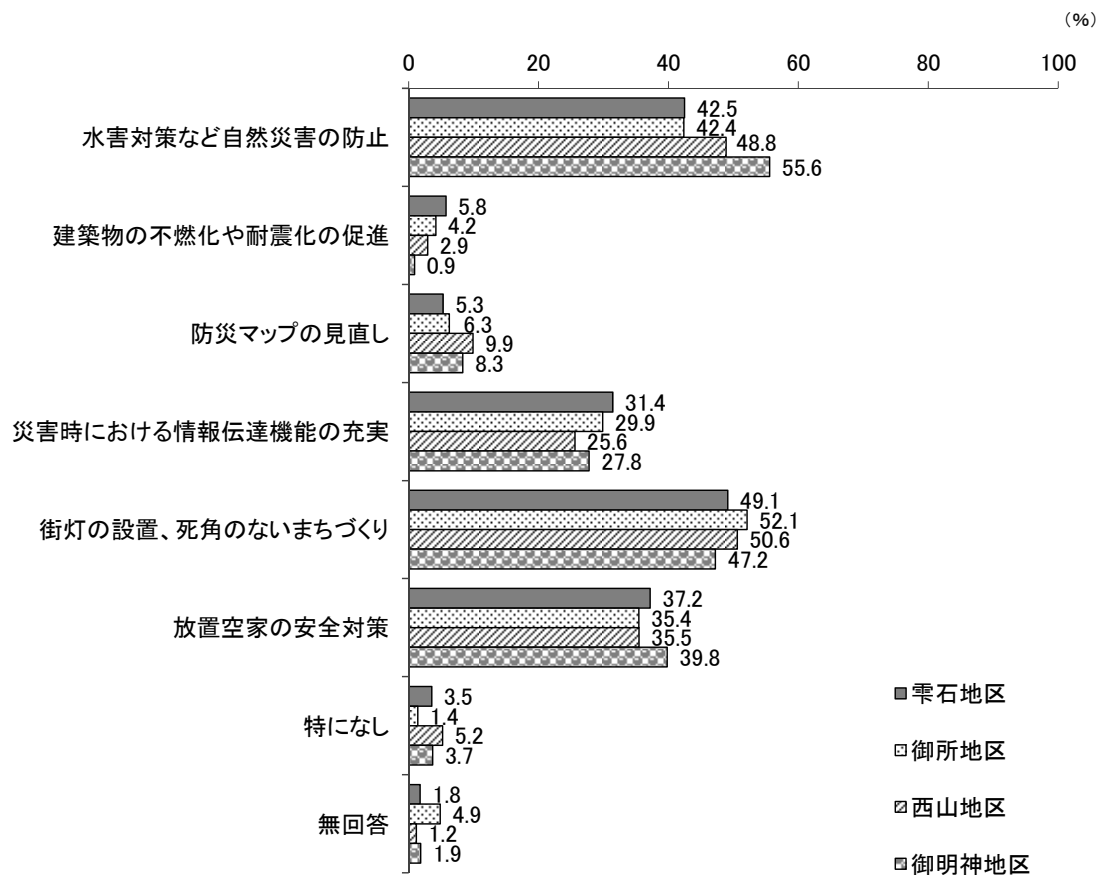
	調査数	自然景観の保全	農地の景観の保全	住宅地の景観づくり	観光地周辺の景観づくり	幹線道路周辺の景観づくり	太陽光・風力発電など再生可能エネルギーと景観の調和	特になし	無回答
【総数】	879	49.8	15.0	8.3	40.2	19.5	18.4	11.0	2.5
【地区別】	-								
雫石地区	452	53.1	9.7	9.5	40.3	21.0	19.0	10.6	2.2
御所地区	144	43.1	25.7	7.6	40.3	18.8	20.8	7.6	2.8
西山地区	172	48.8	15.1	8.1	40.7	18.0	18.0	13.4	1.7
御明神地区	108	47.2	23.1	4.6	38.9	16.7	13.9	12.0	4.6



⑭「防災・防犯」で特に力を入れてほしいこと

「街灯の設置、死角のないまちづくり」が49.6%と最も多く、次いで「水害対策など自然災害の防止」が45.3%となっています。

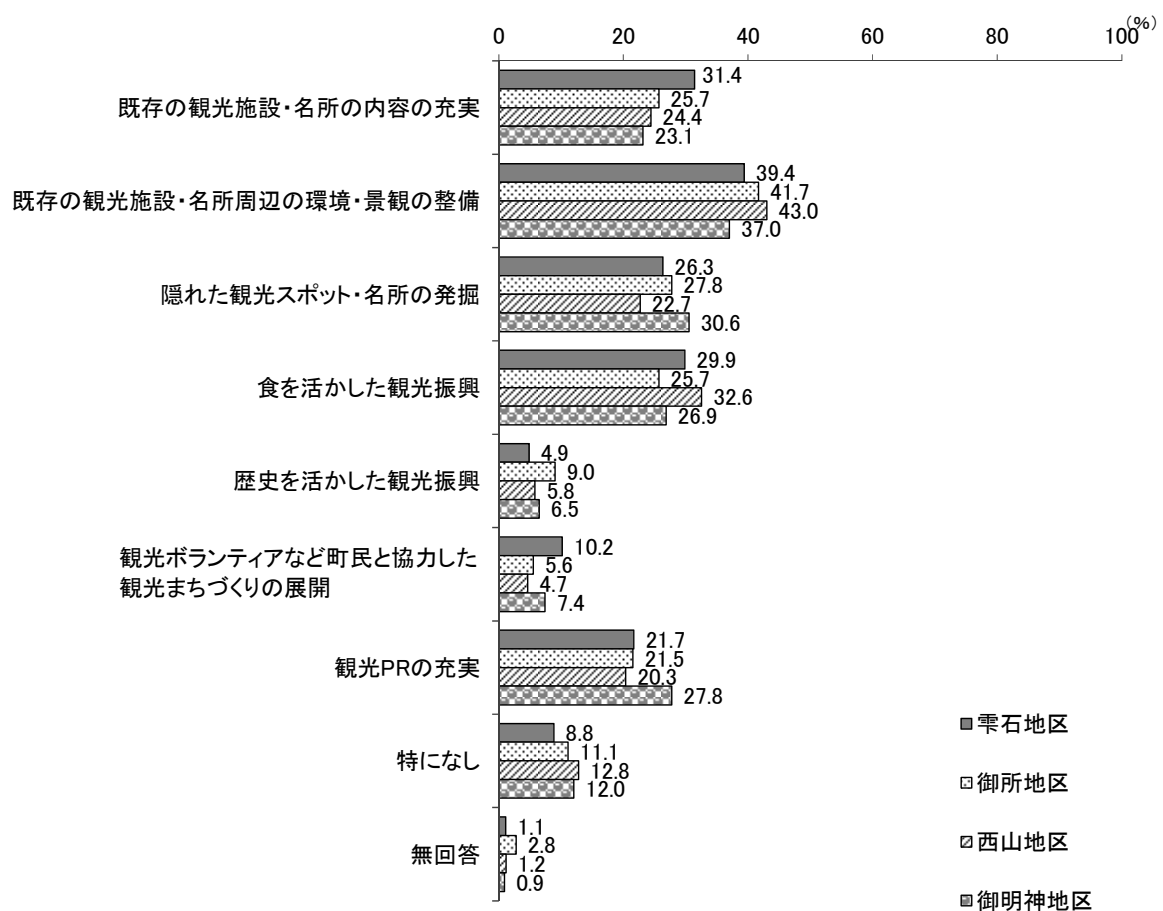
	調査数	水害対策など自然災害の防止	建築物の不燃化や耐震化の促進	防災マップの見直し	災害時における情報伝達機能の充実	街灯の設置、死角のないまちづくり	放置空家の安全対策	特になし	無回答
【総 数】	879	45.3	4.3	6.7	29.5	49.6	36.9	3.6	2.2
【地区別】	—								
雫石地区	452	42.5	5.8	5.3	31.4	49.1	37.2	3.5	1.8
御所地区	144	42.4	4.2	6.3	29.9	52.1	35.4	1.4	4.9
西山地区	172	48.8	2.9	9.9	25.6	50.6	35.5	5.2	1.2
御明神地区	108	55.6	0.9	8.3	27.8	47.2	39.8	3.7	1.9



②⑤「観光」で特に力を入れてほしいこと

「既存の観光施設・名所周辺の環境・景観の整備」が40.3%と最も多く、次いで「食を活かした観光振興」が29.2%となっています。

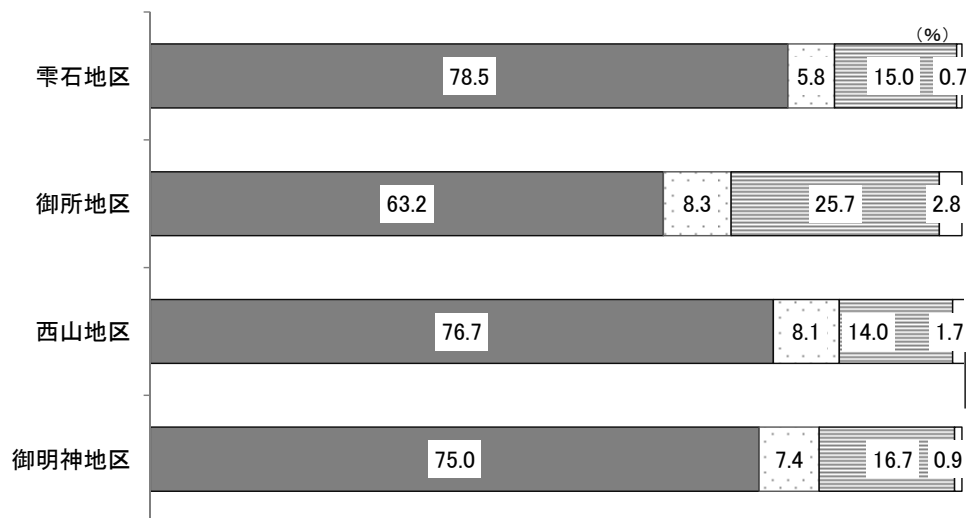
	調査数	既存の観光施設・名所の内容の充実	既存の観光施設・名所周辺の環境・景観の整備	隠れた観光スポット・名所の発掘	食を活かした観光振興	歴史を活かした観光振興	観光ボランティアなど町民と協力した観光まちづくりの展開	観光PRの充実	特になし	無回答
【総数】	879	28.0	40.3	26.3	29.2	6.0	8.0	22.2	10.5	1.4
【地区別】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雫石地区	452	31.4	39.4	26.3	29.9	4.9	10.2	21.7	8.8	1.1
御所地区	144	25.7	41.7	27.8	25.7	9.0	5.6	21.5	11.1	2.8
西山地区	172	24.4	43.0	22.7	32.6	5.8	4.7	20.3	12.8	1.2
御明神地区	108	23.1	37.0	30.6	26.9	6.5	7.4	27.8	12.0	0.9



②⑥都市計画区域のルール必要性

「住宅地の中に工場が建築されたりすると生活がおびやかされるため、ルールは必要」が75.2%と最も多く、一方、「商業・工業などの発展のためには、ルールは必要ない」は6.9%となっています。

	調査数	住宅地の中に工場が建築されたりすると生活がおびやかされるため、ルールは必要	商業・工業などの発展のためには、ルールは必要ない	わからない	無回答
【総数】	879	75.2	6.9	16.7	1.3
【地区別】	-				
雫石地区	452	78.5	5.8	15.0	0.7
御所地区	144	63.2	8.3	25.7	2.8
西山地区	172	76.7	8.1	14.0	1.7
御明神地区	108	75.0	7.4	16.7	0.9

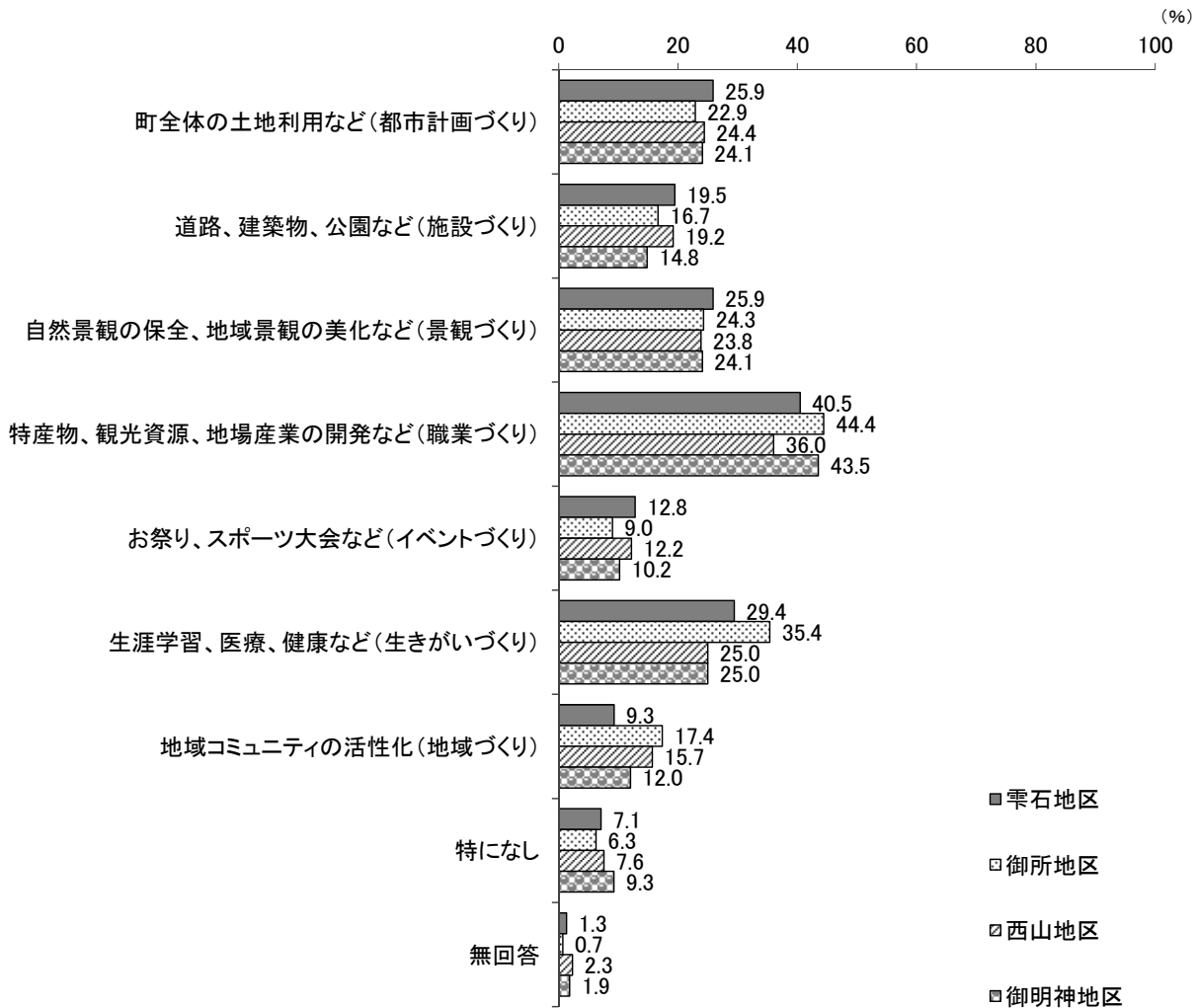


- 住宅地の中に工場が建築されたりすると生活がおびやかされるため、ルールは必要
- 商業・工業などの発展のためには、ルールは必要ない
- ▨わからない
- ▤無回答

⑦関心のあるまちづくり

「特産物、観光資源、地場産業の開発など（職業づくり）」が 40.7%と最も多く、次いで「生涯学習、医療、健康など（生きがいくくり）」が 28.9%となっています。

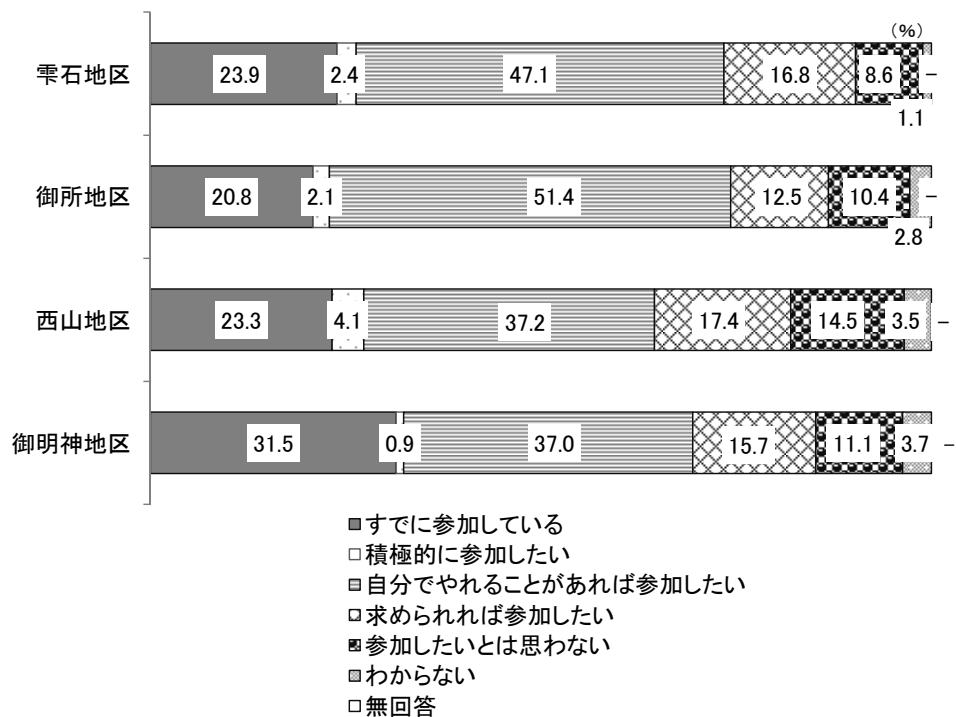
	調査数	町全体の土地利用など（都市計画づくり）	道路、建築物、公園など（施設づくり）	自然景観の保全、地域景観の美化など（景観づくり）	特産物、観光資源、地場産業の開発など（職業づくり）	お祭り、スポーツ大会など（イベントづくり）	生涯学習、医療、健康など（生きがいくくり）	地域コミュニティの活性化（地域づくり）	特になし	無回答
【総数】	879	24.8	18.3	25.0	40.7	11.8	28.9	12.2	7.4	1.5
【地区別】	-									
雫石地区	452	25.9	19.5	25.9	40.5	12.8	29.4	9.3	7.1	1.3
御所地区	144	22.9	16.7	24.3	44.4	9.0	35.4	17.4	6.3	0.7
西山地区	172	24.4	19.2	23.8	36.0	12.2	25.0	15.7	7.6	2.3
御明神地区	108	24.1	14.8	24.1	43.5	10.2	25.0	12.0	9.3	1.9



②まちづくりへの参加意向

「自分でやれることがあれば参加したい」が44.5%と最も多く、次いで「すでに参加している」が24.3%となっています。

	調査数	すでに参加している	積極的に参加したい	自分でやれることがあれば参加したい	求められれば参加したい	参加したいとは思わない	わからない	無回答
【総数】	879	24.3	2.5	44.5	16.0	10.5	2.2	—
【地区別】	—	—	—	—	—	—	—	—
雫石地区	452	23.9	2.4	47.1	16.8	8.6	1.1	—
御所地区	144	20.8	2.1	51.4	12.5	10.4	2.8	—
西山地区	172	23.3	4.1	37.2	17.4	14.5	3.5	—
御明神地区	108	31.5	0.9	37.0	15.7	11.1	3.7	—





雫石都市計画マスタープラン

発 行：雫石町

編 集：雫石町地域整備課

〒020-0595 岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1

TEL 019-692-6406（直通）

FAX 019-692-2130（直通）